

鍛冶に用ひし水は此寺の内井にて邑俗千代鶴の井と云(國安は幼名は)

〔明智軍記〕

越前に千代鶴と云鍛冶あり有國兼則など云者と相議して大太刀二振を作り出す七尺八寸に作り出せしを太郎太刀と號け六尺五寸有りけるを次郎太刀と號く太郎太刀は從僕四人して擔ける程なるか直隆(眞柄十郎)輕々しく提けたり子息隆基も次郎太刀を弓手の肩に懸二陣にそ續きける云々

眞柄十郎  
左衛門

金津權三

權三國長は坂井郡金津の人世呼て金津權三といふ夙に刀鍛冶を以て名あり、太刀の象反りて鎬高く鍛細に龜文刃多し、殊に薙刀に巧みなり、二代目國長亦綴理に銚子杉形返り深く、峰燒ありて一類大同小異とす、元應年中の人、

藤島友重

友重は越前の人刀鍛冶なり、正應年中吉田郡藤島村に住す、故有て加賀侯の請によりて同地にゆく子孫連綿大に賞用せらる今藤島に鍛冶町村と云所あるは則

ち友重居室の遺蹟なり、建武年中の人

志津兼則

三郎兼法もと美濃國關の人、越前に來り一乘に住す、後兼則と銘を打つ著名の刀鍛冶なり、弟子正則兼則あり越前越知山道大森に住して刀を打つ、之を大森打と稱す、大森は丹生郡志津庄なり、天文年中の人、

下坂康繼

下坂市左衛門名を康繼と稱す、其先遠く大宮中納言藤原俊當より出つ、俊當曾て後鳥羽帝に仕へ、刀銘を信兼と呼び、頗ふる刀劍鍛冶の技に精し、帝も亦英邁當時政權の武門に移るに慨する所あり、意を武技に留め、親ら護身刀を作らせらる、俊當常に御側に侍し、鍛煉補助するもの少からず、承久の亂俊當國難に殉し、庶流戰敗の餘、近江國下坂に潜匿す、夫より數代に及ぶ、市右衛門兼當の世に方り祖先信兼の遺法を傳へ、刀鍛冶を以つて生理と爲す、後市右衛門康繼亦夙に鍛冶に巧なり、奮然感ずる所あり、郷里を去て諸國に修業す、時に美濃を過ぐ、偶危害を己に加

康繼二人  
を斬る

越智權現  
の靈夢を  
感得す

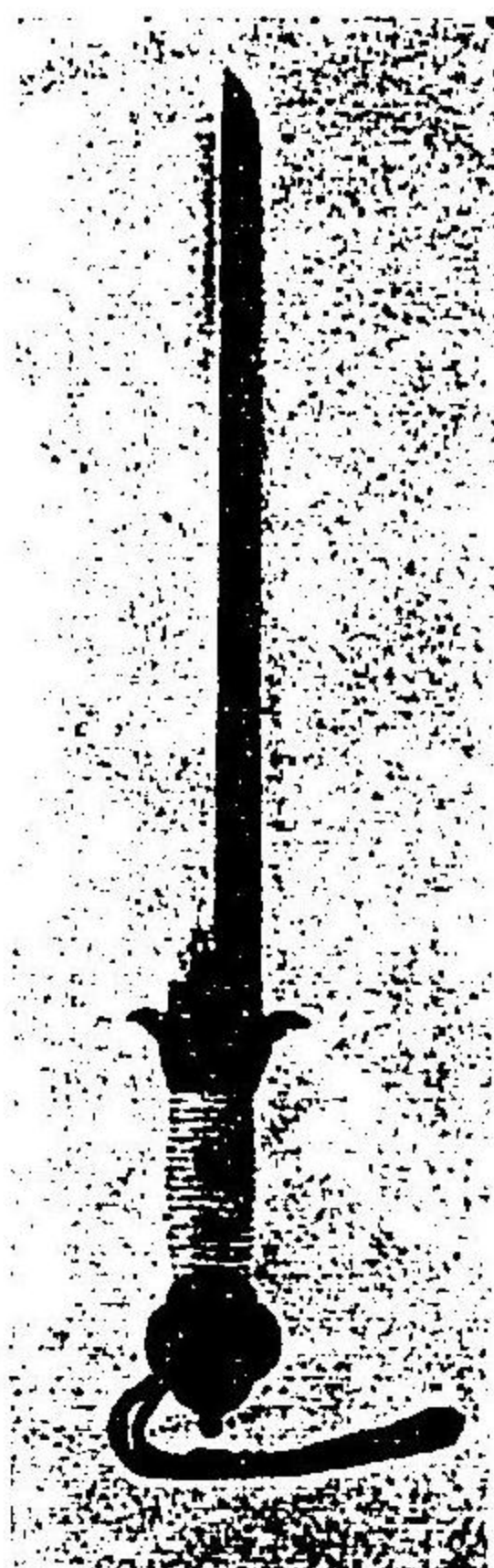
初代康繼  
法名昌翁  
宗家居士  
福井居  
宗桂林  
哲地に  
あり

へんとする者あるに逢ひ、奇禍避くるに由なく其二人を斬つて京都に上る、是れより迹を晦まし姓大宮を改めて下坂と稱す、既にして祈願を京都六角堂觀音に籠め、一夕北國に下るべきの靈夢を得、乃ち越前國一乗谷に到り、次て北莊福井のに住す、又越智權現の靈告を以て南蠻鐵五鐵の法を感得す、時に天正年間なり、慶長年中家康公の役人北國を巡視し、偶下坂の技の凡ならざるを見、佩刀二口を作らしむ、刀成り公深く之を嘉納す、是より公及び當藩主秀康卿の知遇を得、又麾下の士阿部四郎五郎推薦する所多し、是より先市右衛門肥後大塚藤原下坂を以て銘と爲す、是に於て公より康の一字を賜はり、銘に用ゆることを容され、市右衛門其肥後大塚の受領銘を止め、康繼と打、又葵巴等の紋服を賜ひ、扶持米及び江戸上下傳馬等特旨の朱印を辱うす、次て台命により江戸に在勤す、元和七年九月九日病歿す、二代は康繼の長男にして市之丞康悦と稱す、亦藩侯より合米四十石知行二百石紋服等恩賜甚だ多し、秀忠公の時に至り移つて江戸紺屋町に住す、正保三年二月十五日を以て卒す、三代は康繼の三男にして名を四郎右衛門と稱す、時に康悦の實子右馬助猶幼なるを以て四郎右衛門代つて幕府に勤め、後越前に就き藩主より屋敷を賜ひ、福井祝町に住す、天和三年正月朔日卒す、四代市左衛門は養

子にして吉之助と稱す、養父の業を繼ぎ同じく藩侯に仕ふ、正徳四年八月剃髮して康意と曰ふ、享保九年五月五日卒す、五代亦康意の養嗣にして、初め武右衛門後市左衛門に改む、延享二年二月命により權現堂奉納の太刀を作る、寛延元年十月十八日卒す、六代武右衛門は五代市左衛門の長子康弘と稱す、七代亦康弘の弟にして武右衛門又四郎右衛門後に市左衛門に改稱且つ康義と曰ふ、八代は康義の養嗣にして始め市之丞後市左衛門と改む、九代は八代の實子にして市之丞又康直と稱す、代々祝町に住す、

聖堂釋典所用之劍

東京帝室博物館所藏



身長一尺六寸 銘康繼作

子爵本多忠敬氏所藏



身長一尺三寸 身表梅裏竹の彫あり銘越前國康繼貞宗奉揚本

〔下坂文書〕

福井市 下坂康次氏藏

今晝者御出之處に令登城不能面談心外之至候、一吉利支丹宗旨御家中に有之由にて奉書付申處に當春彼者被放御扶持御構雖無之爰元へ參罷在處を御聞出し早速御搦捕則井上筑後殿へ御渡し無殘所首尾氣味能儀共一段之御奉公と存知候事、

一謠を諷候深尾甚左衛門義黄金貳枚並拾人扶持可被下之旨上々之儀共尤過候へ共爲念其身を呼寄委申開候處に天山君旨堅申候間可被成御心得候事  
一下坂康悅弟四郎右衛門儀兼而より如申 黃門様以來拜領仕來候分斗と并福井に御座候康悅家屋敷を被下候様に仕度候と拙者も願にて候へ共只今御訴訟仕儀も如何に候故申兼打過候雖然如御存知之彼康悅萬事我等を頼由直談にも又は遺言にも書載候條不被捨置候因茲康悅弟康意其弟四郎右衛門今日召寄分明に相尋候處に右申ことく福井之家屋敷其上黃門様已來被下候御合力御拜領仕は重疊忝可奉存旨嚴重に申候御老中へ能々被仰達相調候様に任入候委細は面談之上申殘候恐々謹言、

阿部四郎五郎 判

福井藩祖  
黃門秀康  
公

七月廿九日

本多五郎右衛門様

人々御中

尙甚右衛門四郎右衛門兩人相濟候は、拙者迄可喜候以上

〔下坂文書〕

去る三日之御狀相達無別狀長吉殿一段拜見申候御息災候間可心易候以上  
一下坂康悅跡目之様子安四郎五郎殿被仰様之通承届候則連狀に被仰越候間何も相談申候へは此儀尤其上四郎五郎殿被仰事に候へば弟四郎右衛門に御切米被下候て可然と相談申其元へも申越候間定而相濟可申と存候、  
一新保村之者共之儀以御意光撻且國其外方々にて御馳走に會罷歸に付侍從様御禮之段於御前伊豆殿被仰上候處御感不斜候而一段御首尾よく候由委承候而珍重に奉存事に候  
一朝鮮國へ御加勢可被遣との御沙汰之儀態々被仰越之通何もへ御物語申候萬々追而可申入候恐惶謹言

八月十一日

酒井外記 判

刀工

四十三

寛永廿年  
坂井郡新  
保井田  
藤右衛門  
外五十七  
人難七  
へ深流す

〔下坂文書〕

去月晦日之御狀令披見候、阿部四郎五郎殿へ御用之儀付被參候處、御登城故御子息達へ申候而被罷歸候へば其以後貴殿へ四郎五郎殿被遣候、御狀之趣令拜見候、

松平光通  
公幼名萬  
千代

一 謠ヲうたひ候、深尾甚左衛門儀被召出、四郎五郎殿辱思召旨奉得其意候、兩人共に被召出儀萬千代様御爲にも一段之御事候、  
一 下坂康悦弟下坂四郎右衛門、鍛冶細工をも随分仕せ尤候康悦に前に被下候御切米四拾石并當地之家屋敷彼四郎右衛門に被下候様に候は、可爲御満足通得其意候、則侍從様へ被仰上右之旨被下候様に可申上之旨内藏頭殿五郎兵衛殿へ只今返狀に申遣候條相違有間敷候、元覺伊勢守は於其御地貴殿被申聞候故其段能致存知候志摩守も外記も少も別儀無之候一段存事候條四郎五郎殿へ御次而之時分能々御意得候而御申達可有之候、康悦子右馬助未若年候へ共從公儀、御扶持方被成御下行之様に四郎五郎殿御肝煎被成松原右衛門殿、同

伊豆殿、阿部豊後殿へ御内談候へば

權現様御取立之家筋候間、別儀有間敷旨御内々之由誠四郎五郎殿被入御意儀、康悦右馬助爲に辱御事共に候、其段四郎五郎殿彌可有御意得候、四郎五郎殿より貴殿へ參候御狀令返進候恐々謹言、

八月十一日

酒井外記判

狛伊勢守判

永見志摩守判

本多五郎右衛門殿

御返報

大和大椽正則

正則は刀鍛冶なり、幼名源三郎兼則と云後正則と改む、美濃國關兼法の弟子なり、秀康公の封を北莊に移さるゝや來て柳町に住居す同町中央小川あり其西に至り一曲北へ入る處則正則の舊地にして無役なり此川水を用て刀を打たりと云故に當町今は大和町と稱す一子正則同銘を打つ弟あり新入兼則と稱す慶長寛

正則の遺

刀工

永年中の人

肥後守貞國

貞國は越前に生れ、長曾禰虎徹の師匠なり、刀鍛冶にして初の名國兼と云又下阪と銘を打、三代同銘なり慶長中の人、

播磨守重高

重高は江州の住人關兼植の子なり、刀鍛冶にて越前に來り福井藩に仕ふ、子孫重高を名乗る寛永年中の人、

島田國清

山城守藤原菊國清は刀鍛冶なり、寛永元年七月松平忠昌公、北莊御入部の時、越後高田より御供にて來り福井濱町に屋鋪地を賜はる、表口十七間、奥行三十間二尺、奥幅九間半、の御朱印地なり、南は足羽川を右として東向なれば其川方は御上よりの御普請埒なり、寶曆年中御儉約にて杉苗二百株下され、之を生垣とす、文政九

菊國清法  
名心院  
覺

二代國清  
法名寶譽  
林殿

任山城大  
椽

御所にて  
御土器下  
さる

年中百坪許御用地となり、地子替として銀札壹貫四百匁拜借仰出さる、尤無利足なり、二子あり市左衛門國清部屋住の内病死せしにより、二男新兵衛國清(初國)といひ二代を嗣ぐ、三代國清新兵衛と稱し山城守國宗と銘を切、晩年國清と切る、名人の譽れあり、元祿十三年庚辰七月四日歿す、年七十八、法名傳譽相慶居士、

〔島田文書〕

福井市  
島田助十郎氏藏

寛永四年二月十七日宣旨 藤原菊國清

宜任山城大椽

藏人兵部少輔藤原俊完 奉

(中御門中納言)

一筆令啓達候、先以御受領之儀早々相濟珍重候、殊御所者、所二間奥迄被召上右京太夫殿、新太夫殿、岡本丹波殿、御土器御肴被下候儀辱可令思召候、猶自是重而可申入候、恐々謹言、

尙々我等方迄御持參之由、令祝着候、猶期面上候、

三月廿一日

長橋様御内

堀江良兵衛 (花押)

菊國清様

刀工

〔地藏靈驗新記〕

越前國福居に山城守國清通稱新兵衛といふ刀治あり、難治の病を受けて臥蓐數年、寛文二年の春かたに痢病を以て殆と將に起らんとす、閩國の良醫各其術を盡すといへとも救療すると能はず、皆手を束て退けり、食事を絶ずる事既に五日、親戚必ず死せん事を悲て涙を落さざるはなし、然るに爲人偏強にして歳もまた壯なり、滝しく病床に倦といへとも本心尙撓まず、毅然として自ら勵て曰、我平生精力を鍛粹に竭して其妙を極んと欲しき、干將何人哉、豈聒へからざらんや、天若我に數年の命を賜は、かならず宿志を償ん、然るに我今死なんこと必せり、於呼已矣哉、我聞く江州木の本延命菩薩は靈威神驗世に希有なる所と、且此菩薩は持戒破戒を論ぜず、淨不淨を擇び玉ふことなしと、今死門に臨めり、寧齋戒し身を淨るに暇あらんや、我今身心を瀝て此菩薩に祈らば、假使定業なりとも轉し玉ふと無らんやとて、瞻病の人をして援け起さしめ、面を南方江州に向はしめ、掌を合せ、南無一心頂禮大慈大悲地藏大菩薩本誓虛しからずんば、我病をして速に消除せしめ賜へ、若我必死を脱るゝことを得ば、一刀を作て慈恩に酬ひ、跬歩を企て尊容を拜し奉んと、至心に持念し祈願しければ、奇哉それ

二代國清  
病氣全快  
を祈る

より漸に快爽を覺て氣血日々に加り、數月ならずして完く復故せり、明年癸卯五月長九寸五分の短刀を造て淨信寺に詣、本尊を拜謝し、これを奉納す、其人壽ありて、今猶世に存在せりと、

鐔 工

明 珍 吉 久

明珍の妙  
技

明珍はもと冑師かまじにして福井谷町に住し、福井藩の御職人なり、鑄其他鐵製の物種々の意匠したる妙作あり、同町中央に小川あり、下谷町に至り南より北へ支流のつきたる處則ち明珍の宅地にして、表口六間三尺奥行十間の御朱印地なり、通稱小左衛門、作物には吉久よしひさと銘を打つ、寛文四年甲辰六月廿八日卒す、法名善慶眞宗本派長慶寺に葬る、二代も同く小左衛門吉久といひ、同町に生る、此人名工の譽高く、鐵製鷹の置物は煉鍛幾千の羽毛を刀劍の如く組織したる勁勇無比の傑作、活動飛揚の勢あり、其兩翼を伸張するに至ては、直徑六尺餘ありて手を放てば自ら翼を收縮するの想あらしむ、又雌雄龍の鐵製文鎮あり、是も伸縮自在の妙技にし

鐵の鷹魚  
の具足



魚鱗具足侯松平家所藏

て、共に舊福井藩主松平侯の所藏たり、然は今英國倫敦の博物館にあり、鐵龍の一は先年 朝廷に献上となれり、同家猶傑作種々今も所藏にして鐵龍の外魚鱗の具足は、共に著名の逸品たり、是、極其則吉久性意匠に富み、偉大の作を好み、藩主より時々賜物あり

しと云、延寶二年甲寅年卒す法名願正同寺に葬る、

〔初音草〕

寫本 勝澤牛翁著

鑄師小左衛門は金工にして生涯刀劔のかなぐを彫鑿し、殊に鑿つを彫するに長せり、常に多きをひさばらず、一家の衣食わづかに足るを以て限りとす、老て齒なし、烟管をふくみて鑿を彫する故、上はれせ涎烟管につたへて鑿面にしだたり、鐵屑と相和してひさき事いはんかたなし、故に人々嘲りてよだれ小左衛門といふ、其

天明三奇人

涎烟管に滴る

彫鑿する處鳥獸花草一見粗なるが如くなれども、氣韵生動衆工其右に出る者なし

延小左衛門は明珍六代目にして、世に明珍作鑿は此人の作多し、文化六年己巳二月二日卒す、法名善榮此人長命したりと云、



作銘

〔日本美術論〕

明治廿二年三月 岡部宗久著

美術展覽會褒賞授與式に於て演説の要領 日本美術協會頭佐野常民 (前略)今其一例を舉れば現に本會に出品せられたる魚鱗の甲冑(松平茂昭氏藏)を見るべし、其製作の妙なる眞に優等の美術品なるは誰か之を否と言んや(略中)此に再び明珍の例を舉げて余の言を證すべし、英國倫敦の有名なる「サウス、ケンシントン」博物館に同人の作に係る鱗一個を藏せり、諸君は同博物館が幾許の金を投して之を購入せしを知るか、此鱗は魚鱗の甲冑と同一越前家の

貳拾圓の  
銀圓

福井明珍の  
名海外  
に轟く

記内島の  
錨

藏品なりしを有功の臣某に賜はりしか某の死後家人僅に數圓の金額にて之を賣却せり其一大び外人の爲に買ひ去られ海外に出るに及びてや頓に價値を増し轉帳して「サウス、ケンシントン」博物館の有に歸せし時は實に五千磅即ち二萬五千弗の巨額を抛て之を購入せりと聞けり豈驚くべきにあらずや其初は尋常一樣の鋼鐵なるに名工の手を経て優逸の美術品となれば此の如き高價を發す美術の國富を増殖する實に鴻大なりと謂ふべし此の如き名品の海外に出てしは遺憾なりとは雖も之に由て日本美術家明珍の名字内に顯れ従て日本の光輝を發揚せしは一大快事ならずや(以下)

### 高橋記内

記内は福井藩の錨師なり本姓石川のち高橋と改む松屋町に住し藩公より愛鷄の錨を命ぜられたる時其御鳥拜借を願ひ出たればやがて御下げとなりたり早速店に放ちて其動作を觀つゝ酒飲み續け遂に酒錢に困りて鷄を賣る事聞へて買戻しとなり速に記内は遠慮申付けらる役人來つて見るに醉眠して居ければ御錨至急納む可しと命ず記内眼を覺し遠慮て戸下して聞ければ寢るより外な

動物の錨

しとて上の戸一枚引上げ半遠慮て仕事を爲すべければ今一度御鳥拜借を願ふ止を得ず役人付添にて鷄を見すれば是てよしとて細工に着手し傑作を納めける又錨むかの錨を作り見事の出來にて藩侯の江戸にて某侯が其脇指の錨を觀られて此錨は動いて柄頭迄這歩るくと御賞めあり類に所望され其錨を進呈せらるさて御歸城の後再び記内に命じて早々製作せよとの事記内頭を打振彼錨を彫時は錨を地金に這歩ゆませ見飽て鐵槌てつちで打殺し斯くする事何十匹なるを知らず殺生の報ひ未來恐ろしければとて御斷申上げれば侯も強て御意も無かしとぞ元祿九年丙子九月十七日卒す法名秋月淨盛信士天台宗西嚴寺に墓あり



東京 皇室 博物館 藏



記内作銘

### 〔金工鑑定便覧〕

記内石川氏越前住記内吉次と銘す龍生透上工龍の頭差表に向輪あり昔にもゆずらざる上工なり地鐵二つとりと綺麗なり又丸龍唐花鳥具生透下地細磨



鑄ようかん色にして美し、江戸にて作るなり是獻上記内と云ふ、鑄付直すときは六かしかる可し代々越前に住す、又記内石川氏越前住、五代目鑄縁頭の上手なり、

〔藩園文集〕 前田梅洞著

藩之矢人有大橋多重郎者、實鑄工高橋記内之子也、記内以世善其工、既已得餽稟名聞四方、記内造鑄也、鑄琢堅鐵、作龍鳳花卉蟲魚之象、窮奇極巧而使鐵質瑩澤妍然、人獲其鑄者靡弗寶重焉、記内既歿、嗣子亦隕、其子年少、未達鑄工之技、於是多重郎傳造箭業於我子、退而專造鐵鑄、乃教其侄今之記内、專攻其業、以製箕裘云、多重郎誕在記内家、固已稱出藍、余所佩之刀、每使多重郎造鐵盤、以故數往來余家、頃請其名、余乃謂曰、夫工不二業、汝已爲矢人、則宜專其本業、然汝鑄工之巧、不得以彼不易、此抑二家而一家、亦何嫌之有、乃名汝曰紀一乎、多重郎欣然、唯々而退、因書其說與之、

小 狐

越前の鑄師に小狐と云あり、福井龜屋町に住して妙技の譽れあり、或時龍の鑄を

小狐龍の鑄

造らんとするに、いかにしても工夫つかず、飄然坂井郡の三里濱にゆき、握飯持參砂上に起臥す、海を見ること數日、或日俄かに海天曇り、怒浪渤海の中、忽ち物あり、飛騰すること少時、之を認めて歸宅して鑄を造る、其龍生るが如し、天明の頃なり、小狐作鑄は珠數の透あり、俗に云一刀彫粗にして活狩野派墨畫の風致あり、埋錢の鑄、嗅字を彫る是銅臭を嗅の意匠、凡ならず、其五銖は前漢武帝元狩五年、皇朝開化天皇即位四十年也、貨泉は新王莽天鳳元年、皇朝崇神天皇三十七年也、共に逸品なり



福井 聽泉 亭所 藏



作銘

〔金工鑄寄〕 小狐越前國とあり

### 装劔師

#### 一宮長常

装劔家一宮長常は敦賀町の庄町酒造家の子なり、幼より京都に出て金工柏屋忠八の丁稚となる、常に使に出る毎に繪草紙屋又は書林の店頭に立て熟覽す、歸りて夜更けて内の者の寝静りたるを窺ひ晝間見し所の繪をかきて楽しみとはなしける、夫より暫時眠に就き未明に起て伏見稻荷神社に參詣し、寒暑を厭はず風雨を物とせず、心願怠らざること數年、或日病あり、傭主醫を迎へて診察せしむ、其大便を検するに甚だ黒し、醫驚て大患なりと云ふ、長常たゞ笑て意とせず、果して日ならずして病癒ゆ、醫師之を詰る、答て曰く、毎夜書畫を學ぶ其墨を舐るを以て常に大便の色黒しと、後保井高長に就き彫刻を習ふ、好て竹子、土筆、蝸牛、蛙などの寫生的をものして人目を驚かす、其技次第に上達して龍、獅子、人物に妙を得たり、其傭主の家を去りては、麩屋町二條下ル町に住し、雪山と號し、合章子と云ふ、光格天皇の朝に御衝立つきたての金具を調進す、其賞として越前大椽を受領し一宮越前

深夜の修行

越前大椽となる

大椽源長常と銘す、刀劔家の評に曰く、長常は應舉と伯仲すといへり、初老を過ぎ香花、茶道、及び三絃を習ふ、其子長義家業を嗣く、長義の子他業に轉ず、長常の作は鐔、縁頭、目貫、小柄、等に金、銀、銅、鐵を以て精微なる意匠を凝らせり、されは幼年より繪事を自得したれば、時あつて紙に揮毫するに位置、潑墨、畫工をして驚嘆せしむ、故に其遺墨好事家の愛貴する處なり、天明六年二月歿す、

〔北窓瑣談後篇〕

安永年間或諸侯へ朝鮮國より頼て清の乾隆帝へ朝鮮國より献上物のよしにて京都御幸町の彫物師長常へ赤銅の手爐はなごの火屋ひやに入重菊のすかしを至極丁寧ていねいに申つけられたり、價は五百金のよしにて地金のけつからは言に及ばず、彫物の丁寧長常一生の精力を盡して造れり、裏に大日本越前大椽長常と、金の象眼銘を入れ贈れりとぞ、其象眼もチギリ象眼とて年を歴てぬけ落ざる手際の細工に入れたりとぞ、是らは面目の事也云々、

乾隆帝の御物たる

#### 黒川茂久

茂久通稱兼四郎、父をも兼四郎と稱し、母は大工善兵衛の女にして其二男なり、福

装劔師

井城之橋町に生て代々藩の御腰物方たり、祖先は下總の住人道林と云、二世文太郎に至りて舊祖秀康公當地移封のとき祖父堀平太夫と共に北莊(福井の)に來り住す、時に慶長六年なり、茂久其十二世にして妻は八百屋伊三郎妹四男二女を擧ぐ、文化七年正月廿三日御腰物指料小道具方御用を命ぜられ、八年正月七日年始御禮に御社杯着す、文政二年五月十八日新に案出したる俱利伽羅彫鐫を製作して公儀獻上となり、將軍家御指料となるの名譽を得、性甚た謠曲を嗜み、文政十年閏六月十五日御入部祝事の時、御本丸にて謠方を命ぜらる、茂久初め茂直といひ、技工巧みにして刀劍裝具の細工をよくし、又七寶細工にも種々の上作ありて銘を吟宇と打つ、嘉永六年四月十五日病卒す、年三十二、法名常在院道光日山信士、日蓮宗妙性寺に葬る、

俱利伽羅の鐫

七寶細工を能す



銘作

### 鍬師

#### 櫻根口人

櫻根の矢

鍬工越前の櫻根口人か、雁般今世に用ひらる、或は云織田形と云あり、是は織田信長公越前の高來矢根世に勝れたる事を賞し、其一類妙工なるものを尋出し、安土に召寄せ切形を以て摺しむ、其形不同なり、彼者品々摺たてまつりしに何れも心に應じて即興ありしと云ふ、歌に

越前の高來の櫻續植て根を絶さしと思ふなりけり

(武用辨略)

(参考)

吉田郡高木村に高木城あり、織田三郎左衛門籠りけるが高經黒丸退去の節三郎左衛門が郎等共も落失せ僅十二人に成しかは高木の城に火を掛けて加賀國へ落行ける、其後朝倉の時代には竹下帶刀と云者居ける由にて今に構城とて跡あり

(越前國主記附録)

### 具足師

#### 岩井勝右衛門

岩井勝右衛門は、福井久保町に生る、家世々藩侯より扶持を得具足師を以て職と爲す、勝右衛門藩侯治好公の知遇殊に厚く命により甲冑を製す、意匠頗ぶる雄壯にして作亦纖巧、其附屬品に至る迄名匠の跡を留め後世範とすべき者多し、勝右衛門性亦恬淡水の如くにして甚寡欲是を以て貧に迫るも更に介する所なく、ある歳晩に迫り四隣みな迎春の準備を爲す、而して勝右衛門の家未だ資の餅を春くべきなく、妻兒勝右衛門に向つて要求頗ぶる急、勝右衛門一策を按じ、大なる麻の袋を以て之に附札して餅の奉加を請ふ、近隣みなこれを憐れみ自家製する所の餅を以て袋中に投じて隣家へ順送す、是を以て餅立ろに集り、遂に一巡して其家に戻る、澤山雜煮餅を食ふことを得たり、勝右衛門心竊に策の成れるを誇り、自後毎年此例に倣ふことに至る、其磊落にして頓才ある概ね此の如しと云ふ寛政年中の人

餅袋に溢る

忠利勝右衛門

筆蹟

#### 好川門兵衛

好川門兵衛名を吉則と稱し兜鍛冶たり、其父は南都の人、能勢善太夫兼正と稱する刀鍛冶にして兼正天正十九年を以て結城秀康公に抱へらる、文祿の役秀康公に隨行して肥前名護屋に出張す、慶長七年福井(北莊名)に來り元和八年病を以て歿す、時に年七十八吉則父の遺業を繼ぎ鍛冶兜の製作に名有り、忠昌公の時同職數人と共に具足を製作す、時に寛永年間なり、居ること三年亡父の郷里奈良に歸る、承應元年藩の軍學師井原頼文其名匠の藩を去り他に轉ずるを惜み、藩主光通公に推薦する所あり、再び越前に來り、遂に召抱へられ兜並に楯鍛冶を爲せり

軍學師曾師を招く

#### 大鐘善四郎

敦賀鶴飼ヶ辻子町の鍛冶大鐘某は京大佛殿の柱の輪かねを作れり、寶元幼年の

具足師

六十一

頃大佛に詣てしが數百本の太柱の輪がねの内に越前敦賀大鏡善四郎作と彫るを見し事有き

(發 實 誌)

### 鏡 師

#### 木瀬淨阿彌

京都北野神社に神前の大鏡あるを誰も知る處なる可し其鏡背に日本の全國を鑄出して圓形四隅に桐と三ツ桔梗との紋附し有名の鏡を鑄たる天下一木瀬淨阿彌は、慶長の末福井に來り、忠直公の代御鏡師として長者町に住す、七世淨阿彌まで鏡を鑄たり、八世より鏡研師となれり、初代は元和四年九月廿六日病卒し淨德釋定門と法名ある墓天台宗光照寺にありしか明治三十五年の大火に破壊したり今北野神社所藏大鏡の外尙鏡二面ある榻本を同社より寄られたり、一は圓徑八寸、一は八寸八歩五厘あり、下圖又福井足羽神社神職馬來田氏所藏の鏡は圓徑三寸三歩五厘、中央に梵字あり、正保二年乙酉八月十八日天下一淨阿彌と銘す是四代の作也、又鎮德寺觀音堂の鏡は圓徑一尺二寸、天和二壬戌歲臘月十八日、天

京都北野神社所藏

下一木瀬淨阿彌作、是五代の作なり

〔集古會誌〕卷三 林若吉著



豊巨秀頼  
公再興の  
鏡

北野大鏡  
の由来

北野神社大鏡考大槻北野葦草圖書第四に圓鏡拜殿所置徑三尺、背面記曰木瀬淨阿彌作云傳曰加藤清正所納也とあり、此大鏡は今現にありて京都北野の菅廟に參詣する輩は誰も眼に入る者なり、然し拜殿に同形の大鏡か二面あるなり、其一面は舊くより傳へたるこの清正奉納の鏡にて一面は明治十三年の頃に松浦

武四郎か新に鑄て納めたる者也、さて舊鏡の背には日本の全國を鑄だしてあり、其國圖は行基菩薩の作る所と云ひ傳へたる圖にて、拾芥抄に載せある者を其儘寫せしなり、略中此頃鈴木秋湖が新に得たる者に左の文を題せり、豊太閤鏡背榻本一幅中山錫九所藏、初太閤嘗造大鏡重二十二斤、背鏤本邦地圖置坐側朝夕鑒其貌、後伐朝鮮、我之太閤自謂、若遣此鏡置朝鮮、猶我自到其地也、乃命加藤清

鏡 師

正遣之、無幾太閤薨、清正聞之、又謹送其鏡而還、寄置北野普願爲神鏡云、鏡今爲普願廟別當松梅院之藏焉、頃錫九以其幅示余、又命余記其由、余因錫九所說、姑記其略云、こは文政癸未仲夏谷山源信義復卿氏の撰なり、中山谷山共に京都の人なるべけれど未詳なり、此鏡の清正奉納と云ふは曾て耳にせし所なるが太閤の創意なりとは此文にて初て知りし所なり、下略

### 蒔繪師

#### 乾 出 雲

乾出雲は博枚と名乗り福井藩の蒔繪師なり、祖先は善吉延寶三年八月三日卒す、出雲は七代目にて上手の譽れあり、福井足羽山松立院の西杉林幽邃の地即ち拜領地にして出雲の墓あり表に

此山分石之内永代拜領享保十二年丁未七月二十五日蒙命俗名乾出雲博枚是人於佛道決定無有疑  
いつよりか闇の時雨にぬれし身も

けふほしあくる法の明紙の

一面に久遠院宗運日壽居士と法名を彫たり、蓋し生墓なるへし、出雲八十三歳の安永三年甲午七月十七日歿す、日蓮宗顯本寺の壇家なり、世々米町に住し山口利右衛門の愛顧を受け、盃の三ッ組硯箱種々の蒔繪物を精製し、乾蒔繪とて賞玩せらる、今こゝに掲げたるは鶏卵を以て香合に作り之に葵紋及び熨斗の蒔繪を付し、足は雛に容とりたる意匠なり、子爵由利公正氏の舊藏に係る、



乾出雲作

## 裁縫師

### 丸小次郎左衛門

姓は丸小名は次郎左衛門福井西本町の人なり、家祖大和國大旗村より出て世々吳服を嚮ぐを以て業とす、次郎左衛門夙に支店を大阪に設け業繁昌を極む性美術を嗜み最も裁縫の技に巧なり、所謂仕立物細工の職を以て藩侯に抱へられ殊に知遇を得侯の江戸參勤亦隨行して江戸に入ると數度姓丸小また侯より賜ふ所とす、寛文二年二月朔日病を以て卒す、遺骸を眞宗本派圓覺寺中に葬り法諡を釋教道といふ、次郎左衛門に一弟あり松屋理兵衛と稱し又店を江戸本町二丁目を開く、常に江戸藩邸に出入最も眷顧を被る、偶朝鮮人の來朝するや、藩侯之と伴ひ理兵衛の店に臨む、理兵衛以て光榮とせり、後越後高田侯に召されて同地に移り秤座改支配役を勤む、又侯宗家を襲ひ越前に入封するに方り、理兵衛亦相隨うて郷里に歸住し、丸小の跡を嗣くと云ふ

## 陶器師

### 札場嘉右衛門

三國焼と云陶器は、藍紫青を以て包彩したるもの、赤彩に金彩と緻巧の模様あるもの、一見九代焼に似たれども亦雅味を愛する好事家に殊に此焼陶を賞翫す、今其創世を探究せば蓋し永祿の昔、朝倉義景公が坂井郡内にて騎射の將士を勞する爲、酒を飲ましめたる土器の抛擲したる遺蹟、今猶破片の丘狀を三里濱邊に見る、是同郡に於る陶器史の好材料なり、元祿元年出雲の人吉川六左衛門、三國に來り平野村に良土を發見して製陶を試む、正徳年中其子出雲にゆきて製陶を習得し、初て施釉の陶器を製し、千辛萬苦遂に佳良の品質世に擴張を謀るも、收支償はす、故を以て衰運に傾く是に於て三國町札場嘉右衛門あり此等の廢滅に歸せん事を惜み、之を譲り受、舊窯を廢して登窯と改良し、更に京師に至りて京焼の法を傳習し、熟精す時に明和五年なり、子半三郎嗣き孫半右衛門、清國製なまこやまの海鼠釉焼を試造す、大に世人の賞賛を得たり、松平侯此舉を贊賞され、札場焼の名稱を授け且

喜寶町札場

帶刀を許し、斯業の發達國益を謀らる、四代半三郎九代燒の法に擬す、五代半三郎雲鶴青磁に類するものを製し、第二回内國勸業博覽會に有功二等賞を得、第三回にては有功三等を得、又石川縣物産共進會にては有功一等賞を受けたり、されど明治廿九年休業せざるを得ざるの事情あるを以て、横山藤助譲り受けて改良いよく、販路を擴張するに至る、今札場創業時代の陶銘を左に示す、札場は實に中興の功勞者たり、



三國燒作銘

### 假面工

#### 平泉寺三光坊

佛師より面打となり

大野郡平泉寺衆徒三光坊の住僧、彫刻を能くし、佛像を刻む、同寺は養老元年越前の泰澄大師の創立にして、泰澄自作の靈像多く、白山越知山、文殊山、吉野山、日野山、

の國中五山を開闢し、之に感得したる佛像を安置したり、其弟子佛像彫刻の系統を爲して三光坊に至りて、面打を以て世に名を知られ、古作と賞翫せらる、壯年比叡山の某寺に住し、山城醍醐最勝院に移り、面打名人として世に六作と云、其門より出目滿照、大光坊幸賢、近江の井關上總介親信の三名を出す、三光坊文明年中歿す

三光坊作小尉 大へしみ 小へしみ

今春大夫

〔面目利書〕寫本

三光坊、彩色至て細に、柔成方也、光澤あり、俗に抽肌といふ物、これを元とするか、一體は強き方なり、裏手鉋目なり、

〔假面譜〕寛政九年喜多古能著

聖德太子淡海公弘法大師春日を神作とし、日光彌勒夜叉、福原文藏、石川龍右衛門赤鶴吉成、日永宗忠、越智吉丹、小牛清光、德忠政を十作と稱し、増阿彌久次、福來正友、春若、寶來、千種、三光坊を六作と稱す、又愛若、慈雲院、宮野、財蓮、吉常院、智恩坊、大光坊、幸賢を中作とす、○印は越前人なり

面工の十作六作中

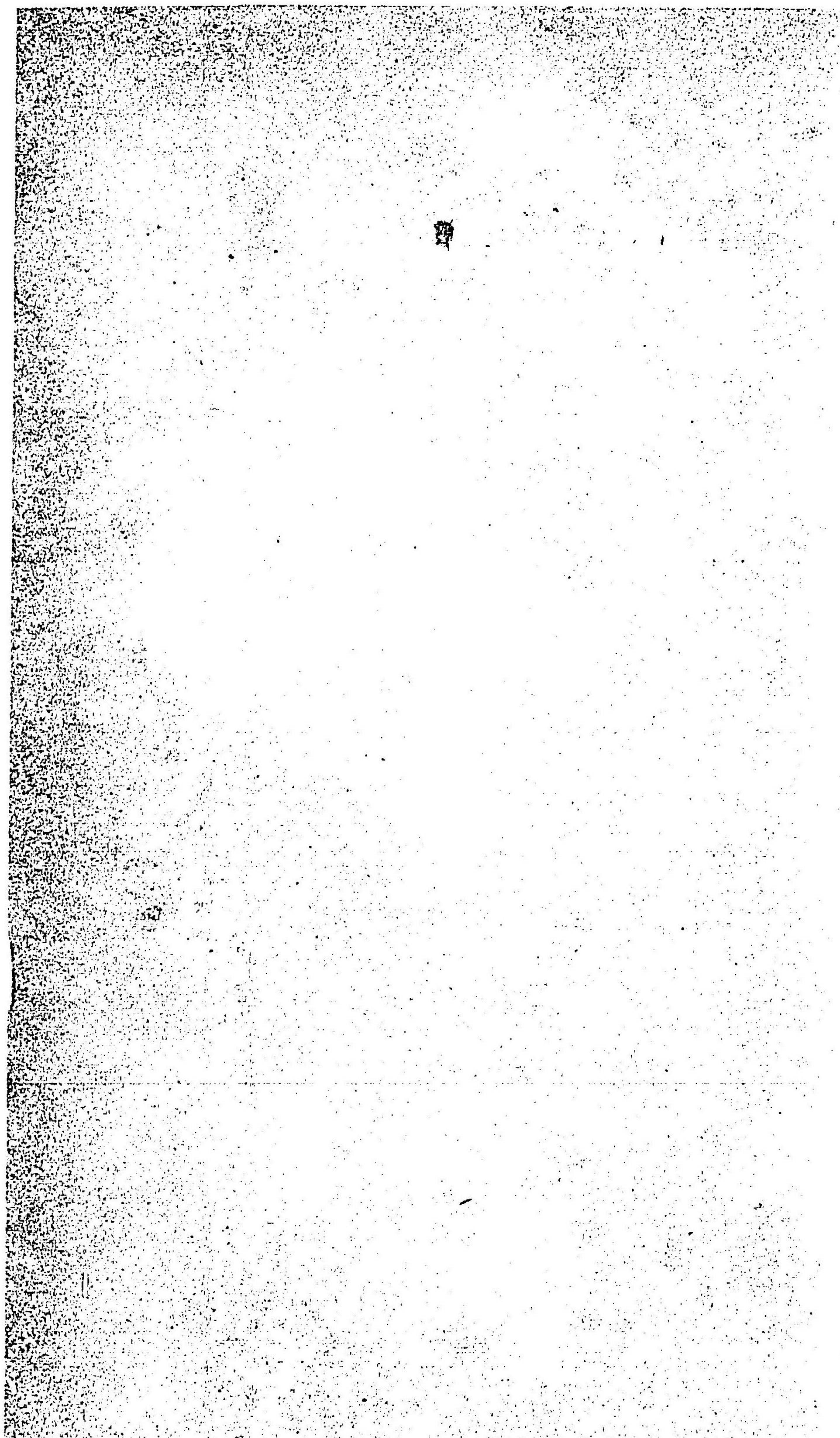
假面工



### 赤鶴 吉成

能樂用ゐる所の假面奇顔怪貌頗ぶる其種多しとす、而して小豆餅あづきもちと名つくるもの最も人意の表に出づ、是吉成の意匠に成る、吉成姓は赤鶴あかづる越前大野に生れ文永年中の人一透齋と號す、技殊に假面の彫作を以て巧なり、彼の大飛出、小飛出、大瘤見、しかみ、鷲鼻、獅子、天神、黒髭等の如き所謂強き假面を以て特技とし、他之に及ぶ者稀なり、江戸に出て觀世家に住す、一日狂言師大倉某、吉成を訪ひ八王の狂言に用ゐる所の武惡の假面を作らんことを乞ふ、吉成事を以て之を辭す、後また大倉到り、贈るに小豆餅を以てす、吉成性酒を嗜ます最も餅を好みこの小豆餅を得て欣々然これを誥す、偶小豆餅の伸びて異狀を成すを見、大いに悟る所あり、機敏これを利用し意匠立ろに成り、彫刻巧を練り塗るに赤色を以てし、嶮新奇拔の武惡を作る、之を大倉に示す、大倉掌を拍つて妙と呼ぶ、後狂言師鷲善右衛門の所藏となり、又東京帝室博物館に轉し今猶同館に現存せり（挿畫参照）

小豆餅の面



福來正友作 能面皺尉



三光坊作 能面笑尉



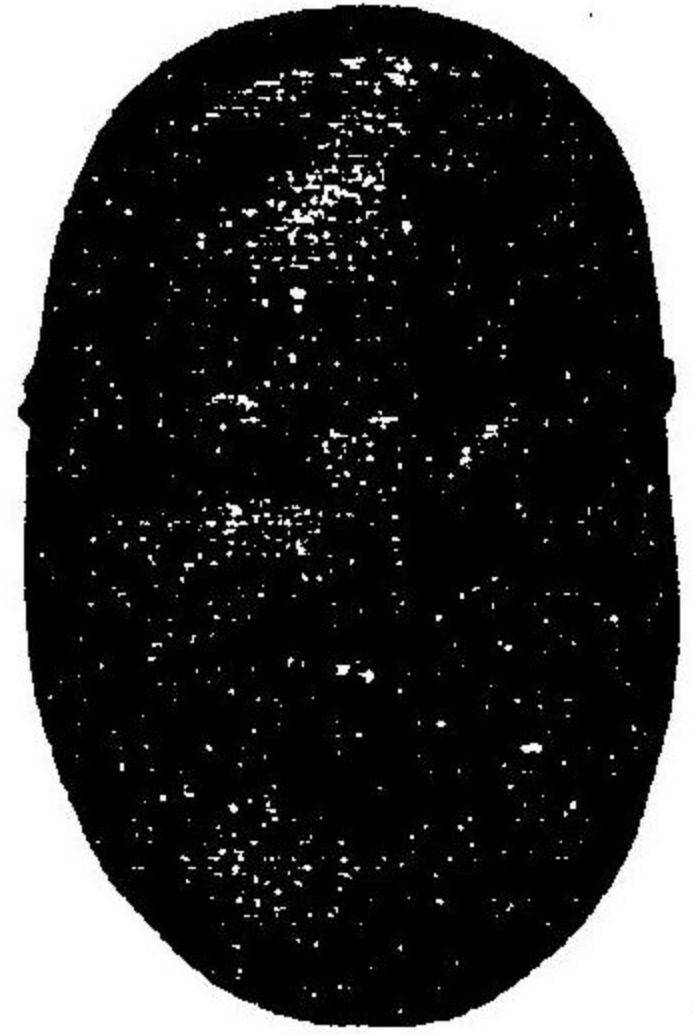
福來正友作 狂言面賢德



赤鶴吉成作 狂言面武惡



出目常慶作 能面萬媚

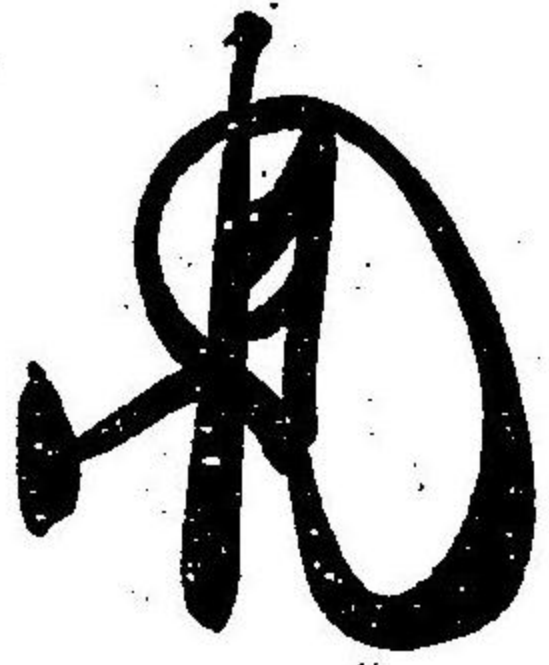


出目是閑作 能面筋男



右 東京帝室博物館所藏

赤鶴吉成花押



〔篋 秘 集〕

寫本  
金剛某著

赤鶴吉成は越前大野の者也越前より佐渡に住み其時打し面に白毛書の所に小刀目あり一透とも云又後江戸に出て觀世家に住し信州諏訪の湖に浮木あり之を得般若の形あるより手を入れて彩色したる事あり赤鶴天狗面を打たく祈願したれば天狗顯はれ一日に半顔つゝ見せ兩度に面成就す云々

〔大野 文 書〕 大野素久氏所藏

赤鶴作面

天神 大へしみ 小へしみ 大飛出 小飛出 しかみ 黒髭 山姥  
ていしや

髭阿癩殿

酒井雅樂頭殿にあり

つり眼 大天神 小天神 小飛出 しかみ

假面工

猿 武悪

今春大夫

右之外龍右衛門はなひきと三面大藏彌右衛門家へ先代より預け置候

はんにや さしま さまへしみ 大飛出 小悪尉 小尉 朝倉 爰尉

蛇 獅子口 黒髭 大飛出 小へしみ 大へしみ 天神 寶生大夫

悪尉へしみ 大悪出 黒ひけ 小へしみ 金剛大夫

朝倉尉は朝倉義景公觀世の元祖へ送り候由則朝倉を面の名に付候由

喜多大夫

敏尉は唐渡天神の面にて御顔を打由

小尉は住吉大明神の御顔也

天神の面は加茂の能に懸候面にて天の神と申事加茂に天神の面を掛候得は物  
てナライ有之由

〔面目利書〕寫本

額筋の假

赤鶴一透 彩色至て細に柔也但し新右衛門よりは少し堅し光澤あり毛書其外  
一體至て強く上品に出来たるもの也裏鉤目深なり稀に鉤目あるもあり目利  
口傳あり強き面の最上也柔なる面の類少し

福來正友

福來正友は越前に生れ面打の名人六作の内なり朝倉敏景公初め黒丸城にあり  
將軍義政より越前國を賜はり一乗谷に城を築きて居る時に文明二年なり福來  
來り住す一乗は飛瀑あり下流清潭幽邃の地山水明媚の境を賞翫したるものな  
るべし其般若の面に額筋を入れしは正友の新案なり一に福來石翁兵衛とも稱  
せり子あり寶來と云東山公に昵近し京都に住し慈照院准后の像を作る正友文  
明十一年没す

福來正友作

小飛出 敏尉 賢徳 祖父 武徳 般若 山姥 悪尉 鼻瘤

今春大夫

かなしみ尉 中將

假面工

〔大野文書〕同上

三日月面福來作ウキスの明神の御顔を打候由、觀世三日月の裏に三ヶ月形の彫付有之。

一面深井の儀は三百年以前に越前フクアミ方より觀世先祖に相送候由、其後曲尺と二面送り候由、曲尺の儀は今春先祖觀世盤に成る節引手物に道成寺能と曲尺の面今春へ遣候由、曲見越知作の由。

〔面目利書〕寫本

福來石王兵衛彩色荒く柔にて光澤なし、小牛に類す、一體は強し、裏細成飽目あり、兩頬に堅飽目あるもあり、石王兵衛福來兩人なりと云説なり、何様細工は似たるもの也。

永平寺財蓮

財蓮は吉田郡永平寺に住せし僧にして面打なり、名人中作の内なり、豊臣時代の

人

〔面目利書〕寫本

財蓮<sup>又四</sup>先年財蓮と彫付あるを見たり、彩色は日氷徳若に類し、裏は黒く黒塗の様に漆にて留飽目なく至て古し、世間に彌勒日氷徳若といふ者此類か、

出目 是 閑

是閑吉滿は大野出目の祖先なり、通稱助左衛門、大野氏後歸山と云もと具足師にて越前の人<sup>三光坊</sup>山城に移住して面打となる、文祿四年乙未二月廿五日豊臣秀吉公天下一の朱印を賜はる、徳川家康公に供奉して江戸に出て、越前秀康公に召出され、十人扶持下さる、是越前は故郷の由緒あればなり、されど江戸八丁堀松屋町に住して面を打つ且徳川幕府より命せられて御面目利を命せられ剃髮して是閑と稱す、子孫此傳授を受けて神作古作の面裏に鑑定銘を漆にて書入自署花押するを例とす、維新後出目を本姓に復し、大野と改む、是閑元和二年丙辰四月朔日卒す、年九十、

大野出目の祖先

天下一の御朱印



是閑作  
假面筋裏  
裏燒印

東京帝室博物館所蔵而搦本

〔大野文書〕

大野素久氏所蔵

(秀吉公御朱印)

今後面之儀者、仰付候處、御好通無相違、殊手際以下無比類之條被成、天下一候、然者最前角坊天下一に被仰付候間、自今以後可爲兩輪旨被仰出候條、可成其意候也。

文祿四二月廿五日(朱印)

出目助左衛門へ

(木村大膳亮添狀)

其方名譽無比類事に辱御説共候以上

御朱印相認遣候段、被仰出候、民部卿法印の由、相請條被參候て一禮可然候、恐々

謹言、

二月廿六日

木 大膳(花押)

出目助左衛門殿

坐右

〔面目利書〕

寫本

是閑吉滿大野山目大光坊弟子 上作也、彩色至て堅し、細にて光澤あり、古ひ一向に不用堅き事は古今無類也、夫故古作に不成、裏は木色鼠色にて少し青みあり、鼻の下に左へ筋かへに鉋目くわんめ三つ、燒印撫角に天下一是閑とあり、あり稀には彩色の裏へ返りたるもあり、是等の類目利口傳あり、都て細工至て強く最上なり、故に癩見飛出の類殊に上手也、故に小面の類弱き面に勝れたる物を見ず、大和と表裏の上作なり、古作の龍右衛門赤鶴に比すべし、稀に古作に成たる物なり、上作にて時代もよく、但し彩色堅過たる物は是閑也、徳若増阿彌の類に有出目家にて云傳る説に洞水曰、是閑は名人也、河内は上手也、是閑は勝れたる物あり、古物にも勝る也、又不出來なる物あり、是名人と云河内は何にてても不出來成物なし、上手と云

假面工

七十七

べしと云古能左右の説は是閑は出目の元祖なる故云たる説なり、是閑河内に比すべきものにあらず、尤是閑の上出来古作に勝れる物あり、然共不出來の物あり、河内不出來なるものなし、  
友閑、是閑に細工是閑に續きて少し劣れり惣て是閑に似て弱し、彩色是閑の如く細にて是閑より少し柔也、裏細工印共是閑の如くにて木色是閑に似て是閑より黒みあり（友閑は是閑の子なり）

### 出目満照

越前出目の祖先

満照通稱二郎左衛門、南條郡府中武生新町の人、大野郡平泉寺三光坊の甥にして面打を三光坊に習ふ、出目古源助の祖父にして則幕府御面打江戸八丁堀坂本町二丁目に住したる越前出目家の祖先なり、元和年中の人、

〔面目利書〕寫本

越前出目の細工は彩色細かにつやあり、毛書細く裏へ彩色廻りてあり、裏にヲトリ（廻）鉋目あり、元祖出目次郎左衛門と云、常慶まで四代なり、代々源助といふ。〔雪のかきよせ〕寫本（参考）

昔し府中奥の筋といへるは維新前までは喜齋ヶ筋と稱へ喜齋といへる有名なる彫刻師の住居せしことありて同人を呼んで出目の喜齋といへるよし、何が故に出目の稱を得たるやといふに、何處かの大佛の目は鑄造以來何人が見ても唯瞑目し居るとしか見えざるを以て、種々人を撰擇して之を修繕せしめたるも兎角瞑目の評を免かれざりし、こゝに越前府中に喜齋なるものあるを聞き傳へ喜齋が許へ人を遣はして依頼せしめたるを以て喜齋は乃ち其地へ赴き大佛を一見したるに、如何にも瞑目し居るを以て喜齋は種々工夫を凝らして大佛の目を出したるに、大佛初めて開眼せし様に見えければ之れは唯人に非ずとて厚く禮を施し府中まで數十の人を附して送り還らしめたりと、夫れより出目の稱を得て出目の喜齋の名大に世に傳はりしといふ、武生の小供天神は即ち同人が第一に記念物として木像天神高八寸計のもの一體を彫刻し第二に旭の小供天神一體を彫刻し最後に現に京都北野神社に祀れる天神の像一體を彫刻す、之を日本三天神と稱し髣なし天神の稱ありと、

### 出目源助秀満

假面工

假面萬媚  
の名人

秀満は出目則満の子なり幼名源次郎後源助と改む常慶又常心坊と稱し南條郡妙法寺村安證寺に住す祖父滿照同郡府中の人にして同寺縁家たるを以てなり安證寺住職佛像を彫刻し又假面を打つの妙手にして秀吉公へ面獻上の由緒により壹反二畝廿步除地として同寺へ朱印を賜はる秀満其弟なるを以て面打を習得し世に古源助と稱す萬媚の面を作るに此人の右に出るものなし此人幕府御面打江戸八丁堀坂本町二丁目住人越前出目家の三世なり子孫本所五ッ目に住したるにより後には五ッ目出目と云



東京帝國博物館所藏  
假面萬媚表銘搨本

〔安證寺文書〕

南條郡妙法寺村  
出目氏所藏

當寺は往古天台宗人皇八十六代四條院御宇能州石動山行玉坊此處にうつり石動山妙法寺と申は此寺の領主波多野出雲守より寺領を寄附せられ此里の

名を寄村と申候天台宗十二世相續第十三代之寺務安證と申候朝倉彈正敏景公の家中千秋伊豫守と申武士出家して妙法寺之住寺に罷成候其節違如上人に歸し奉り淨土眞宗に罷成候法名を寺號に改安證寺と申只今迄二十一代の古蹟に御座候以上

寛延元酉八月三日

右之通福居御預所節千福村平兵衛組頭にて御尋にて指上申候

當寺屋敷之事

一安證寺屋敷之義者往古波多野出雲守様より御寄附被成由緒等別に有之候其後太閤様御檢地之時分住寺面うち申候ゆへ其節面うち屋敷先々之通り相除と書付被下只今に所持仕候太閤様御檢地書付のうつし爲御意申入候夜前被仰付候みやらほらし村面うち居屋敷之儀前より御用檢之由候間別に書付置候へと御意候爲其如此候恐惶謹言

六月十六日

伴藤三郎花押

西宗六花押

假面工

八十一



山本仁左衛門殿

一壹反貳畝二十步安證寺屋敷太閤様以前より御除地にて御座候其節之御書付所持仕候以上

出目元休

古元休

元休滿永は初め源助といひ、越前に生れ面打を父古源助秀滿に學ひ京都に移住す、寛永中、徳川幕府の召に應じて江戸に出て、御面打となりて本所五ッ目に住す、子滿茂次に滿總代々元休と稱するを以て世に滿永を古元休と稱す面打の名人なり、寛文十二年歿す、

彫刻師

百度兵衛

奇人ずん  
ど兵衛

ずんど兵衛と云ふ木板彫刻師あり、福井新片町に住し妻子に死別れ獨身にて暮しける、其性磊落不羈にして篆刻をも彫り能書の譽あり、扇鋪玉雪堂の暖簾ぬれんに御

用所と書き、河合某の大福帳の上書、其町の御神燈の大字ともに名高きものなり、神明町御籠屋の肝の薬の看板も百度兵衛の筆と云傳ふ、寛政中三國の東尋坊の絶壁より自ら飛んで溺死す、

〔初言草〕

ずんど兵衛は木板の彫工なり、性酒を嗜て世を玩ひ、人に諂はずおのれが意のままにふるまいけり、老後妻子もなく孤獨の身となりしが、ある時残りすくなき家財を賣りて多く酒肴をととのへ、例の酒徒をいざなひて、三國港なる東尋坊（東尋坊は地名にて海岸の懸崖洞穴多く海濤其中に盤渦して雷吼をなし甚奇絶の境なり昔東尋坊といふ附あり此中に陥りて死せしより地名となりぞし）と爛醉して海中に陥りて死せり、後に思へば百度兵衛が此日の容子何となく常にかはり且又死後に家内を點檢せしに一物をも殘し留めず、皆々酒肴にかへたるを見れば、始より世を謝する念頭を定めしにて誤て脚を失したるにはあらざるべしと其頃の人はいひしとなん

口碑にい  
つて居な  
い人も  
おんじや  
と云ふ  
後下り  
没す

志摩乗時

志摩乗時、又美行、幼名仁太郎と稱し、通稱は龍造、寛政二戊年三國港井田町に生る

彫刻師

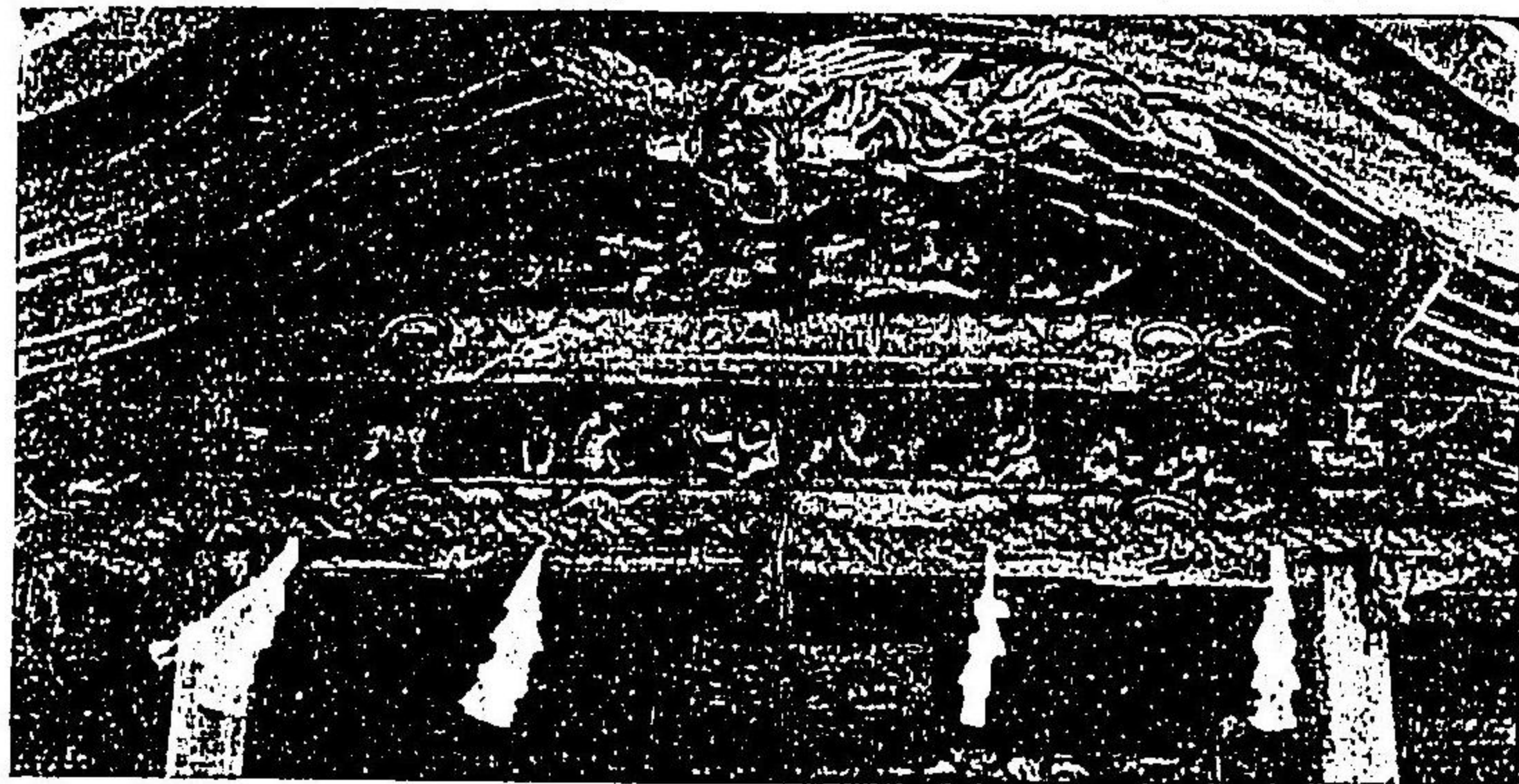
嘉永三年十月五日歿す享年六十一法名釋淨信墓所は三國町の墓地にあり其の墓は門人の建設したるものにして之れに高弟雪齋が師の爲に快腕を振ひたる守護の龍の彫刻ありて墓地中衆目を引くの墓なり、乗時温厚篤實にして虚榮を望まず彫刻に忠實に常に生花、盆景を以て心を樂ませ佛事に傾念して怠らず畫家安部東阜と深く交る其技術は父より受け自ら研き自ら究めたり世に井田龍造と傳ふる所以は或る頃立花の家元池之坊第四十一世專定宗匠下向の節乗時が作の龍の彫刻を見て手腕の巧妙なるに感じ名を龍造と呼ばれたり是れより通稱とすしかも井田に住する故を以て人皆井田の龍造と稱するに至れるなり、初め其龍を彫刻せむとするに當り三國町眞言宗性海寺境内に天満宮の社あり「世に龍なるものあらば見せ給へ」との祈願を凝らしければ満願の日に至り龍の雲に乗りて居間に顯はれたるの夢を見たり之れに據りて龍を刻む、又或時蝶の彫刻を依頼され、蝶を見たく思へども恰も冬の頃なりければ失念し、庭を眺めてありければ不思議にも何處よりか一の蝶舞來れり、悦ひはたと手を拍ち直ちに門人を呼びて捕はしめ之によりて造りたりと云、乗時の傑作は三國神社拜殿の虹梁上の群猿の遊戯、懸魚の鳳凰、及び母屋の桐花彫刻、又瀧谷淨土宗月窓寺聖觀

夢中の龍

音等身の立像、加賀國江沼郡橋立の富家某の佛檀立獎法師天竺より經典を授かり歸る圖の彫刻、大谷派本願寺にある群貝彫刻の文鎮等なりと、乗時父を吉右衛門と云ふ、今の三國高等小學校の在る經ヶ岡の地はもと愛宕山と云へる山なりけり、當時其頂上に愛宕神社あり、社殿は則ち吉右衛門の造るところにして其巧妙なる遠近傳へ聞き、建築に従事するもの來り觀る者多し、文化十二年十一月四日卒す年六十七法名證道門人に島雪齋あり、修業後師の姓志摩に通音せる島を姓となす、乗時嗣子名は美時、幼名與吉、蓬洲齋と號し、通稱龍造と云ふ、福井大谷派別院表門の扉の上に大龍を彫刻して人をして嘆賞せしめたり、明治廿七年三月十九日卒す法名敬立年六十九歳



銘 作



三國神社彫刻師志摩乘時作

### 乘時肖像の贊

志摩吉右衛門の秀男、同仁太郎、乘時は、寛政二戌年に生れて、人となり産業の彫に妙を得たりとなん、ある頃立花の家元四十一世池坊專定大先生下向の節、仁子彫刻の龍を見て、其手際の佳潔なるを感じ、名を龍造と呼び玉ふ、此譽の幸ひに則龍造とあらため常に家の經濟怠らずと雖も折にふれて生花を以て心を安し、嘉永三年十月五日、齡六十有一歳にして彼を元の天に歸納せしといふは龍になりけん仙者とも稱すべし、

人しらぬ法の花みよ冬のそら

七十翁米海陳人識

### 島 雪 齋

花を賣歩  
いて母の  
困苦を救  
ふ

彫刻を習  
ふ

法橋雪齋性は島名は只直、字は士節、雪齋と號す、彫刻師なり、父は大工職島清治郎と云ひ、坂井郡三國下西町の人、雪齋は其三男にて幼名を又吉といひ、十一歳にして不幸父を失ひ、兄弟多くして且何れも幼稚なれば自活すること能はず、母大に苦慮す、雪齋之を察し、自から花賣を始め、毎朝市中を呼歩き、風雨敢て厭はず、されど利益少きが爲倒底母の苦を助くるに至らず、依て憤然として母に請て彫刻を習はんことを述べ、當地に志摩龍造と云彫刻師あり、就て習はんと協議、一決し其門に入る、時に十一歳十ヶ年期の契約を爲す、爾來勉強年を経て其業他に拙んで、上達す、龍造曰く我門人多しと雖も及ぶ者なし、我が羽翼とすと、將に満期ならんとす、師其作品を見て嘆賞止まずして愛情を以て遇す、雪齋亦大に尊敬す、こゝに師弟融和技愈よ進む、又奢を省き節儉を守り、期過て更に一年の禮奉公を爲す、雪齋の主家に在るや、毎夜四半時十一過業を休む、各々遊歩し、或は眠る、雪齋は書を學び、盆暮の賁物音物等を貯蓄して之を畫師への謝禮とす、

年明の後自宅に彫刻業を開店するや、諸方の注文繁し、師龍造時に重病に臥し、雪

彫刻師

八十七

國主春嶽  
公の知遇  
を受く

齋を床上に招き我死なば子幼にして技未だ熟達せず足下請ふ欄間及び堂宮の彫物は當家へ振向てよと雪齋諾し家貧なるも一切其業を主家へ振向たりと龍造歿するや自ら奮起して丸龍を彫たる墓を建て諸門の弟連名を墓裏に彫たり龍造歿して他に名人の師道につき更に技を研かんと思ひ偶加賀國大野の辨吉は彫刻の名手と聞き往きて修習すること四ヶ月又長崎の篆刻師石齋三國に来る其雅潤なる刀技を感じ就て學ぶこと五十餘日こゝに石齋が齋の字を授けられて雪齋と號す石齋去るに臨んで諸費謝禮を爲したれば家政頗る困難せしも更に意に介せず是に於て技進み世人雪齋先生と呼ぶに至る遂に松平春嶽公の知遇を受け御用職人と爲り二人扶持葵章及御用の提燈を拜領す御用にて藩邸に上るや一室に職場を設けられ公親しく來觀せらる實に當時にありては破格の寵遇と謂ふ可し或時三國大學幽眠三國先生に來り其技を感賞し藩許を得て雪齋を拉して京師へ歸り貴紳文人と交らしむる紹介の勞を執り將軍家堂上方諸侯六條興正寺殿等へ其作品を納むるの光榮を得又文人にては貫名菘翁連山百峯玄正龍山有章梅東等大學の館に會し作品真寫の出板の舉あり之を雪齋運金圖譜と云居ること三年春嶽公江戸の藩邸より招かる則ち手厚き士分の格式を許

三國大學  
の紹介京  
都にて技  
名を揚ぐ

徳川將軍  
に謁す  
三百の供  
勢雨た  
きとなる

されて長男市造御を連て出發す時に將軍家御手箆筒の命あり製作して納むるに御感淺からざりしと其頃世上穩かならざりしかば一先歸國し公は京都へ上られ主上へ紫檀の書棚獻上の事あり又其命を蒙る紫檀木材は福井より御送りとなり之を謹製して御獻納となるや法橋の官を拜し且裝束を拜領し御紋提燈を許さる公喜ばれ雪齋の身も輕くないとの御意ありしと又京都にゆき藩邸にて諸方の御用多きが中に東六條殿の御用品彫刻中法主に謁し綴の錦紙入同煙草入をお手づから拜領す且二十四菜料理の饗應を受く歴々御三名の相伴列座あり又公か徳川慶喜公と對話のとき予が國に雪齋と申す彫刻の名人あり先年御手箆筒を製作して御賞になりし者と仰られしかば公見度ものとの御意あり其内命を聞き雪齋大に喜び翌朝一僕をつれて參殿す其時將軍何れへか御成になる供勢三百餘人御門前に畏り偏に御出御を待つの體なるを頓着なく案内を請ひければ直に命令下り御目通を得て種々の御言葉掛ありたり其時八丈縞二匹御下賜ありこゝに可笑しきは雪齋の爲に出御遅剋し小雨頻に降りければ雨中に平伏したる濡鼠の如き供勢を見ていかなる雪齋も打驚き今日は大なる殺生せしと公に申上ると手柄手柄と微笑せられぬ此事一般の人の噂に將軍の御供を雨たゝき

萬國博覽會一等賞を得

木彫野馬を挫く

にしたと大笑なりしと、是より歸國し三國の惣社櫻谷神社奉納神馬の依頼を受け弟子を合手に彫り居る處へ恰も春嶽公四五人の供を連れ御乘馬にて三國へ御越しなり、雪齋宅前にて雪齋居るかと思ひ、驚きて庭に飛下り手をつく、此大きい物を一人でする歟、弟子共を合手にします時に御馬嘶くこと三度、公微笑して汝は我連と思ふかとの御意ありて引上らる、これ森與兵衛の寄附にて今も同社にあり、其後東京日本橋蠣殻町に住みマ、スタリヤ萬國博覽會へ野馬の置物を出品し一等賞を得買上となれり、或日知人問ふ得意は何なりやと雪齋云ふ我に得手不得手無しと、其人云ふ眞の名人には得意の作あり、と然らば其得意の作と我不得手の作と其技術を試さんと、其人都下某彫刻師に之を語る、則二匹立の野馬の置物を彫らんと、此事雪齋に通ずれば、易々之に應ず、かくて双方彫刻出來たれば、或席にて、競技の一會を催す、斯道の鑑識家四五人立合ふ、某の彫たる得意の馬雪齋の馬に及ばざること遠く、優劣判然たれば、一座雪齋の妙手に歎服せしとなり、一等賞を受たるもの則是なり、三國の有志者常に春嶽公の高徳を仰慕し、永く鴻思を報ぜんとの特志を以て、壽像を雪齋に依頼す、雪齋喜んで御東帯の像を作り奉る、公其志を嘉みし更に三國へ下附せらる、今櫻谷神社境内の木

横井小楠雪齋を受

金鏡の算用を知ら

同門柿に飽く

立神社の神體是なり、是に於て有志より宅地五ヶ所を謝禮とす、雪齋辭して受けず、又或日春嶽公巽嶽公仙臺侯土佐侯絲魚川老侯宅前御通りあり、雪齋かもとへ御立よりにて同道仰付らる、則ち供奉して某亭に宴を開かれ、雪齋に作品の御注文ありて三侯の御手許へ納る、此宴席に名妓今紫出てしとさて福井にては斯君公の寵遇を蒙りたれば、三岡八郎由利公正中根雪江長谷部甚平松平正直荒川南山武田正規岡倉覺三田邊良顯福島敬典牧野水野香西等の諸名士の愛顧を受け、横井小楠にも愛せられ、技名大に揚りしも年六十にして病死す時に明治十二年十二月廿二日法名釋猷正信寺は泥原新保村眞宗本派慶法寺なるも、墓は三國金鳳寺内に建つ雪齋初め京都に往くや自宅は古き建物にて改造せざるを得ざる場合に望み、自ら繪圖を引て大工某に示し、近日上京する故少しも違はぬ様建築たのむと、妻子のみを残して往き、留主中建上りしとなり、萬事に願念なく常に金を遣ふにも其何圓札の見分を誤ることさへありたれば、十錢二十錢の小札のみ取替させて所持せりと、嘗て主家に勤め、中多くの相弟子は毎日小間喰するを例とす、雪齋が之に慣はざるを心憎く思ひ、何か喰たら能かろうにと語りしかば、しかも柿の熟したる時なれば、柿五六十入一籠自から買來りて皆々食玉へと差出して、振舞ければ

彫刻師

其氣性に驚きけりと、又京都にて六月の炎天に綿入着て彫物して居けるを、或人見て風邪にやと問ふ、雪齋笑ながら郷里には老母と小供多ければ妻を置て來りし故氣を付てくれる者なし、只管仕事に心取れて自らも寒暑を知らぬと答へければ、其人翌日奥縞の單物と單羽織を贈り吳たりと云

ほりもの、龍のかたをみてよめる

東久世侍従 通禱

時を得て天の雲井に立のほる

たつのこゝろやうれしかるらむ

雪齋生の世に妙なる奇工をたれかはくすしとせさらむ其ものせる羊を見侍て

景 恒

朽木もてつくれる見ればいはほより

なりしひつしのこゝちこそすれ

(右島一耶氏藏幅寫)

〔雪齋運金圖譜〕

安政五年春  
三國直準(幽眠)著

近又有島雪齋名只直字士節者、出精雕鑿之技、大則盈丈之僊佛、數尋之龍鳳、小則徑寸之間、縮百里之景、而野林村屋花卉禽蟲悉備焉、粗大精細、盡莫不巧妙、客秋八

月、余勸遊京師、席未及煖、而名殆遍城中、求其彫刻者、日多一日、頃其男雪舸、及門人某等、深惜其所造絕妙者、散入他人之手、而不可復見焉、遂謀圖其形狀、而繡之梓、名曰雪齋運金圖譜下略

雪齋か彫たる龜を見てよめる

正三位 豐岡隨資

よろつ代とさしてもいはし仙人の

手なる、かめのすゑの齡は

丁巳歲抄觀雪齋居士所彫木龜戲題

牧 百峯

吾聞雞爲木、未見木爲龜、開函疑是真、刻畫一何奇、君非塚中見床足定所支、一兒跨其背、盤跚欲何之、世路多風浪、藏六妄及時、稿木一寓神、千秋無盡期、木雞猶走敵、未如物共遺、

梅東樵史

右紫檀匾墜一枚、方寸餘、開函中安一座大江山、以黃揚作、背面皆山、孤城居山之兀、當其要害、設門闕、鬼卒到利、只誰何、有不可犯之象、譙樓雉堞參差、中央一室、酒顛童子傲然、隱几坐、面潮酒紅、玉山欲崩、若不知、後有歛窺之者、媢姬麗妹、玆坐行觴、杯盤狼藉、側有侍兒、扇鼎煎茶、童婢汲於前溪、執瓶俯沍、若欲墜者、其背則巉巖巖、老樹

彫刻師

九十三

一  
寸の  
大江  
の山  
木を  
彫る

蕭疎源公及四天王之徒。蛇行猿躍。援蘿攀懸。崖潛襲賊。營氣銳色厲。谷有暴虎。掣鯨之勢。若胸中有成算。斬馘之功可期者。凡一山之內。有巖有樹。有溪有水。其間有城。城之內有樓閣。有門闕。有堂室。有睥睨。其爲人三十有餘。有將帥。有鬪士。有賊魁。有鬼卒。有姬人。有侍女。有童婢。種種窮趣極態。人人所執之器械。物物異狀。纖細精緻。非用顯微鏡不可辨焉。觀畢蓋之則一小園耳。

右桃核壓口二枚。徑可五分。其一雕下邳進履狀。山峙水奔。橋下幡龍蜿蜒。橋上人馬踴躍。老人傲弄之態。少年卑屈之狀。殆如活動。其一鐫十六阿羅漢像。或撫猛虎。或狎神龍。嘯雲叱石。怪狀詭態。各窮其趣。而靈異奇古之意。隱然形於外矣。以上三枚爲越前侯藏。後竊聞侯獻之幕府。

### 島雪舸

雪舸は彫刻師島雪齋の末子にして三國町に生る。幼名を多三吉といひ十六歳にして父に別る。依て其業を受るを得ず。一時紫檳細工師へ身を投したれど將來芳名を世に揚ぐるに至らねば偏に彫刻師たらんことを希望し。幸ひ東京外手町に兄あり雪洞と云。雪齋に習ひ得て其技上達しければ就て學ぶ。幾くもなく技大に

上達したれば則ち辭し去つて一家を借り彫刻の業を開業す。鍵屋某と云宮内省の御用達あり度々來つて彫刻品を注文す。其うち皇太子殿下御幼時の玩弄木馬を彫刻せし事あり。こゝにいよゝゝ諸方の注文殖えけるも大阪へ移住す。こゝに又人望を得て終に大阪美術協會の名譽職員に選拔せられ紳士と交り多く且愛顧をうくるも尠からず。又博覽會共進會へ彫刻を出品して名譽の賞牌を得。後米國シカゴ博覽會に出品せんとて井伊直弼侯の像を彫刻し。殆んど二年の日子と苦辛を重ねて之を米國へ出品し大に好評を得。賞牌及び褒狀を受領し。後同會へ此像を献納す。雪舸性質温厚にして人に愛せられ彫刻の妙手たるを世に知ら



島雪舸作木彫物  
三國町一邸所藏

るゝと同時に入門者も殖えける。此發展時機既にいたるに偶病に罹り三十一歳を一則として東區淡路町の僑居に歿す。釋淨信北長柄村に墓を建つ實に明治廿六年九月廿一日なり。

### 井伊大老の木像

名に聞えし大阪の彫刻師島雪舸氏が本年五月米國シガコ大博覽會に出品せ



んとて丹誠を凝して彫刻せし井伊直弼侯の像は、一月下旬農商務省の鑑査を受けんが爲に東京に携へ來り、一時は井伊家に出して其批評を乞ひしが目下は鑑査所に陳列あり、是れ木造彫刻にしては近來稀なる大作と云へし、其長五尺五寸冠を加へて六尺の立像なり、之を高さ九寸にして三重の臺に安置せり

一見して威風凜凜偉人の像たるを知るべし、其服裝は四位中將の束帶にして其年齢侯の四十五六の時の像とは見受たり、其面部眼鏡くして眦上り（眦は白て作れり是作者の意匠）眞に侯の嚴格を見るに足る、往時親しく侯に仕へし人の説を聞くに、侯は平日結髮堅き方なるに冠り下の結髮をなすときは猶更引締り眼眦昂りしとも、又此像に於て頰顎より頸にかけて頗る肥へたりたるは能く侯の眞を模したるものにして、其手は肥へたりと雖骨高く即居合を練り、劍鎗の術を研きし手にして黒袍の下に赤の單を重ね、白絹の表袴には赤の大口を重ねて着せり、裾は石帯に懸けて地に付かぬ迄に引上たり、佩ふる所の劔は黄金造りにして白鮫の柄金蒔繪の鞘なり、帖紙に檜扇子を挟みて之を懷にし、其他平緒の組糸の緻密なるより襪の練り絹光澤あるに至るまで細大漏らさず能く其眞を模す、殊に其冠纓と笏とは侯が生前之を着け之を把りし所の實物なりと云之を凝視するに、流石幕末一の豪傑の像たるを認むるに足り人をして宛ながら安政の昔を追懷せしむ、雪舸氏此像を米國の博覽會に出さんとする抑亦た以ある哉、之を聞く雪舸氏は父の代より彫刻を家業とし之を繼ぎて其志厚く常に思想を歴史的に運はし其必要なる人物を刻みて社會に顯はさんとの志遂に侯の像を刻むに至る、夫れ侯は安政年間大老の職に在りて其

彫刻師

九十七

井伊直弼侯の肖像を彫刻す



責任を重し鎖攘の説を排して断然開國の策を取り始めて米國と假條約を訂結す、是に於て我國は清の覆轍を踏まず玉帛の間萬國と交通をなすに至る、然るに當時侯は是が爲め反對者に非常の憎みを受け、竟に暴徒の手に刺殺せられ侯の屍は冤を以て掩はれ、功を没して反て罪ありとするもの往々之ありき、是れ即ち雪舸氏一には其國家に勳功あるを顯さんことを思ひ、又一には此機に乗し恰も此人の像を刻みて米國人にも紹介せんと決意せし所以なり、抑雪舸氏の此像を彫むや幾多の月日を費し其間難苦を忍びて屈せざる美術家として將來望みあるの人なり、又雪舸氏此大作をなすに専ら之に従事し家計を營むに遑あらず、其老母又は妻子の如き世俗の普通ならば之に窮して啼々たるべきに其一家は然らず、殊に老母は雪舸氏を勵まして曰く兒此作をなすが爲には飢渴に迫り食を乞ふに至るも屈せずと、一家此一致を以て此像を成就せりと云ふ、又其門弟中西爲三能く師の業を助けて終始之に従へり、氏此大作をなすに唯此一人の助手あるのみ、其一家一致の熱心を以て丹誠を凝す所遂に此大作を見る、肖像其人も亦泉下に満足するなるべし、

### 山田 鬼 齋

十六歳經  
藏の彫刻  
を爲す

東京美術學校教授彫刻家山田鬼齋は坂井郡三國元新町に生れ、父を久三郎といひ、幼名常吉父に就て佛師の業を授かる、又書を畑潤章に學び明治十二年則十六歳にして吉崎本派別院經藏其他の彫刻を爲す、翌年三國壇成社の依頼の彫刻を出品して第二回内國勸業博覽會にて銅賞を受く、翌年加賀越中を遊歴し福井縣藤島神社の隨身の像及び坂井郡北瀉浦天王社の彫刻新保村圓海寺の十六羅漢等身弘法大師其他の佛像を彫刻す、常に新案の大作を試みんと、の宿志あれど只良師なきを恨み明治十九年奮然志を立て全家東京に移住す、時年二十三也、當時美術學盛んに鼓吹せる初期に當り、岡倉美術學校長の母君と母と竹馬の友たりし縁あるを以て面會して自説を述べ九鬼隆一英人フェノロサ氏竹内教授等諸美術家と交る、此年深川芭蕉庵の像を刻み鬼齋と銘す、翌年美術取調員の一行に隨ひ奈良縣に往き、正倉院法隆寺藥師寺其他古刹に就きて美術を觀察し、彫刻の術を研究し留る事五ヶ月、歸京是より古美術を以て師道とし獨力研磨す、時に起立工商會社より佛國大博覽會出品物の依頼に應じて彫刻す、又美術展覽會に置

師を千年  
の古作に  
もとむ

物を出品して宮内省御用品となれり、二十三年第三回内國勸業博覽會に大塔宮乘馬等身の像を出品す、威望凜然馬鬣風を生せんとす彫刀健快此大作を作す妙拔嘉賞す可しとあつて一等妙技賞を受く、此時竹内教授は日本武尊像を彫刻し



鬼齋作東京美術學校所藏

て出品す、此二大作滿場異彩を放てり同年美術學校を命ぜられ第五回競技會に寒山拾得を彫刻して銀賞を得、翌年楠公銅像の木型作擔任を命ぜられ木彫收童を美術展覽會に出品しては銅賞を受く、義經朝臣にては銀賞票を競技會に受け且審査員に擧らる、同會第七回木彫力士置物にて銀賞票を得、廿六年三月奈良縣へ出張を命ぜられ留る事八ヶ月、翌春學術研究の爲京師及び滋賀縣へ出張し廿九年川田男爵銅像木型彫刻の主任となる、五月東京美術學校教授に任せられ高等官八等に叙し十級俸下賜せられ且正八位に叙せらる、十一月木彫平氏物語の額を閣龍世界展覽會に出品して特別賞狀并に銅牌受領す、

世界大博覽會にて特別賞を受く

三十年美術展覽會にて楠公騎馬像にて銅賞牌を得三十一年八月從七位に叙し高等官七等に陞る、十四回競技會に大理石老嫗肖像を出品して一等褒狀を受く、三十三年十二月高等官六等に陞り九級俸下賜せられ翌三十四年正七位に叙せらる、其二月廿日心臟病に罹り天稟の技才を以て斯界に雄飛せんとするの秋に當り溘焉として逝く、年三十八染井の墓地に葬る、法名天昇院階譽騰齋居士、其平生交る所の美術家中殊に竹内美術學校教授は其初めて東京に出づるや早く其技の尋常に非ざるを互に相識り金蘭の交を爲すと云、又鬼齋が下谷中根岸の故宅には父久三郎老父母健在彫技猶廢せず、床上に鬼齋石膏製像を置く是美術學校彫刻科生徒の寄贈に係ると云



銘作

平氏物語額  
彫刻師



東京帝國博物館所藏

山田氏所藏 特別賞ノ寫

米國合衆國ハ國會ノ決議ニ依リテ千八百九十三年イリノイス洲シカゴ市に開カレタル萬國博覽會ノ世界コロンビアン委員ニ其委任審査員記名ノ下ニ萬國委員會議ノ協賛ヲ經テ左ニ記載シタル特別賞ヲ贈與スルヲ命セリ

日本東京 山田 鬼齋

出品木彫平氏物語額面(上圖參照)

主任審査員 デビッド、ベル、セコル

賞勳委員長 ジョン、ホード、サツカ

審査部長 エイチ、アイ、キンポール

總長 ジョウ、アール、デビス

世界コロンビアン委員長

テイ、ダブ、ユ、バル、メン

書記 ジュ、ノ、イ、テイ、ン、デ、キン、ソ、ン

〔山田文書〕

新井白石木像記

明治辛巳春東京美術學校教授山田君鬼齋病歿。君越前三國人以彫刻術教後進。名聲噴々。君平生欲有一得意之作以藏於鄉校。未果而逝。於是其父久三郎翁探家中遺物。獲新井白石像。因以將成其志。請余文以記之。像高尺餘。所謂坐像者。而腰以下無之。蓋倣西式也。白石自題其像云。蒼顏如鐵。髮如銀。紫石稜々。電射人。今觀此像。眉目峭厲。信有閃電射人之象。蓋君據白石生前所寫畫像摹而刻之。宜矣。其逼真。但憾君之技。日月精巧。而此係十餘年前作。君而有知其蹙額拒之必矣。而今莫復奈之何也。願白石起身。寒微刻苦力學。覃志經世。毫不爲勢利。動其志。後爲霸府所重用。獻可替否。贊翼大政。餘暇又留心邦語格法。所著東雅後世學者奉爲圭臬。且夙搜討泰西事情。著書垂後。爾後其勞日闢。以致今日之盛。而迺其淵餘。則亦不得不歸功於白石。何其偉歟。余見今之少年。少有才學者。揚々得意。矜色溢面。而其奔競。勢利。掃門拜塵。毫無羞氣。宇之陋。何如耶。山田君之學。鄉校。距今殆三十年。當時學制未整。君又中途退學。助家業。夜間輒挾書。就余問焉。既而發憤。東上。遂以其技。鳴乎一世。與白石所爲大小。雖異。刻苦力學。以至有成。則一也。觀此像者。其亦有所興起哉。而若君之不忘。

其本欲必藏其所製於郷校亦後人所尤宜師法也。余故不辭而記之。君本姓鬼戸氏。幼字常吉。有故冒山田氏。更鬼齋。又號觀影子。歿年三十八。嗚呼有技如此而命乃止於斯。可惜夫。

同郷友人 本城 菴撰

茂木 岱書

茶具彫刻

淺井松堂

堺町の役職死者淺井常次郎義山の養子となりたる松堂は荒川外卷の嫡子なり、通稱外卷政教、又敬之助、ともいひ松堂は其號なり、尤義山の血縁あるを以て福井藩に相續を願ひ、百五十石大御番組となる、時に元治元年八月廿七日なり、其廿九日に春嶽公より御小姓仰付らる、性質弄刀の奇癖あり、彫刻を能くし最も茶具文具を以て雅味ある細工を得意とす、骨董商玩古堂來訪のとき茶を煮せんとせしに、茶筥の見當らざりければ直に庭前の竹を切り來り、鋸にて引割り小刀以て削一削、忽ちにして青竹の茶筥成るこれにて茶を入れて煮じたる風味の芳しさ、塵

俗を離れたること是にて知る可し、後其青竹の鋸目あるを模寫して柘植を以て造り大に好評を博したり、玩古堂菴藏柘植の茶筥玉雪堂へ傳り木内へ譲りて今も秘藏せり四君子畫彫中根雪江題詩の茶棚淺井政綱か宅に秘藏し松堂の傑作と誇る、この妙技ある松堂痔に悩み虚勞して三十三歳にて歿す、松岡曹洞宗天龍寺に葬る、靈岳院天外素雲居士、明治十年八月十日卒す

篆刻

河崎致高

姓は河崎、名は致高通稱三郎助、家世々越前藩士たり、致高性温厚にして行亦清廉、最も春嶽公の寵を得、夙に和歌を善くし、篆刻に巧なり、故に貴顯の知遇を受け、名士と交游するもの甚だ多し、自刻の篆刻書題して退食餘事、また官暇彫蟲といふ中に本藩の修武局圖書寮、明新館圖書記等を首め、春岳茂昭兩公、中根雪江、また横井小楠、秋月種樹等の雅囑に係る者あり、以て篆刻の名の當時世に知られしを想するに足れり、偶讒者あり、奇禍の其身に及ばんことを知り慨然として屠腹して

歿す公大にこれを痛惜す、時に明治二年十月十五日なり、福井關東山妙國寺に葬る、辭世に曰く黒髪も綿にあまよとらちねの心にかなふ身となりけり

松平春嶽公印

横井小楠先生印

致高刀



### 佐藤 硯湖

名は誠、佐藤氏、字は思誠、硯湖は其號なり、又尙古齋、影蟲居等の號あり、幼名鍋九郎、長して實吉と稱す、福井藩佐藤幸右衛門方義の男なり、性學を好み、詩を賦し、歌を詠す、漢學は高野真齋の門弟にして、歌は橋曙寛の門たり、後詩を大沼枕山、廣瀬青村に、歌を井上文雄に學ぶ、篆刻を羽倉可亭に學ひ、最も其技に長す、始め藩に仕へて御祐筆と爲り、慶應四年戊戌十一月行政官書記となり、翌年少録より租稅少佐

文久三年  
三月江戸  
に出づ

早く金石  
學に着眼  
す

に任し、九月十八日大政官より主記に任せられ、明治七年大主記に進み、十年一月二等屬となる、時に西南の役起る事務繁劇の際勤勉したるを以て金五十兩下賜せらる、十二年宮内省より文學御用係申付られ、十一等出仕に補せらる、廿年非職となりたるも猶殉難書類取調囑托せらる、常に人に語て曰く、書道を研究し學ぶは金石文に如くはなし、支那既に舊來金石家ありて著書亦種々あり、我國古代の書蹟只好古家の搨本として藏せるのみ、之を廣く蒐集して出版せば彼國と比肩して日本書風の發達知る可きなりと、則材料蒐集す多年にして稿を重ぬ、惜哉其事成ずして病歿す、年六十、明治二十三年六月二十日東京市谷富久町東長寺に葬り、墓に標して硯湖先生之墓と云ふ、著書多かりしも歿後散佚し、僅に所在の知れたる者を掲げて以て同好の便にす

日本金石集十五卷 聖賢齒譜 一卷

右東京圖書館藏

金石拓本雜卷尙古三卷

右東京帝國大學圖書館藏

影蟲居手稿 硯湖日誌

篆刻

尙古齋歌集

回想集

金石年表二篇

遊記年表

右瓜生 寅氏所藏

〔雕虫居手稿〕寫本

溪上落花

硯湖

偃風憊雨夜來頻。愁殺朝々早起人。漾蕩無心半江水。浪花未已復流春。

鳴西某樓屬目

樓頭終日醉顏紅。簾額無端捲水風。吟眺何邊豁如此。四橋三塔一眸中。

夏日作

山傍舍西水舍東。影聲併是暑塵空。深林也似着情意。掩彼炎涼透此風。

題花瓶

餅口寸餘却也寬。腹中堪養綠千竿。更憐常侍隨時用。前日梅花今牡丹。

丁巳新年

誰識席門裏。韶光別有清。寒風梅外去。暖氣酒邊生。人讀春王句。鶯關月旦評。井華先  
供硯。濡筆試吟情。

春遊

追趁韶光伴蝶蜂。翠邨紅塢引孤筇。吟來句與鶯聲滑。載得酒同霞色濃。憩寺談經愛  
僧靜。探花移屐恐山重。自嗤遊覽無虛日。不似平時舉足慵。

新雁

風爽朝天霧色開。一行鴻雁下村隈。嘉他到着早於例。畝々新禾穫未催。

庭前石燈

石工鑿出團々樣。左竹右芭安措巧。設使一宵風雨來。吾廬明月却無恙。

漁村雜詩

收網飯來處。等哥魚蟹盈。吾門過不入。直向杜家行。

山中遇雪

羊腸阪路雪重々。何況前巒日欲春。羸蹇不前知底事。石間數處印狼蹤。

雨夜聞梅香

月色空濛雨雨輕。白沙翠竹濕三更。四簷點滴纔疎處。別有梅香不是聲。

〔尙古齋歌集〕寫本

御萩

葉刻

御被川いくしのしても靡く瀬に夏さへ拂ふ風そ涼しき

名所木

から人の雨遁れけん其木にもかよひたりけのわたの笠松

羈中山

目のまへの山路は雪にふさかれり今宵の宿りいつち成らん

清少納言

なにかしの峰もまくらん玉簾雪にかゝけし名のたかさには

首夏田家

庭つ鳥かけの聲のみ聞ゆなり早苗うゝとて人あらぬ宿

桔梗原懐古

甲斐かねもあなたに見えて古のいやしのはるゝさちかうか原

しもつけの花

見るからに涼しく覺ゆ秋ふけてよくといふなるしもつけの花

刀

其わさのにふからさらはおのつからもたる劍のとさも見ゆへし

田家菊

老人か繩なひをりて誇るかなおほし立たるそのゝしらさく

還俗尼

さそふ水あるに心やうつりけん遂にあか井を汲みかへにけり

冬社頭

辻やしる風をはけしみ御あかしのひらめく光見る夜寒しも

葛

なつのゝに茂りし葛葉今は早秋をうらみの草となりけり

やことなき御わたりのをの子うませ玉ひける時

たくましく握るこふしに先見えつ眞弓とる手の強き姿も

三絃

はつかなる三つのを琴に千萬の聲をこまかに引わくるかな

胡弓

武士のとるへきならぬ小弓にもあしかへしする手ふりありけり

夜時雨

はれくもるたひに時雨と月かけと圍の板間はもりかはり来て

除 夕

いたつらに過て今年もくれ竹の一よはかりと今はなりけり

關路月

關守もとめもらしけむ箱根山夜こえにけり月のかつら男

鹿の歌の中に

燈火の心ほそさをいかにせんよはのねさめの棒鹿の聲

賣書辭

われみたりの子もちけるにすゑなるはいまたはのちふさふくみそれとも  
うひとなかとはやゝゝにもものまなびさせてはあらぬぬとしのほにもな  
りたれば、日ごとに學校へ行かよはせけるに、よみならふみとも、何くれとをま  
ほじさよし、つきゝゝにいひ出ければ、いふかまゝにかひとりとてえさせんもの  
をとちもへと、つひえのおほかりければ、わかわかきころよりたくはへおきた  
るふみともを、うりしろになして、それにかへむと、ふみあき人よひよせて、とり  
ゝあたひをさためさするに、さきに十ひらあまりのこかねなけうちてかひ

とりし物を、わつかに一ひらふたひらはかりのあたひなりといひければ、いた  
くおとろきて、これらみなよにまれらなるふみともにて、おもしろき事いふは  
かりなきを、さやうにいひけつは、あき人のならひにて、さる事ならんとはおも  
はるれと、あまりになさけなしとやいふへき、今時世にあらはるゝふみは、皆あ  
さはかなる事のみかきつゝりたるものにて、さはかりたふときものにもあら  
ねと、肝つふるゝはかり價はたかき物をといひければ、あき人あしかへし、いや  
とよとのゝ物學ひに心いれたまひけん頃には、かゝるたくひのふみ、さまでも  
たふとかりなむ、されと今のよは、今のよのまなひのちきてにかなへらんふみ  
ならては、いかばかりその道にたけたらんすさのあらはしゝ文なりとも、世に  
おくれたるをはいかゝはせんといらへけるに、そはしめて、わか道とあふきた  
ふとふ所は、時におくれたれば、わか身の世にもてはやされぬも、けに理とさと  
られたるこそ、をかしくもまたなけかはしけれ、

小林 愛竹

小林本姓郁林といひ父は義右衛門母は久保田さよ、天保五年八月十五日奥州會



津千石町に生る。父は學識ありて書を能くし御徒役を勤め扶持三十石なり。愛竹名は醇字は士清始め義介と稱し後愛竹の號を以て世上に知らる。又布山とも號したり。姓酒を嗜み淳朴不羈にして塵俗を脱して亦尋常の人に非ざるなり。天性書を好みて四歳より筆以て書くを樂みとす。十二歳のとき星俊吾流本に就て學び廿歳より種々の法帖を閱て自得する處あり。是に於てか書風一變す。堺町の役京師にありて近衛殿にて額傳を授かり蛤門にて戰爭を爲す。國に歸りて隱居す。戊辰の役會津に籠城し苗代に藩主と共に謹慎したりけるが私に脱して暗殺徒に與し姦夫を誅せんとす。事現れて捕られ三年の禁獄となれり。明治四年放免せられ後遊歴し越後新潟にて篆刻を試み傍ら竹木金石に彫刻して糊口とす。固より一時の窮策に出る事として彫刻の道具とてあらざれば自ら工夫を擬して文字或は書を彫る事其精巧を極むるに至るの苦心想ふべし。夫より金澤に三年僑居し福井に來り嵐屋に滞在し。大和下町に居を卜す。是に於て遠近より來りて彫刻を頼むもの多く亦額掛物屏風等の揮毫を請ふもの殆んど虚日なし。時に明治十六年なり。後佐佳技中町に移り。同三十年十月四日中風を病て歿す。齡六十四。尾上上町眞宗興宗寺に遺骨を收む。法號釋愛竹居士。後ち翁の友人等追悼會を瑞源寺

大人窮して名工と爲る

に開き遺物展觀點茶文房陳列あり。是同境内に筆塚を建たるを以てなり。碑面郁林愛竹先生碑と彫る

愛竹翁肖像贊

愛竹翁近日爲病癡酒余適寫平素之趣而贈之聊欲慰其情更期山々笑生杏挑花  
開日翁病亦瘥共携飄而弄春霞于羽峯之邊

丙申冬日 圓陵布衣 介 堂

是此縣叟。其名曰醇。性酷嗜酒。爛漫天真。一枝鐵筆。日辨酒縉。筆瓢屢空。晏如清貧。高節虛心。雅愛綠筠。相對長嘯。如將終身。瀟灑襟懷。超然出塵。求諸上古。葛天之民。

明治靈園作噩一月

鷗波仙史題

供莊田膽齋翁三年追薦二首

愛 竹

綠樹薰風愁又新。回頭蒿里已三春。天雁辜負高情會。應恨文苑少一人。  
遺恨不連追薦薤。會遊回首既十年。芳容髮髯未離眼。淚滴床頭舊詩篇。

送大沼蓮齋之支那香港

集散無常何足愁。男兒正是奏功秋。堂々正義全臣節。輝我神威四百州。

供俊明翁百年追薦

靈園は西丁作

柳緑花紅一百年。高風猶在畫圖箋。墳前灑盡追思淚。滿地青苔濕不乾。

### 建築師

玄 盛 繁

宋式の建  
築

曹洞宗大本山永平寺の堂宇佛殿の建築は、宋朝の遺式と云異様の雅致あるもの、是開山道元禪師に宋國建築家の隨ひ來朝せし人にて玄字は盛繁の造る所也、永平寺諸堂建築竣功の後京師建仁寺の棟梁横山吉春に其法を傳へ吉田郡志比谷村に歸住して建長七年乙卯八月廿一日卒す、法名鐵叟元意禪定門、同村に墓あり、今も玄の住したる所を大工村と呼ぶ、玄氏十七世源太郎は横山家より宋式の傳授を受け福井藩坂上善右衛門源嘉廣を師として劍術の印可を受く、法名棟運禪梁居士、延享四年丁卯七月廿一日歿す之を中興とす、當戶主玄源左衛門は二十六代なりと云、

### 藤間甚左衛門

醜體醜人

藤間は福井藩の大工頭として延享二年乙丑正月十六日御取立新番入となり祿十五名三人扶持なり、此人大工の外小細工名人にて、其頃御花島の牡丹芍薬或は躑躅などの爛漫と咲きたるを、御殿女中が徒然に來て眺めつゝ枝を折取り、花と花とを以て戯れ無下に打散すを番人の之を叱するを聽かざるを藤間に語る、遣は面白き考ありとて木を以て人足共の酒のむ姿二個を彫造し、花島の見ゆる處に置く、其形のいかにも醜體瘠惡の面相にして、一人は色黒く一人は色赭く裸體にて人を呼招くさま眞に迫りたれば、其後女中來つて大に驚き逃去りて花に近よらざりける、此醜體の人身等身の大きにて益永と云骨董店に賣物として明治十五年頃に見たり後神戸の某商人の手に落たりと云

〔繼業〕 寫本

二代藤間伊右衛門三代平右衛門寶曆二年壬申十一月廿二日養父伊右衛門休足跡新番入同十二月二十日大工頭四代又三郎

### 大工長兵衛

長兵衛は福井に生れ、大工棟梁にて人綽名して微塵長兵衛と云ふ、常に曲尺をと

天明三奇  
人

建 築

りて造營の場を巡視し、此柱は微塵ほど長し、此梁は微塵ほど細し、彼は微塵ほど廣し、此は微塵ほど狭しなどといひていささかも我意に満たされば諸工に命じて改正せしむ、之に依て衆工縛號あなして微塵長兵衛といふ、さて家室成就せしうへ一見しては衆人の造る所に異なる事なけれども、此長兵衛が棟梁して造れるは始終故障ありし事なかりし故、人々長兵衛を迎へて棟梁となせしとなり、千丈の堤も蟻の穴より隙るとか、此微塵ほども等閑になさる心は、工匠の道のうへのみかは

(初音草)

### 徳本新右衛門

大工徳本新右工門は足羽郡淺水驛に生れ、大工を職とし、建築家として當國有名の人也、晩年にいたり番匠初學獨案内と云書を著はし、自ら木版を彫り、此書の圖を委しくして、十千いろは數字等を以て一々合印とし、一目了然たらしめ、能暗んして矩規を擬なぞは、四十八ヶの方術掌にあるが如し、弟子數多ありて、いつれも此道に名譽あり、新右門文化十年八月廿七日六十歳にて病死す、法名釋唯明、村の三味に墓あり、眞宗大谷派也、辭世として一句をのこせり、

大工の著述

御廻向の果を今ひらく秋の中

新右衛門

### 番匠初學獨案内序

夫番匠の道、規矩より先なるはなし、余この職によりて四十餘年、わずかにその一端を得る事あり、爰に予が一二の徒未練にして、校なまによしなし、いたずらに方寸に秘して教へずんば、璞を抱くの思ひなんぞ斜ならん、是を以て深井短繩ふかゐりななぢの嘲を耻はず、詳に鑿うて初心の童に授く、よつて題して、番匠初學獨案内といふ、

文化三歲次丙寅陽春吉且

南越淺水住 徳本新右衛門村重

### 松浦吉兵衛

福井足羽山天鹿池の西北に當り、茶臼山と云一丘あり、文化二年乙巳閏八月九日、此處より石棺を掘出す、長方形にして蓋は棟造印籠仕立の合口、頭尾に各二個の方柱狀あり、土俗之をツメと云蓋を開くに全く朱詰にして、長髪を見る、驚きて元の如く固封す、來り觀る者堵の如し、依て上に石地藏を安置す、豪商掛作吉兵衛願主となり、之に堂を建つ、松浦吉兵衛福井の建築師なり、之と謀る、是尋常の事にて

石棺中長髪を見る

建 築

百十九

は面白からずとて、千年前則ち奈良朝時代の校倉造りの意匠を凝らして建築す、世に石棺地藏堂と呼ぶ、維新後大破となりしを明治三十年頃同山に住む坂上翁發起して修繕を加ふ、其棟札を検するに杉板に斯の如く書けり

八幡大菩薩 隨匠

井上權次郎

天照皇太神宮

工匠棟梁藤原氏

松浦吉兵衛

春日大明神

主

掛作吉兵衛

仕手番匠  
増村増藏  
土谷孫三郎  
木挽彌市郎  
石工市郎  
山内甚七  
捧頭次右衛門  
兵衛助

### 大工七兵衛

七兵衛は福井谷町に住して大工棟梁なり、建築の社寺殿宇其構造に妙ありしと、足羽山薬師堂の建築則ち二重塔の依頼を受け、自ら京坂にて諸伽藍を觀て之を參考として一の繪圖を調製し、發起者の意にも適ひたれば工事に着手し日夜苦辛して枿形の間、十二方十二支の彫刻を思ひ付自ら彫刻す、文政十年頃大塔建立に取かゝり下層一重出來す、全部成功せずして天保二年辛卯四月十二日病卒す、法

十二支の彫刻

空圓月覺性禪定門、天台宗光照寺に葬る、此建築には福井吳服町山田長右衛門首唱なりしか七兵衛歿後久しく工事中止なりしを遺憾とし、米町内藤利兵衛世話にて十年目に至り再び起工し西山町辻村勘七郎を棟梁として三年を経て全く成就し、盛んなる供養式に併時あり、さきに七兵衛が彫刻したる十二支を十二方に入れ、薬師の十二神を表す、此大工事を以て全市の美術を代表せし、薬師塔も明治三十三年四月十八日の大火に一片の灰燼と失せたるは惜む可し、

### 〔羽明山壽命院緣起〕

薬師堂は明羽大明神の本地薬師如来を安置す、像は天平元年行基菩薩の作にして羽明山壽命院と號す、開基は尊海上人なり、慶長九年正月八日、長松院様御歸依により、徳光村妙泉寺より當寺に轉住せり、上人俗姓は戸田正源末葉にて、徳光村の産母は、忠昌公の乳母をつとめ、後尼となりて融藏比丘尼と號し、御持佛堂を預りたり、慶長八年二月、黄門公御不例につき、長松院様此本尊御立願にて御快氣ありければ、繪馬鰐口御奉納御初穂銀十枚被下置候、但し鰐口同年四月羽明神の小社を除き、薬師堂を建立す、同十年十一月六日御祈願所となる、寺地諸役御免除御黒印御下付なり、同十二年正月廿八日秀康公へ九字

建 築

護身法口傳により尊海御本丸登城の節は御立關まで乘輿御免なり、同十九年忠直公忠昌公大阪御出陣につき、御武具加持被仰付、一千座護摩供祈禱を爲す、銀子百枚御時服十重下さる、弟子正音房使僧として御札守御菓子献上す、忠昌公御威ありて正音房陣所見物被仰付、其後忠昌公御入國の節古寺を除き、庫裏客殿御建立普請中、公御登山種々の賜りものありたり、夫より文化九申年當寺薬師堂其外諸建物大破に付、牧の鳥觀音堂、諸尊及び建物を引取り、されと奇瑞あるにより、文政七年二月舊地へ薬師堂再建する事になりたり、時節宜しからざるにより成就せず、尤も御普請所故御願せんとするも是亦恐入儀あるにより、差控三年を経て大塔建立着手す、云々

〔辻村文書〕

大塔二重造りの一重出来(製圖略之)

- 棟梁 谷町 大工七兵衛
- 棟梁 西山横町 大工勘七
- 世話人 吳服町 山田長右衛門
- 棒頭 茂左衛門

其後久しく下層一重のみ、建ありしを天保十一年十一月廿二日上層手筈始同十三年三月廿一日出来併時供養を爲したり



福井足羽山薬師堂の  
井桶前  
の  
主  
の  
會  
所  
の  
酒  
藏  
人

福井足羽山薬師堂

- 棟梁大工 辻村勘七郎
- 棟梁大工 齋田七兵衛
- 棟梁大工 齋田金五郎
- 外大工九人
- 木挽 嘉右衛門
- 外二人
- 屋根 吉兵衛
- 石工 内山作兵衛
- 外三人
- 棒頭 山田喜八
- 山田喜五郎
- 内藤利兵衛
- 世話人 米町

建築

鑒賞

蘆田如雪

蘆田十郎名は命英<sup>なつひ</sup>初め十左衛門と稱し晩年如雪と號す刀劍鑑定に有名なり福井藩士笹木七左衛門の次子出て同藩士蘆田某の後を嗣ぐ少より心を武技に専らにし壯なるに及て遂に其奧秘を極む性温厚忠和未だ嘗て人と抗せず然れども武技を演ずるに臨んでは角闘撓ます絶て平生に類せず嘉永六年江戸に祗役す此夏米國軍艦始て品川灣に入る府下戒嚴幕府藩主に命じ御殿山を守らしむ時に十郎任を旅奉行に受け警衛數日事無くして歸る元治紀元防長の役藩主に從て鎮西に赴く會ま長人罪を謝す亦刃に血ぬらずして歸る前後一度も其技倆を逞ふする事能はず毎に以て憾と爲す明治二年春官を休む在官中慎勤懈らず故を以て勘定奉行吟味代官等の諸職に歷任し吏務に鞅掌する事二十餘年藩主其功を思ひ金を賜て慰勞す如雪能く刀劍を品す故に來つて鑒定を乞ふ者常に絶えず亦刀劍書頭を手寫すること數卷遠邇其眼識の熟達せるを知らざる者な

し暇あれば則ち自ら刀劍を看て以て娛とす廢刀令出るに及んで感ずる所あり復匣を解かず明治十六年十一月病卒す時年七十二福井日蓮宗妙長寺に葬る法名如雪院といふ

小川霞流

姓は小川家號は白玉屋名を孫三郎と呼び舜和堂又聽泉享霞流等の號あり福井神宮寺町に住し家饅頭を鬻ぐを以つて業とす性風流夙に俳句に巧みにして且つ古錢の鑑識に富む其業を營む尋常風流人の比に非らず専心一意身は紛々たる麥粉中に在り偶來訪の客あるも雪を抹するが如き手を示して之れを謝絶するを例とす然れども是れ半日の間即ち午前の事にして時正午に至れば家事は渾て家人に付し復他に關せず殆ど別人の如く一室に入つて偏に古錢搨本に従事し客に接する甚だ厚く又能く酒を飲みよく笑ふ交遊更に貴賤如何を論ぜず成島柳北曾て古錢蓄藏最も鑑識の眼あり且つ書を著して當時の愛泉家たり霞流また嗜好を同じくし交通頻りなり霞流常に和漢の古錢並に其搨本を全國同好の士より寄せ之れに付する一々考證を付し積て數十卷を成す土佐の愛泉家

今井貞吉も亦霞流の家に來り其熱誠に驚き互に考證得る所少からずといふ、明治三十三年四月祝融の禍に逢ひ一家土藏忽然灰に化せしのみならず多年心血を瀝く所の古錢並に考證書等一片を留めずして烏有となる、霞流の失望想ふ可し、然れども霞流復た業を繼ぎ考證記する所數卷を成す、家災に罹りし以來商業隨つて振はずと雖ども風雅の道を棄てず俳諧の文藝を受く、其角堂永機の如き嘗て霞流の家に寓し共に塵外の興趣を弄ひしことあり、明治四十年七月二十五日を以て福井不動町の家に歿す、辭世に曰く、夢かとも思ふばかりや郭公遺骨を福井孝顯寺に葬る又先代蘆夕吟甫亦俳句を善くし蘆夕の鐘さかぬ里に植たさ櫻かな、お返事はあとのことなり夏水吟甫の庭の戸はしまりもないに水鷄哉松明にもう吹そめて初あらし等の如き最も人に傳誦せられ吟甫また南越探舊指童編俳諧千句集極木のかつら、東北旅反古白山禪定記等の著書あり

〔松泉會誌〕

聽泉亭小川君壽筵序

聞く越前福井に聽泉亭小川孫三郎君あり、資性濃厚徳風郷に洽ねく夙に古錢を愛し又俳句を嗜むと、越の備に於る山河二百里未だ曾て遭逢追隨せし事あ

らず常に以て憾となす、君の古泉を嗜むや卍童の時に始む、當時該地泉友なく又泉書なかりし故を以て隨て得れば隨て藏め其年代鑄造を考覈す、殊に宋朝泉に正對ある事の如きも其自發に係る、蓋君が五世の祖畫龍洞吟甫君、愛泉の遺傳ありしに由るなるべしといへども其志氣の宏遠なるにあらずんば何ぞ能く此妙境に達することを得んや、爾後明治十年に至り松旭園今井風山君の令息にして職を福井裁判所に奉せし事ありに邂逅し談偶々泉事に及び初めて各國に愛泉家あることを知り、尋て土佐風山軒に交り聽泉亭の號を得、東京松菊莊に交はり其亭號の扁額を得て、交情益纏綿、我西備の長壽堂と音問を交ふる亦明治二十一年に初め交情月に濃やかに年に密なり、風山軒の古泉大全を著はし、松菊莊の明治新泉譜を著はす、皆君の藏品に據りて考證する所少なからずと聞けり、嗚呼君亦錢神の靈なるかな、君亦俳句を嗜み美濃風獅子門と東京晋派とを學び頗る造詣する所あり、福井市黒龍社畔の懷古塚に彫鏤せる所の「かろき世や盛生が夢も酒の泡の句の如きは灑々落々其胸懷の光風霽月得て觀るべきなり、君の俳號舜和堂霞流といふ、蓋其師其角堂七世晋永機翁の命名する所にして白詩の「湛露浮堯酒、薰風起舜歌、願同堯舜意、所樂在人和」の句

意に採りしと聞く、未だ其人に接せずといへども晋翁の此命名ある既に其徳風を想望するに足れり、又聞く頃日獅子門十六世曙庵該地に遊び君に授くるに文臺を以てせしに、君は同友翠雨に譲りて己れ其補佐となりしと、往昔鴻儒木下貞軒其門人新井君美を推舉して加賀侯に仕へしめんとせしに君美は友人岡島某を進めて仕へしめしと聞く、君子の行ひ古今其軌を同じくす、嗚呼君の謙退遜讓これを當今の名を銜ひ利を逐ふ者多きに比すれば豈啻に霄壤の差のみならんや、君芳齡方に知命身益健徳益馨はし敬慕の餘、薇松泉友相謀りて賀壽の泉筵を西備松永の吸江山房に開き、余に序を徵す、余不文を以て辭す許さず即ち聞く所を叙して以て卷首を瀆す、

明治二十六年七月

西備 芭蕉軒主 西川 國臣

〔薇松泉會撮模集〕 第七十八

そも、薇松泉會の大首唱長壽堂主人高橋君より、余に來遊を進め玉ふ事年ありしか、ことしも春色十分の頃なりとて例の如く招き玉ふに、折から豊國祭拜觀のため京師への發途に際したれば、取あへず其故よしを告しに又々平安へも懇篤なる書をよせて來遊を促し玉へば、欣慕の念頻に動き感情禁し難く、

俄に同行の誰渠と袂を分ちて七條より汽車に乘し、攝津播磨備前備中等の國々を走せ通りて備後に到り、先生の門を叩くは實に明治戊戌四月末の三日なり、斯て初對面も舊知なりは互に隔意なき物語に、積年の鬱を散し、手の舞足のふみ所もなく、ましてや美酒佳肴に饗應の濃やかなる、族路のつかれも忘れはて、樂しみも窮りなく、時の移るも知らざりければ、彼の昔は袖に包みけりと詠みけん歌の心も、今や我身にちもひやられて

松永にまつ友うれし月と花

聽泉亭 小川 霞流

明治戊戌のとし彌生のなかは過つる頃、越前霞流翁わか薇松泉會の長壽堂を訪はる、途上の御名吟定めて多かりつらん、柳さくらをこき交し都のなかめはさらなり須磨舞子わたりの春景色なんと、如何に觀玉ひしかと問へば長壽堂に逢まふ思ふころの切なれば、鏡路をはしるけふり車の足搔も今しほ早かれとばかりに思ひ焦れつゝ來りぬれば、京攝の景色は眼に映せざりしと答へられぬ、その愛泉の御心の深き千里友を訪ふ御なさけの厚さにほとく感したりければ

めつる人ありけり里の春景色

芭蕉軒主 蕉

月



名にしよふ越のまれ人ふる泉

見にとて來ます越のまれ人

山路重央

來ん年もまた音づれよ歸る雁

綱宮露亭

〔小川記録〕 若越新聞第六三七號

孝顯寺に於ける俳人霞流

十一 生

俳人として愛泉家として有名なる當市の小川霞流氏は、昨年四月の大火に類焼の災に罹られ、其後天女山孝顯寺に僑居し舊臘來頻りに新築を急がれて居るが何分此頃の氣色で壁の乾き兼る所から到頭孝顯寺で年を迎へられた、古泉家として氏は實に日本全國中でも有数の名家であつて有名なる愛泉家故成島柳北翁在世の頃などは古泉研究に關する魚雁の往復殆んど虚日なしといふ有様であつたて、余は本年一月一日の初刊の材料として何か古泉に關する談話の起草をして欲しいと思ふて三好五峯氏を介して依頼したが、氏が多年古錢を研究して支那錢安南錢等に關する從來の考證の誤謬なるを訂正した書類が褻然として冊を成したものが有つたが惜しい哉皆回祿の奪ふ所となつて仕舞つた、且所藏の珍しき古錢なども多くは灰燼に歸し僅に残つた

物も劫後未だ整頓しないから初刊の間に合ふ様に古泉談を起草する事が出來ないと云ふ事で謝絶せられた、此段讀者と共に余の遺憾とする所である、それで氏は兩三日前飄然として余が佐佳枝下町の寓を訪づられて、折角御依頼の古泉談を起草し得られなかつたのは遺憾であると態々挨拶に及ばれた、其禮意懇實に亂頭粗服の無禮社會には稀に觀るの所であつて風流の交りは又格別であると、余は數回嗟嘆したて御近作はと問ふと、氏は左の三句を示された

勅題 雪中竹

旭の影にのひる撓みや雪の竹

歳旦

初夢や語るも聞くもみな笑顔

年尾天女山に假寓して

行年や鐘のひびきも一ツづゝ

嗚呼半宵の警鐘に風流の夢を驚かされアナヤとばかり秘藏の古泉を抱きて驅出づれば、其俳屋は早や炎々たる回祿の舌に舐ふられ、蕩然として鳥有に歸

したる一個薄命の俳人が、劫餘禪刹に寓して枕頭に除夜の鐘を數ふ、その感懐の最も深かるべきは、實に想像するに餘りあり

「行年や鐘の響もひとつつ、此の「一ツづ」の五文字果して何等の悽惋ぞや、是實に三句中の白眉にして、必傳の名句であると余は感吟した、

それから、孝顯寺に於ける霞流子の「おもかげの如何に哀れに興深きかは左の一文に明らかである

「今茲庚子の春四月はからざりき池魚の災に罹りしより昨日と過ぎ今日と暮て此ころのかり住居は名にし俗塵を離れし大いなる禪刹にして素より夏をひねとの造作なれば殊更に天井高く、又雨戸といふ設けなければ、爲に寒冷甚しく、逆も凌ぐにかたければと或人のすゝめにまかせて、小さき揚火燧てふをもとめ、朝夕これによりて老情を養ひたりしが、彼の西行上人の歌に

捨はてし身はなきものとおもへども

雪の降る日はさむくこそあれ

誠に此夜は寒くこそあれ、實に今夜はさむくこそありと、そこらにさがしあてたる徳利を取出し、とかくしてこれをあたゝめ

訪ふ人もあらば語らんつれづれを

ふりつもありたる雪のわひすみ

とや、二三杯を傾けたる折からゆくりなくも

破れ窓の風に座かへや置火燧

となんよみて悲慘なる此身の不幸をかこちたりしが、忽ちにしてそが運動の自在を悦ぶに至る、嗟貴賤貧富は社會の定數、佛家は是を因果といふ、苦樂は心の變化にあり、歡歎憂喜なんかあらん、養翁が馬の諺も時にとつての善知識ならんと我と迷ひ我と悟ればわけて今宵の樂しまれて、見ぬ世の人の昔までを、おもひつゞけ、頻に獨酌を重ねる面白みは、あはれにおかしき境界なるべし

寢ずに見る夢やこゝろの冬籠

霞流山人醉中

實に哀れにおかしき境界、透間洩る風がサツト吹き込む一雪吹に、這はかなはじと置火燧を吹雪の來ぬ隅に移して、一杯又杯を重ねる其運動の自在なるに、啞然一笑して大悟徹底したる霞流山人のおもかげ見ゆるが如く、盃に雨を聞く夜かなと、口占みたる芭蕉翁のわびしささへ思ひ合せられて、余は此の薄命なる俳人に無限の同情を表する事を禁し得なかつた

〔松泉會撰模集〕 第九十五卷

小川聽泉亭君還曆壽詞二十四韵

古來三越地、奇貨多所藏、峯心富山侯、其名最發揚、同好人續出、撫愛嘗精糠、君祖喬龍洞、鑿裁獨錚々、聽泉君所號、通稱孫三郎、家世住福井、德風洽閭鄉、官命爲肆長、赫々民之望、俳句學晋派、又從飯元坊、入格爲文臺、別號舜和堂、幼嗣父祖愛、珍泉滿數筐、皇朝及漢土、朝鮮又西洋、柳北拔其萃、風山擷其芳、各編新泉譜、前後傳四方、余嘗通郵信、北陸與山陽、每得一奇貨、贈答不厭忙、癸己君五十、遙賀呈詞章、泉友慕拓摸、以祈其壽康、戊戌春四月、瓊然到吾莊、淹留二三日、縱談酒百觴、今茲躋六秩、閑身轉堅強、又編還曆集、永欲慶吉祥、細想足羽水、日夕響鑼々、聽泉清胸宇、壽考自無疆、

長壽堂主人 高橋 敏

技藝 華道

正藏寺淨智

立華の由緒ある福井市の正藏寺は、眞宗大派にして四世淨智は父を淨了といひ、

同主宗矩公の立華御覽

淡原町は嘉江町の東

眞松の伐取御免

福井淡原町にて正光寺といひしが、立華の名人にて、藩主宗矩公御入國の節立華献上し其後仙臺菊と云珍花を御覽に入れば殊に御意に叶ひ、當座の御褒美あり、望あらば何なりと申せとの御意ありければ、年頭御禮と眞松を見立て、伐取度旨申上ければ、早速山方奉行へ仰付られ勝手に伐らせらるゝの恩榮を得たり、淨智享保二十年乙卯正月九日八十七歳にて卒す、當寺に墓あり、其後寛保三年公の御室勝姫君二十四歳にて卒去せられ照光院と云御法號に障り改名仰付られ寶曆十年正藏寺と改む立華に關する文書を藏す、

一爲伐立花眞松定指紙之事

今度政光寺立花眞松定札乞御訴詔被申上に付御家老中より願之通見立眞松在々山に而可爲伐之由被仰渡候自今以後此指紙を用可爲伐者也

延寶四年辰九月廿九日

香西八郎兵衛 印  
白樫三郎兵衛 印

在々下山守中

一木田町正藏寺從前々立花眞松定指紙被致所持然處今度先寺號政光寺と有之に付當寺號に被相改度由願に付段々於役所令吟味相伺候處御家老中被仰渡自

今時指紙に而立花致致度節者眞松入用程書付を以山方役所之被相願指圖之上  
伐取被申候様被仰付候間左様可被相心得候者也

寶曆十年辰五月

野中一兵衛 花押

市橋條右衛門 花押

正藏寺

### 高島眠山

京都六角堂池坊は華道の家元なり其法遠く聖德太子に出づ來歴千有餘年の久しきに及べり高島眠山は通稱九兵衛又隨葉軒と號す丹生郡石田の人性温にして敏幼より插花を好み池坊の門に入り専心これを學ぶ數十年師その篤志に感じ舉げて其秘法を授く弘化四年五月越前國會頭職と爲る是より眠山の名遠邇に喧しく前後贊を執り教を請ふ者數百人その插花に於ける奇巧を求めず手に任せて挿す天真爛漫中姿狀自ら趣きを成す不言の花亦生動靈あるが如し觀る者掌を拍つてみな其妙を呼ぶに至る眠山卒する年七十有九

〔六角堂記帳〕 京都六角堂頂妙寺藏

華道の會頭職の會

高島九兵衛席名隨葉軒眠山文化八年六月會中入弘化四年五月國會頭職

〔立軒存稿〕 福井矢島立軒著

### 高島眠山翁墓表

高島生一日過蔽廬丐余爲其父眠山翁墓表余諾而不果者殆週年然其丐不倦以十數余因問翁爲人則稽顙起而言曰先子性格温敏少好插花從平安池坊某學其法遠出自聖德太子世傳其業迄今千有餘年先子入其門傾心學之數十年某感其篤志悉傳其秘法爲本州會頭職于是先子之名噪于時前後執贊者數百人先子嘗有云插花之術與君相用人無異焉直者直而用之曲者曲而用之長短整斜各隨其宜而用之第以不失位置生韻爲要而已故先子之於插花也不求奇巧信手挿之姿狀成趣生韻飛動觀者咸稱其妙嗟夫插花先子積年所苦心者也今也文字不以著其不朽則經年之久將以無知之者某誠竊懼焉此所以請墓表於先生之勤也余聞之曰插花末技而已不足以文而傳之雖然果如生言則翁所好者道也進乎技矣者歟且生既思翁苦心不忍付諸冥漠欲借余文而久之於世其志亦可嘉尙也已是忍不表翁諱某字某眠山其號姓高島氏卒年七十有九

茶 道

杉浦 一 溪

名は雄藏號を一溪と稱す、父杉浦規外福井藩主に仕へ茶道を以て名有り、一溪も亦茶事に巧なり、藩主治好公殊に點茶を好み、師範を一溪に命す、一溪もと多藝にして挿花香道横笛等また茶道と共に人に稱揚せられて門弟多し、文久二年壬戌八月六日卒し法號窓月院溪譽正義居士淨土宗運正寺に葬る



蹟 筆

如月庵馬丈 福井無量羅漢堂の後にあり

遠州流花導本家六世馬丈翁者、住東都木原店、天保六未年八月十九日卒、行年八十

一溪また馬丈の跡を嗣ぐ

五歳、葬駒込淨土宗願行寺、法號雲峯臨照信、土碑表五字者、以翁之直筆寫之、爲永世插花繁榮建之者也

遠州流花導七世窓月庵一溪

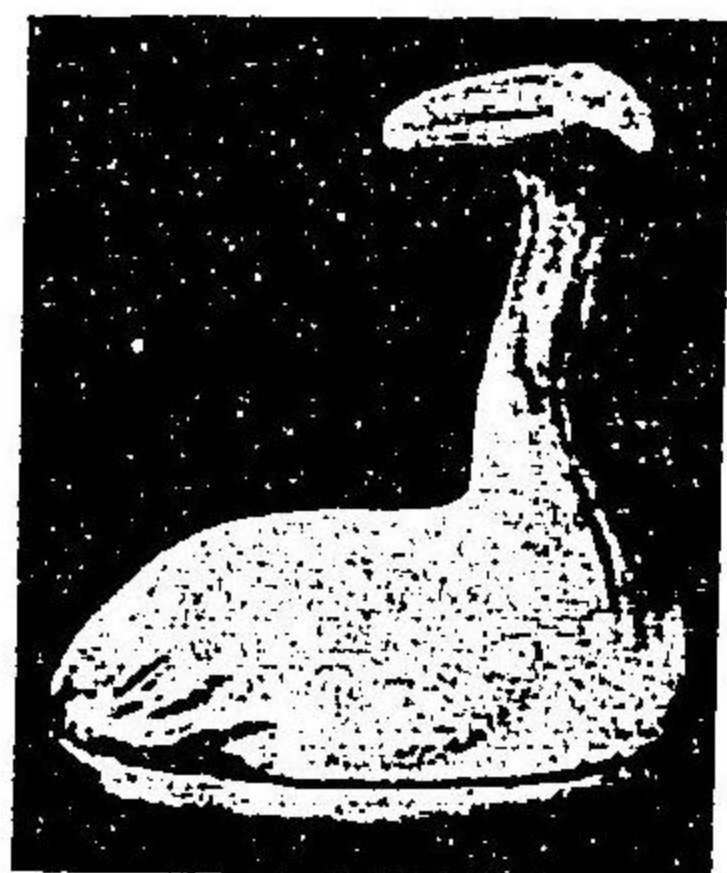
于時弘化四未年八月

武 田 以 了

以了は通稱米屋治郎右門と稱し、福井下吳服町に住し、吳服商たり、父善右衛門といひて盛なる商家にて、性風流書を能くし、茶を點し、京師に上り、樂燒の法を習ひ、得て自宅の庭園に竈を調へ、自製の陶器を燒く、毎年大服茶碗を藩主松平侯へ獻上するを例とす、明治四年三月十一日卒す、年八十八、田原町眞宗本派法圓寺に葬る、法名釋教圓と云



筆 蹟



鶴香合

箱書曰爲一溪大人以了造之

### 田村 洞雲

洞雲は千家茶道の宗匠なり、福井筋違橋板屋次郎兵衛二男、幼より性風流にして早瀬來山の門に入て四條派の書を學び、又藩士杉浦一溪宗匠に就て茶と香花を習ふ、神明町田村與左衛門は縁家にして子無きを以て入て嗣き板屋と同業の上繪師なり、常に家業に勵み又筆曲を能くす、晩年歌を詠みすべて一を聞て十を悟るの才能に富み、殊に茶道に至つては動作舉止平生總て茶ならざる無くよく瀝奥を極めて門弟多し、明治三十四年五月十八日卒、中風にて歿す、法名洞雲居士、眞宗本派千福寺に葬る、一子君女亦茶事に精しく斯道を教授す

遺 詠

洞

雲

あふむきて見る人こそはおほからめいけのそこにもさける藤なみ  
うちたる、梢のゆくは夕月のかけめつらしき五月雨のそら  
見る月のさやけさかけに思ひ出ぬひとよあかしのすまのたひ寝を

### 林 一 麗

春月庵一麗は通稱林左治衛謙眞といひ林他三郎友信の子なり、世々福井藩士にして稻荷町に住し、十二歳より生花茶道(千家表)を杉浦一溪に學び、嘉永二年勘定方雇となり、のち出納附屬用度掛を勤め、勉勵の廉を以て藩公より桐御紋の盃幸姫君よりは御歌短冊を賜はるのち松平家従を勤む、明治八年四月東京尾張町一丁目に移住し、翌年九月より汽船問屋を業とす、つねに松平慶永公の懇遇を受けたれば伊達池田兩侯宛の書翰を藏す、

飛雪寒風難堪先以御安全奉賀候、只今三菱火船問屋林左治衛越前藩臣也差出候間、何卒拜謁被仰付、萬事御用向無御遠慮御用被仰付候様奉希上候、此人は茶人にて氣のオケ候人でなし不構御話可被成候也

一月二日

慶

永

茶 道

春嶽公菴  
臣を愛す

伊 達 様

池 田 様

荷物其外も御話し可被成候僕九日九時三十分出車之心得に候、晝食は左治衛弟同商賣問屋林庄五郎御兩公も同所に被成候が宜候也

其後旅館を開業し家人等をして之を扱はしめ自ら好む點茶生花の法を教授す、尤も松平家御奥へも出入せしかば、時々懇命の賜りものあり

藩臣林左治衛參館之儀過日於星岡一寸願置候に付左治衛差出質問御閑暇之節御都合次第御茶室御庭等拜觀被命御茶に御話被成下候日を御取極從御家從中御申聞相成度一寸添書陳述候也

三月廿日

松平慶永

松浦詮君

又明治二十四年に古稀の祝を爲しければ

吳竹のうれしきふしの多き身は千代のかけこそふかく見えけれ

松浦詮

七十ののち萬代をへむ君は千代の齡をみしかくや見む

由利公正

其外松平幾子同節子下田歌子等の貴紳方祝の詩歌數十あり集めて千代の友と題して藏せり、かくて一たひ忙かしき業を避けて茶花の風雅に心を委ねたるも斯道の奥儀を極めしかば來りて入門するもの多くなりゆきて中々にいそがしきも幸に身健やかなりければ自ら祝ふとて

うさふしのしけさもしくてくれ竹の世をまれといふとしも經にけり

七十翁

一

麗

と來る門弟らに書與へける明治三十六年二月十五日病卒す法名春月院一麗居士築地本派本願寺別院に葬る年八十二

### 盆 景

#### 鳥 山 紫 山

盆景は室内娛樂の一にして、主として古歌名所に基きて打立て、人の感興を博する高尚なる技術なり、今斯道諸流派の多き相阿彌流、日野實生、風早高野、宇田竹屋

盆景の流  
り起る  
山よ

清原、遠山、石州、細川流等十一派あり、中に就て細川流最も盛に流行し三都に一大勢力を振ふ、其淵源を尋ねれば實に鳥山紫山より起れりと云ふべし、鳥山京都の人、寛政中富山に遊ひ細川流盆景の傳授を和田文敬園に傳へ、渡邊香岳之を嗣ぎ、高田二雪に至つて江戸に出て子爵大河内正質に教ゆ、これを今日の隆盛を極めたる端緒なりき、さて紫山は富山に我技術を遺したるは盆景のみならず、古今流插花、鍛内流、抹茶煎茶香道の奥儀を授けたる其効績尠からず、故に門人花の塵塚の記念碑を建たり、明治廿六年六月其碑を蓮臺山滿淨寺中に移したる時、松にふく風も静かや、朧月の紫山の句を以て俳諧興行ありき、紫山老年富山を去て越前三國に來り福島屋と稱し同地の人と爲る、又俳諧を能くせしかば三國俳諧の道統吉川等佐の跡を繼げり、同地及び福井にも盆景の技を擴くしたるが、文化五年戊辰六月十日病卒す、日蓮宗妙海寺に墓あり

鳥山紫山筆短冊



三國町 妙海寺所藏

〔風俗畫報〕

第六十九號  
東陽堂發行

東都は京  
都文化の  
眼は  
ならん

盆景起原

盆景に關する事を記載せる書類實に寥々たる者とす、今細川流の名人と稱したる東都の鳥山紫山翁が文政年中諸國を歴遊し門弟に傳授せる書に據て聊か左に由來を記す未だ悉く信ずるに足らずと雖も亦以て參考に供するに足らん歟、此外光悅、相阿彌、清原流等あり、各百景の圖を設け、各色の砂石を混用す而して皆盆畫に近き者にして四體の圖はあらざるなり、盆山石の式、推古天皇の御宇百濟國より博山香爐を獻す、其製たる靈山の形を爲したる自然石を體に入れ、其廻りに白砂を布き更に一種大なる鉢の上に置き、其下鉢の中段の穴に於て香を炷く者とす、朝廷乃ち上の體を取り之を席上の裝飾と爲したまふ、其鉢の外面に藤蔓の模様ありければ、かつら鉢と名づけたり、之を本朝盆山の濫觴と爲す、盆庭石の式、用明天皇御惱に罹らせ給ひし時、聖德太子かつら鉢を募して一種の盆を製し、藤蔓の彩紋を施し、更に之をかつら盆と名づけ、石砂を以て遠山村里の景を假設し、鑄造の樹木堂塔を排置し、穗屋の香爐を居へて香を炷き、以て御覽に備へ、玉ふ是を盆庭石の起原と爲す、盆石の式、東山義政公盆山盆庭の故實を參考して一體を按出し、諸國の名石を集めて十八景を創造し



玉へり、是世に盆石の流布する始なり、盆砂の式後水尾院の御宇柴山中納言重豊卿勅を受けて十五首の名所の歌に意を寫し十五直體の盆景を作り給ふ是を名所の式と謂ふ

細川幽齋公諸國の名石を集めて主石とし白砂はあられ石寒水石を用ひ以上の四體を主として盆景を作られたり、其他利休十三景高砂十五景を合せ廣く席上の裝飾とす、是を細川流と謂ふ又百景の圖あり詩歌に據て長板を用ひ之を作るものとす云々

### 棋 客

#### 木村道全

木村道全は越前の人、通稱を彌左衛門と云ふ、三代日本因坊道悦の門に學び、最も圍碁に巧みなり、道悦隱居するに方り、井上道策に就く手合上手なりき、

(石陰隨筆)

#### 三崎策雲

三崎策雲は福井三崎道庵の三男家世々醫を業とす、幼より圍碁を嗜み因節と稱し江戸に出て四代日本因坊道策に就き碁を學び技大いに進む、後道策の高弟三世井上因碩(道節)の嗣となり、因碩又休山と號す前の因碩もと美濃に生れ曾て道策の門に入り名聲斯道に噴々たり、後道砂因碩の後を繼ぎ井上因碩と稱す、文昭院の時名人の譽を博し世に名人因碩といふは此道節の事なり、策雲亦名人なりければ其嗣となりし時は部屋住たり、然れども年々幕府に出頭し御城碁を勤む、道節病死の後四代因碩の名ます、高く出藍の評ありき、法名楸局院勵譽策雲居士

(本因坊代々略傳)  
(三崎坊代々略傳)

#### 〔三崎文書〕

十一世井上因碩書翰  
福井市三崎玉雲氏所藏

余六世祖者、越州福城三崎玉雲翁末男也、幼善奕碁、故請其父母而來江都、遂爲四世因碩矣、則三崎氏與井上氏世親族也、雖然井上氏世々於門人中選藝業秀拔者而爲繼嗣、至于余十一世矣、咸是他人、故無通音信者、不圖去歲丁酉仲春、余繼嗣發狂殆及亂、茲當國本保邑有余門人河野良輔者、於奕術篤志無比、聲譽甚高、聞余危急而遙來武城、請余云、仄聞井家有事、將絕果然、則我請竊看護尊嗣君、而遁難於我

棋 客

名人井上  
因碩の嗣  
となる

丹生郡本  
保村河野  
良輔も亦  
碁の名手

郷以銷衆口、余拜謝對云、實如子言、外議洵沸、不丞議、則井上氏殆不祭祀、豈量子古稀之老翁、冒百餘里行程來救危急、支井上氏於將絕也、喜不知所謝、願老翁幸勿捨焉、即今茲庚戌孟夏、所約如是、而老翁則還於古郷本保邑矣、於是井上氏親族門人會議、咸倚賴良輔焉、故余恭惟 越州侯者、予累代仰之如君、臣戴恩澤也、溘矣如之三崎玉雲子、雖世親族、然不幸未得謁見也、余於是竊生三願、欲奉問安于福城一也、欲肅香於運正寺、廟奉謝累世優遇二也、欲訪三崎氏、而據祖先以來之因、謝多年絕信闕禮之罪三也、遂決意起程、本年到本保邑、居少焉、遂來福城矣、玉雲子聞予來、大喜而遇予、且曰、有祖先之因、先生齡過、知命跋涉山川、百里見訪、無言可謝、雖館則陋矣、願留而休、旅疲也、爾後數月、間日日見、餽遺珍微、美酒實予、數年游歷、如是饒醇、所未嘗遇也、加之今玉雲子、願達文武衆藝、常食野草山微、喫蒲酒而專救孤獨、仁譽聞於他邦、且令室賢而服、鹿衣食、賤菜朝夕自製秘藥、而一助病者、嗚呼、可謂篤厚君子、謹慎賢女哉、然驚鈍磊落之余、數月之恩惠、何以報之乎、屎業之餘暇、徒費紙墨、以表微忱、陋文拙書、未遑願、

坪田 翫 碩

十二歳より  
碁の名手

翫碩は越前の人、碁の名人なり、十二歳のとき伊豫の相原可碩と共に幕府に召出され、百五十俵下され、道策の弟子、手合の名人なり、手合三つの碁後、五代日本因坊道知先に直すと云

〔本因坊代々略傳〕

名人因碩弟子生國越前十二歳の時、可碩と一所に被召出、五十俵被下置、此時分は手合三つの碁後、道知先に直す

行 司

吉 田 追 風

相撲行司  
の元祖

相撲行司の祖吉田豊後守家次は越前桂の産今立郡桂島村にして、木曾義仲の臣にてありしか、性來相撲が好きにてありけるか、同國に志賀清林と云行司の故實を知れる人あり、就て學ひ斯道に精しく盡く其奥儀を極めしかは、此事 朝廷に聞へて召出され、五位に叙し、追風の名を賜ふ、且獅子王と名つくる唐團扇と木劍とを下

し賜はる十五世長助肥後熊本侯に仕へて爾來善左衛門と稱し相撲のときは追風と號す今に至る迄相撲の例式及び行司力士の免許すへて吉田家全權を握り唐團扇と木劍是れ祖先の遺物今に秘藏せると當代善門氏語れり

〔吉田文書〕

明治三十一年八月  
安川彌太郎氏寄送

唐團扇に  
ありて  
御子の  
と云ふ  
王

一元祖吉田豊後守家次は越前桂の産にして木曾義仲旗下の士なり夙に相撲の道に精しく志賀氏の聖武帝神龜年中志賀清林を以て相撲行司官とす傳を受けて其名を北國に知らる後義仲の意に忤ふとあり又越前に退居す後鳥羽帝廢典を起し墜禮を修めらるゝに當り相撲の節會も施行せらるゝ可に志賀氏斷絶して行司官たるべき者なし於是洽く求められ家次を越前より召し以て相撲の司行司官と定められ叙五位名を追風と賜ふ時に文治二年六月なり同年七月節會行はせらる毎に追風其式に與り必ず行司官相勤む其節會に用ゆる處の木劍及び唐團扇等皆勅賜に出つ追風天福元年四月廿日歿す比叡山獨鈷坊に葬る法名團扇道永居士と號す

一貳代目豊後守追風

一三代目豊後守追風

一四代目豊後守追風

一五代目豊後守追風は元弘の兵亂の際後鳥羽帝より初代追風に賜る處の品々及び家傳の書類を携帶し河内國一族の許へ立退き之より大和攝津の間に流寓す

一六代目長門守

一七代目長吉郎

一八代目長八郎

一九代目長太夫

一十代目長太夫

一十一代目長次兵衛

一十二代目長右衛門

一十三代目長助は攝津の難波に住す此時洛中専ら相撲の技行はると雖も古例舊式悉く壞亂して勝負の判決明瞭ならず爲めに争鬪の一端となるを長助之を慨嘆して十八歳にして上京して例式を復古す正親町帝永祿年中朝廷の節會亦起り長助行司官となり數代中絶たりし豊後守を稱し追風と名乗り節會の行司相勤む一日關白二條公追風に相撲の例式尋問せられ團扇に一味清風の四文字を自書し之を賜ふ亦關白二條公よりも烏帽子狩衣を賜る天正年中織田信長公に召され武家相撲の式を定め行司相勤め秀吉公にも召され同相勤め團扇を賜る其後家康公にも召され江府に下り將軍前の規式を定

十八歳に  
相撲の  
例式を  
復古す

め亦行司相勤む相撲技の隆盛なる此時を以て極とす慶長十九年十月十一日死す

一十四代目長助十三代目長助嫡子豊助中半にして病十七歳にして家督相續し長右衛門尉と改稱す京都五條に住し行司官相勤め澁ぬりの圍扇を賜る又關白二條公よりも織紋の巻物を賜りたるにより行司の嬖東とする唐衣四の袴を製す元和中紀州和歌山に於て東照宮祭典に臨み紀州公に召され壹里塚と云處にて祭典相撲會の式相勤め無銘の刀及び麻上下を賜る長右衛門尉明曆三年五月十一日死

一十五代目長助十四代長右衛門尉は終身妻を娶らず十五歳にして家名相續し尺子茂太夫後見たり此時に當り 朝廷の節會も中絶せられしより二條公を以て武家奉公致し度旨を請願し許可を得て萬治元年より細川家に仕官し肥後に下り名を善左衛門と改め相撲の行司官なること徳川幕府に届け爾來相撲に關するときは追風の號を用ひ舊に依り該業に關する諸般の例式傳授及び免許等をなせり元祿十三年二月三日死す

一十六代善左衛門是より代々細川家に仕ふ

細川侯に仕ふ

一十七代目善左衛門

一十八代目善左衛門寛政三年六月將軍徳川家齊公吹上に於て相撲上覽式の行司相勤め白銀若干を賜る同六年濱の殿庭に於て同式を勤む善左衛門文政元年十月八日死す

一十九代目善左衛門

一二十代目善左衛門

一二十一代目善左衛門

一二十二代目善左衛門

一二十三代目善左衛門初祖家次より當代に至る七百十有餘年の久に及と雖相撲の例式は失墮なく今日迄相傳へ後鳥羽正親町二帝勅賜の品々並に關白二條近衛の兩公を初め諸公侯より贈賜の諸品に至る迄悉皆現藏致居候也

〔雪のかきよせ〕第一七號 政教新聞所載

(参考) 志賀清林の墓

先年東京相撲の行司木村瀬平が人を頼み熱心に探索して行司の鼻祖志賀清林の墓を江州滋賀郡木戸村に於て發見した事は諸新聞に記して大評判であつたが同人は頃日木村庄之助と共に其發見人なる大津市西今風町の鶏肉店赤井卯之助を伴れて來て墓地改修につき協會の贊助を頼んでゐるさうだか

其いふ所によれば木戸村字木戸の三昧(即ち墓所)といふは古來力士の墳墓か澤山あつて其中央に約五間四方の地を劃し土塀を繞らした礎がある、其中央に建てられたる自然石の石像が即ち志賀清林の石像ではないかと思はるゝのである、高さは四五尺で幅が廣く石質は同地附近の名産といはると小松石だか其表面に肥滿せる力士風の肖像を荒刻りに刻りつけ像は裸體のまゝ、安座して腰の所に昔の締込らしきものを締めてをる、年號月日又は法號實名でも刻んであればよいのに幾ら水で洗つてさがしてもそんなものはないさうだ、ダカラまだ彌本物であるかないかは判明しないが、土地の者は昔から三郎兵衛地藏と言習はして疎末にやれば祟りがある代りには信仰すれば惡病災難を逃れるといふので折々近郷近在から香花を供へるものもあるさうだ、木戸村は叡山の麓で大津からは五里、船で行けば和邇村へ上陸して夫から一里歩けばよいさうだ、高砂はウカツには話しに乗らず成程若しそれが本物なれば無論協會の事業として改修工事を施すのもよいが、マア十分に取調べ熊本の吉田家へも相談をした上で決める事にしやうと答へ、瀬平庄之助は既に我々は認定して棒杭を建てさせた事であるから是非賛助を與へられたいと

繰返して頼んだ、倍此の發見人赤井卯之助といふは元京都力士で東京へ上り三段目まで出世して、嘉都山といつたので瀬平とは入懇である所から瀬平に成代つて、一生懸命に清林の墓を尋ねまはりヤツとの事で此墓を尋ねあてたのであるさうだ

### 木村庄之助

日本相撲の行司十三代庄之助は武生の北府町に生れ、桶屋業成田の二男小太郎と云、幼より相撲を好み行司の眞似事をするに熱心なるを、同地川上源右衛門之を常に見て此者必ず他日相撲行司になりて名を揚げるならむと思ひたり、其後東京より浦風林右衛門大關にて同地にて興行ありし時、川上浦風に向ひ桶屋の倅に行司好があるとの話を爲し此者を連れて行司の作法を教へたなら必ず名を揚るならんと云ければ、浦風快よく諾し江戸へ連歸る時に小太郎十一歳なり、さて江戸にては初木村市之助と稱し後多司磨と改め技大に進む時に木村庄九郎庄之助の道統を嗣ぐべき適任者として自他之を許し庄九郎勢州桑名にて名弘を爲す諸國を巡りて歸京せしに、豈圖らん多司馬は十三代の道統を嗣ぎ居た

桶屋の倅  
日本行司  
の十三代  
を嗣ぐ

れば大に驚き此に紛擾を起し庄九郎は境川浪右衛門内なれば雙方意地を貫かんとし容易に治まらず妥協成り庄太郎は年寄とし中立と改名して八枚目の位置を占む時に慶應年中なりこゝに十三世木村も無事にて勤め明治十年に十四代を木村庄太郎代始名喜に譲り自ら松翁と號し浦風歿して白眞弓飛彈右衛門を浦風とし其次に浦湊礮平を嗣がしむる等此十三代庄之助の盡力多きに由る以て其勢力ありて終を全うせしを知る可し福井蕪屋に松翁の墓あり

府中武生にて古へ江戸相撲の騒動ありし以來禁止でありしを川上源右衛門が今度江戸の浦風大關一行か北國興行巡るのに獨り武生にて興行出來ざるとを遺憾とし藩侯へ願出て許可を得たれば相撲方にて大に喜び川上か働を以て其勢力は亦當國にこの相撲興行の全權を握りたれば浦風が小太郎を引受けて川上を親分としたるもの也浦風江戸歸りては川上を當國の勸退元に推選せりさて小太郎か十三代木村庄之助となり其名弘を爲すや川上は江戸に上り義俠の名を掲げたりと庄之助夫より郷里武生に來りたるときは遠近其名を聞きて一には行司を見んとて興行大入を爲したりと云其時小太郎の父及び兄既に没して絶家したれば之を再興せん事を謀り八木某を以て成田の跡を嗣せたりと

武生の川上源右衛門に依る

### 相撲

#### 佐伯氏長

越前に勢力者あり佐伯氏長と云、仁和二年禁裏に相撲興行ありし時、召されて近



和漢故事新編所載 佐伯氏長圖

江の高島郡石橋村を過ぐ、一女あり鄙に稀なる美貌でありしかば、氏長心奪はれ思はず近よれば女其戯れたる手を已か脇に挟み、家に歸り片手に提げたる水桶を下に置き、さて何者ぞと問はる、氏長少女の怪力に

驚き、私の及ばざるを耻ぢたれど、今度の相撲に召されたることを語る、女笑ひ茲

相撲

に滞留すべしと勸め其夜握飯を與へらる其堅きこと嚙切難し氏長苦しむ日を経て漸々食せらるゝに至る女曰く斯くなれば可なりと出發せしむ氏長上京して禁裏相撲に勝を得たり此女いねと云早魍のとき村の者其田に水を漑がざりしかば怒りて夜中ひそかに巨大の石を堀の中に投し以て田に水を満たしむ村民驚き數十人にて其石を取除かんとすれど能はず因て遂に謝して此女の力をかりて取のけたり今もいね石として其村にありと云

〔古今著聞集〕

佐伯氏長はしめて相撲の節にめされて越前の國よりのほりけるととき近江國高島郡石橋を過侍けるにきよけ成女の川の水ををくみてみつからいたゞきて行女有けり氏長きと見るに心うこきてたゞに打過へき心地せさりければ馬よりありて女の桶とらへたるかひなのもとへ手をさしやりけるに女うち笑てすこしももてはなれたるけしきもなかりければいとわりなく覺へてかひなをひしとにさりたりける時桶をばはつして氏長か手を脇にはさみてけり氏長興ありて思ふ程にやゝ久敷なれともいかにも此手をはなたざりけり引ぬかんとすればいとつよくはさみて少しも引はなつへくもなければ

女の怪力

能握飯の功

力及ばすしておめくゝと女の行にしたかひて行に女家に入ぬ水打をきて後手をはつして打笑てさるにてもいか成人にてかくはし給へるぞといふけしき事からちかまさりしてたえかたく覺へけり我は越前國のもの也相撲の節といふ事有て力つよきものを國々よりめさるゝ中に入て參也とかたらふを聞て女うなつきてあふなき事にこそ侍なれ王城はひろければ世にすくれたらん大力も侍らん御身もいたくのかひなしにてはなけれ共さほどの大事に逢へき器にはあらずかく見參しそむるもしかるへき事也彼節の斯日はなるならば爰に三七日逗留し給へ其程にちとりかひ奉らんといへは日數も有けりくるしからしと思ひて心のとゝまるまゝにいふにしたかひてとゝまりにけり其夜よりこはき飯を多くしてくはせけり女みづから其飯をにきりてくはするに少もくいわれざりけり始の七日はすきてえくひわれざりけるか次の七日よりはやうくゝいわれけり第三七日よりそうるはしうはくひけるかく三七日か間よくいたはりやしなひて今はとくのほり給へ此上はさりとともとこを覺ゆれといひてのほせけりいとめつらかなる事なりし伴の高島のおほぬ子は田などおほく持たりけり田に水まかする比村人水を論し

相 撲

てとかくあらそひておほ井子の田にはあて付さりける時、おほ井子夜にかくれて表のひろさ六七尺ばかり成石の四方成をもて來りて、彼水口に置いて人の田へ行水をせきて我田へ行やうによこさまにをきてければ、水おもふさまにせかれて田うるほひにけり、そのあした村人共見ておとろきあさむ事限なし、石を引のけんとするは百人計しても叶へからすさせは田皆ふみそんせられぬへし、いかかせんとて、村人おほ井子に降をこひて今より後は覺しめさん程水をはまかせ侍へし、此石のけ給へといひければ、さこそ覺ゆるとて又夜にかくれて引のけてけり、其後はなかく水論する事なくて田やくる事なかりけり、是を大井子の力顯しそむるはしめ也ける、件の石大井子か水口石とて彼郡にまた侍るとなん

瓜生權左衛門

寛永二年九月風烈二條城に親臨し、徳川將軍大國諸侯を卒て之に従ふ蓋し昇平の盛事と謂ふ可し、福井藩主忠昌公亦其班に在り、此時に方り諸侯公の力者と水野日向守の力者と相撲せんことを請ふ、公之を肯ふ水野侯の使者吾力者を監し

瓜生獅子に勝つ  
に勝つ  
に勝つ

歸り報じて曰く、越前の相撲は我が國の如き者無し只小相撲荒波なる者ある耳、臂力無双なりと是れに於て再び使を遣はし曰く、請ふ小相撲を以て大關に合す莫れと、公之れを聽す期日に至り吾大關瓜生權左衛門、彼の大關獅子虎之助と角力す、時に吾力者等以爲らく瓜生獅子に如かず、若し克たずんば荒浪をして元服を加へて土俵に上らしめんと、即ち髪を洗ひ刀を引て待つ、然して瓜生遂に獅子に勝つ、満場の諸侯士大夫喝采雷の如く纏頭山を成す、水野侯之れを見物然色を作して辭し去る手を背にして扇子を投ぐ、墜ちて出羽侯の前に至る侯之れを見れば扇骨碎候これ執るに故なくして鮮血指頭を染む、後年水野侯再び角せんことを請ふ、瓜生枕に伏するが爲め其の事無くして止む、權左衛門は大鹽八幡社の洞官にして遠く清原氏に出て舟橋の支族たり中世外戚の姓を冒し瓜生と爲ると云ふ、

〔越前史略〕

第四篇本  
井上真常著

寛永二年丑乙九月六日 天皇行幸于二條城新將軍家率大國諸侯從之、公福井藩主爲其一系列十諸侯之員、十日還幸大將軍御車一行他皆二行秋元但馬守近藤石見守自京師來藩以迎高田君初西岸公四遷之時二侯來迎未是四年始往江戶也此般諸侯請公之力者



與水野侯日向守之力者相撲公背之、水野侯使相撲頭監吾力者、使者歸報曰、越前之相撲者、無如我關力者之魁者、只有小相撲荒波者、奮力絶倫、獅子彼大關當驛也於是再遣使曰、請無以小相撲合於大相撲、公聽從焉、期日諸侯士大夫畢來會、既而始角力、遂吾大關瓜生權左衛門常彼大關獅子虎之助、搦力時、吾力者等以為瓜生不如獅子、若不克則俾荒浪加元服、敵於獅子、即洗髮引刀而俟焉、蓋是前約、無以小相撲者合於大相撲者也、然瓜生得勝於獅子、於是水野侯勃然作色、不辭去、背手投其扇子、墜於出羽公之前、咫尺其扇骨悉碎、後公執之、無故指頭垂血云、後年水野侯遣使於藩時、獅子從、欲與瓜生、搦力然當時伏枕無其事也、權右衛門大鹽八幡社之祠官、其先出於清原姓舟橋之支族也、中冒外戚姓為瓜生、努力絶人能、杜鼎其子嗣職、賜爵號石見守、凡國中祠官卜部家門人賜爵四家之其一也、公歸藩、

### 北國兵大夫

江戸相撲北國兵太夫は足羽郡阿波賀村に生る、幼より奮力衆に優れ、長じて郷を出で江戸に上り、某侯の抱へ相撲となる、強力の譽れ、櫓鼓うらぶたの音と共に遠邇に高し、或時候北國を酒宴の席に招く、たま／＼其力の程を示さんことを望む、北國唯々

大槌を打しむ

不動明王 奉納石燈 尺許北國 兵太夫文 化五戊辰 五月吉日 彫たり

として座敷と椽側との敷居に兩足を爪先にて裸體のまゝ突立つ、且つ曰く、大なる槌を揮つて力の限り胸膈むねを撲つべしと、時に座客に力量を誇る者あり、應と答へて之れを一打す、然れども槌つち彈たまきして宛も鐵の柱を打つが如く却つて自ら手に痛を覺ゆるのみ、乙客甲に代つて之れを撲つ、亦何らの威を他に與ふもの無し、丙もまた代つて撲つ、北國依然として少しも撓まず、爪先のまゝ佇立し、槌彈き返へされて座に落つといふ、文化五年錦衣の榮を負て郷里阿波賀村に歸る、村中一乘漣あり、漣畔不動尊を安置す、北國即ち石燈籠一基を寄附し、永く記念と爲す、幾ばくもなくして復た江戸に向ひ道の中仙道に取る、途中偶病を發し、倏ち信州旅舎に歿す、或ひは云ふ、北國力群を抜き衆これを妬み毒殺せりと、時に文化五年なりと、

### 千賀浦喜三郎

千賀浦は三國町に生れ、幼名與三吉といひ、奮力人に越え、相撲を好み、身長六尺餘、しかも美男にして、古勇士の風あり、廿三歳江戸に出て、遂に番附前頭出頭となる、もと丸岡阿武松庄吉の弟子にして、相撲手取上手の評あり、老年退て年寄の筆頭

となり明治二十二年歿す年六十八

〔撮要新聞〕

明治五年十月版  
福井其社

相撲取り並ふや秋の唐錦とは其角山人の秀句のよし頃しも壬申の歲逝く秋  
挂て小春の首め故郷に錦を飾る力士には越前の國丸岡の産故阿武松の門人  
同國坂井港の産千賀浦喜三郎は日本相撲の年寄役風酸霜苦を嘗め盡し老蒼  
の中に流麗ありてその風情も可憐なり附き従ふ門人には兜山松ヶ枝彌高山  
浦高山の門人に當國牛首の産出世角力の白山越郎行司は名たゝる木村庄之  
助是も當國武生の産にてその門人に至まで當國の者少なからねば最負の着  
淡山をなしその數日に幾千人なりしとぞ就中て最も一美談あり千賀浦が坂  
井港において舊師阿武松の爲に石碑を建て之を弔ひ且追善角力を一日興行  
せし折しも千本權參事巡部として彼地に逗留せられけるか或人參事公へ案  
内して拜謁させんと勸めければ彼曰く御勅使も同様なる參事公の出張先へ  
吾等如き賤技の者卒忽に推參する杯とは天朝へ對し奉り不敬の至りなり  
と固く斷り後に餘人に對して邊鄙の風俗その質直は好すべけれど惜むらく  
ば未だ少し開化せぬと云しとぞ

阿武松庄  
吉元治元  
年五月三  
日卒す男  
猛院常上  
日正居上  
寺丸登雲  
に墓あり

千賀浦は  
阿武松の  
名

千賀浦初  
め松ヶ枝  
と云ふ

〔雲齋運金圖譜〕

三國直筆著

松技者本一備夫耳及其爲穀抵之技也軀幹頓肥大營力超群忽入上等之數凡天  
下之觀角抵者無貴賤無老少莫不知松技之名也豈不亦盛乎(下略)

音樂

幸若音曲

桃井幸若丸

桃井直詮幼名幸若丸祖父桃井播摩守直常は越中松倉城にて没し父直知没して  
流浪して越前に來り丹生郡西田中に所縁ありて居る後叡山に登り光林坊にて  
佛典を研究し聲明を學ぶ天性聲調微妙にして伽陀講式聲明の奧儀を極む一日  
四明の月を望み東湖の流に俯し感慨交も至り一種の節曲を附して歌ふ之を八  
島軍と云ふ由僧聞て大に憐愍を慰め英烈の志を起さしむるものと感激す遂に  
後小松天皇の御聞に達し禁廷に召さる驚き辭すと雖も許されず勅命默しが  
なく則ち參内して一曲を奏す御感ありて猶數曲集む可しとの勅宣なり時に辭

幸若丸叡  
山に登る

幸若音曲  
御聞に達

すらく祖父直常一國主と雖も亦武徳世に知らる其子孫たる者藝を以て身を立  
 ん事家名を耻かしむるに忍びずと躊躇す是曲藝家に屬す可きに非ずと繪旨を  
 賜はる事となり恐れ多き命を受け下山して當國に來る白山は越前の泰澄開關  
 せし靈山なればとて登山參籠す白山權現に祈誓して滿願の日に至り忽然とし  
 て妙曲を授かるの靈驗あり即ち上京參内して之を奏す彌寂感斜ならず菊桐の  
 紋章を賜はり從五位下宮内大輔に任せらる是より幸若音曲と稱す可しと也時  
 に朝倉教景越前黑丸城より足羽郡一乘谷に移り築城此に居る直詮越前に所縁  
 あれば來り住し朝倉より賜ふ處の三千貫を領す猶音曲を子孫に傳ふ文明十二  
 年庚子五月二日卒す年七十八安直院祥翁全吉大居士同地心月寺古道場に葬る

〔桃井文書〕

幸若小八郎寄  
桃井龍雄氏所藏

由緒書

越中國桃井氏末裔幸若丸幼天稟性篤實而聞觀音妙行自一心出而應無不遍能  
 觀音聲隨響而答大千回應況世界教主以音聲導人天誰不稽首哉因茲幸若丸傾  
 心于音聲三昧不得其妙不蒙佛天之加被力爭到其瀟與身心清淨跣足三十三回  
 拜詣于白山大權現々々感通其丹誠而重々彰奇瑞從是乃知此身即大極而具五

桃井家由

白山に祈

臟々々有五音六腑即六呂也天一水生則借其潤而發聲語業鼓激臍輪氣海中牙  
 齒敲磕發妙音齊天地運行無極之德初擊節于松枝雛鶴音曲後條目分長中短三  
 段象天人地三才三十六番準一年十二月廿四氣也右條目事跡略記帝都武門榮  
 衰君臣父子忠孝之實事勸善懲惡之一助也有時於白山幽谷聞雉一聲搏發明入  
 島曲中發露々節不是神助爭得如此秘藏乎抑譽唱一曲時節飲食心身堅固胸中  
 無物大虛廓然發妙音聞者無厭無足爲與樂拔苦之良因音聲益不可勝計其譽遍  
 夷洛後花園朝有詔召幸若丸辱任諸太夫仍號幸若右大夫安真攀上紫宸殿前新  
 築瑤台唱起我家音曲終于日本記曲 叙感有餘至末代幸若家可具諸大夫之威  
 儀重降 口宣特領 御鼓大小至今日秘在爲家珍號安真功成名遂還生緣故鄉  
 年及耳順而文明年中五月二日臨終正念示寂矣誰弗衷惜哉越前一乘谷古道場  
 葬之號祥翁全吉居士孝子彌二郎安義圖畫亡父之像遺願思燒香念誦千真前至  
 京師尋土佐將監光信宅對談畢求筆亡父遺像光信拍手曰先於此召 禁殿幸若  
 音曲達 天聰光信亦詣 闕下見聞之唱曲之形相威儀嚴然驚天下耳目斯故寫  
 其形模汝於爲孝子者與之云安義再拜領之披而見之如亡父再生安置于影堂炷  
 拜如在慎終追遠之志不勝筆也夫孝百行之始也有孝心不墮父業全部三十六番

之外整節干新曲之卷流布天下入僉讚嘆安義有二子長曰彌二郎義重弟曰八郎九郎別分一家一華却有兩華影音曲之譽誼世間義重嫡子義元後號宮内卿義元出義光々々出義成有以辭俸祿作浪人逝矣義成實子誠重雖爲浪人勤實家業赤心片々奉禮家康公于時秀吉公薨御之後家康公寓居于伏見中島藤堂館之日大閤之五奉行押寄藤堂館謀討家康公騷動其時誠重年來志在于茲鐵炮玉藥纏腰待懸押寄諸士欲打取其志切同期阿彌能見之奏達家康公々々感其志而賜食邑三百石行年六十一逝號誠重養子良親十三奉禮東照宮々々備父誠重有忠信之志稱美不淺矣或時應召侍于柳營舉唱數々音曲東照宮讚嘆曰你少年而父亡一門戚親之傳傳家秘而教子你聞你音曲不減古人自今以後克可戒後生等踏先哲之轍不改音節只依于舊如此台命重於鼎銘肝膽其門庭子葉孫枝深根固蒂至今日不墮家聲將謂梅檉林無雜樹也良親行年六十二寂號實子二人長男義知二男資親云々義知十七歲拜謁于大猷院殿爾來奉仕于大樹家綱公毎々於御前相勸音曲數番褒讚無限特拜領金銀時服恩榮深於海高似山有子一人童名伊八郎義智年十三奉拜謁大樹家綱公於營中同名三十郎尊親爲脇音曲相勸曲終後稱揚二葉梅檉也累代不墮家聲至祝不盡于時庵文壬子秋山僧蒙中村氏佳招而

陪盛筵之日良知資親兩兄弟出席舉唱于松枝八島日本記音曲山僧聞之徹骨髓不知東白金口說法音聲至此上不堪讚歎傍有大谷老人突出曰聞幸若音曲如此稱美與慶則家系音聲流傳如一器水移一器源深流遠始末不二一音曲節不恥異朝攸希乞書前件之事山僧不才如何筆之哉雖固辭書代々家譜寄山野竊按東照宮嚴命後孫微言光信寫安真厥形模正而秘在之義則雖似非任口亂道索笑傍觀云副以川入一章

唱曲音聲分四聲

言々應律表其情

白山通感示開合

光信圖真決死生

惠耀衣財細柳營

響流金鼓九華城

忽聞唱拍相隨處

心正身脩報太平

夏五初二日

大宋國徑山佛窟禪師十五葉法孫比丘前往東福虎伯叟大宣書

〔幸若音曲史〕

寫本

幸若音曲は聲明より出づ聲明は慈覺大師入唐求法の時之を傳へ智證相應に傳ふ慈覺十代の弟子に良忍あり著名の人なり宗快法印往生院に住して聲明の興亡を嘆し一卷の書を著す是金剛乘院御室覺性法親主諸寺の碩徳十五人の集選

にして後數流派に分る、相應院流、西西流、又相應に二派あり、菩提院、西方院、と其聲  
明の微妙なるは音調の根原にして世の俗曲より雅樂、夫より以上は聲明に及ぶ  
ものなし、實に心神爽快天樂と謂つ可し、其伽陀講式に至つても奧秘に至つては  
凡俗の解し得るものならず、されば幸若丸は斯道の學者なれば伽陀講式より以  
て節曲を文詞に移し、其名文に至つては聲明の奧秘を洩らせり、謠曲亦之に似た  
れども節曲に變化を辭句に適切ならしめたれば、或書に寛文頃謠曲流行して幸  
若廢れたり、と宜なる哉、平曲亦聲明、迦陀より出たれば聽者悦ばざるが如く、俗耳  
に遠けられたるは、抑又名人の出さるに基因するなる可し、(中略)又秘傳の言葉と  
して幸若の許之卷末に非曲曲、曲之前之曲、と云事あり、見渡せば花も紅葉もなか  
りけり、浦の苦屋の秋の夕暮、と定家卿の歌をも音曲の命なりと云へり、誠に紅粉  
をぬらざれとも自ら風流の體なる春の長閑さ、夏の空、物して一年の意は其時々  
にあるものなれども秋の浦の苦屋はいつとも靜かにして言語に絶さる感あり  
音曲も其人自然の聲を修行鍛練すれば妙音の出るもの也、聲は破つて出すを作  
聲と云て斯道にては嫌ふ云々

音曲目錄

桃井幸若丸肖像懸幅



東京帝室博物館所藏

大職冠 滿仲 志田 百合若大臣 夜討會我 十番切 富樫 笈探し 高  
館 敦盛景清 烏帽子折 八島 伏見常盤 文覺 鎌田 築島 新曲 和  
田酒盛 いづみか城 元服會我 小袖會我 四國落 常盤問答 堀川夜討  
笛之卷 いぶき 硫黄鳥 馬揃 未來記 木會願書 那須與一 濱出 入  
鹿 清しげ 腰越 夢合 劔談 張良 靜 切兼會我 鞍馬 大臣 禪  
勸進帳 日本記 蓬萊山 九穴貝

寛政三年越前藩邸にて幸若音曲番附に

一天平カ 松の枝 馬揃 奈須與一 長生殿 山科 蓬萊山 四國落 老  
人 四季 木會願書 九穴貝 十番切 張良 蓬萊

〔武〕 〔鑑〕 享保年版

幸若音曲衆(越前幸若村住居)

一番、二百三十石、幸若八郎九郎、與右衛門、次郎九郎、〇二番、三百石、幸若彌次郎、徳左  
衛門、〇三番、小若小八郎、小左衛門、〇二百石、幸若伊右衛門、〇百石、幸若六郎右衛門

〔元治 武 鑑〕 元治二年版

幸若音曲(越前丹生郡西田中邑住居)

○二番、三百石、幸若彌次郎、同快藏、○二番、二百五十石、幸若民彌、同與一右衛門、三番、三百四十石、幸若小八郎、同友十郎、○百石、越前敦賀郡田島村住、幸若紀十郎、

同

幸若直繼

幸若直繼の父幸若丸の肖像を鑑みしむる  
桃井直常守本尊の由来

直繼は幸若丸直詮の長男、幼名宮内後式部少輔と云足羽郡一乘谷に生る、八郎九郎家の祖也、母は四條中納言の女性仁孝にして土佐光信をして父、幸若丸の肖像を書かしめ、心月寺二世海國禪師の贊詞を請ひ家に藏す、五世義重の時、兵火に罹る、灰中を探るに表具焼たるも肖像に障りなし、又桃井直常守本尊、閻浮壇金薬師像を家に安置す、直常加州井口城にありし時、吉井忍んで來り討つ、直常防きて之を檢するに、尊像脇部に刀痕ありしと云、音曲三十六曲の外に新曲を作る名人の譽高し、明應九年九月五日卒す、年四十六、光雲院眞宗全阿居士と法號す、

同

幸若八郎九郎

白山に新音を發す

香箱御槍を頂戴す

家康公御前幸若の音曲を美書は幸の香櫃

八郎九郎義門は五代目直次の嫡男なり、丹生郡西田中村に生る、幼にして音聲も出ず、父大に憂ひ白山に登り祈誓を爲す、後美音を發す、壯歳出て駿府に至り、家康公に謁し、音曲を奏す、又相州箱根にても召出され、越前國御内目付役仰付られ、國吉銘刀と御黒印拜領す、依て國に歸る、幾くもなく病臥す時に、御煉藥拜領の恩恵あり、御香箱と共に子孫に傳ふ、又槍は公か伏見にて大阪五奉行密逆の時、晝夜志を勵ましたるを以て其賞として拜領す、慶長十九年甲寅八月十三日卒す、年五十八、法名長翁全久居士

〔時慶卿記〕 寫本

慶長十八年五月六日、登城、廣大廣橋大納言西園寺、同中將、松木、滋野、井少納言等也、竹内へ遣人出仕候、

香若舞御所望、初祝一口、又大職冠ノ端斗ニテ止之、入鹿御所望ニテ舞一番、

〔駿府記〕 寫本

五月六日、幸若八郎九郎大夫、召御前舞曲有之、



### 幸若柳也齋

同

音曲家驛馬を制す  
後水尾天皇召に依り音曲を奏す  
探幽法師幸若丸の像を畫く

柳也齋は丹生郡西田中村に生る、重信幼名次郎九郎、後八郎九郎と稱す、父は八代目義正内藏允、父義門と家康公を駿府に謁す、越前秀康公臣本多伊豆守、性相樸を好み、強力なり、身長六尺餘、或時驛馬逸走す、騷擾留むる者なし、義正兩手にて馬を止む、秀忠公幸若音曲御好にて幕下に奉仕す、重信は其嫡男なり、後水尾天皇の召によりて參内音曲を奏す、御感ありしと、又家光公二度の御上洛に供奉す、家綱公にも奉仕す、御暇の節、吳服三重、白銀三十枚、御紋付中絶の處、當代より着用復舊す、曹洞宗大本山永平寺萬照高國禪師に依て戒師と爲して入道す、狩野探幽法印に肖像を畫かしめ、法師之に贊を與ふ、寛文十一年辛亥八月四日卒す、年六十、全性軒長翁宗堅居士

同

### 幸若義安

幸若義安、幼名八郎九郎、後修理進と稱す、右京亮義繼の長男なり、足羽郡一乗谷に

朝倉磯景の死すに討

櫻花の降下る奇事

子孫門四第  
彌山本耶  
子左衛門  
百足に傳  
兵助子に  
浮次幸大  
次弟に幸  
康次地以  
同に招か  
者家に中  
後しむに  
原幸大の  
なり起

生れて幸若音曲を父より授かる、元龜三年國主朝倉義景の織田信長に討るゝや、義安朝倉に仕へたれば、之を防ぎ、戰ふて討死す、年三十六、忠貞院華岳全越居士と云、骨は駿州淺間神社に詣す、神前にて幸若音曲を奏す、虚空より櫻花二房降る、是神感ありし、奇瑞なりとて、以後櫻の紋章を用ゆ、時の人音曲達人と呼ぶ、

同

### 幸若彌次郎安義

民部丞彌次郎安義は、大野郡大野に生れ、松田氏の男、幸若直詮長女の甥たり、國主朝倉孫右衛門尉氏景に仕へ、永正九年壬申二月十八日卒す、年五十九、法名逸棟全清居士、同地心月寺に葬る、幸若音曲を奏して諸國を遍歴す、是彌次郎の祖にして、子孫幕府にて三百石を領し、丹生郡西田中村に住す、

同

### 幸若彌次郎誠直

安義より六世誠重、幼名久藏、後彌次郎と稱す、西田中村に生る、父は義成、無人齋と

石田三成  
等勳す

左兵衛は  
後次郎安は  
義助

號す、今川義元の懇親を以て家康公に謁す、天正二年遠州高天神城軍の時、誠直と共に供奉す、公より月俸三十口を賜ふ、慶長十一年六月十六日卒す、年七十、法名梁屋全統といふ、誠直も亦父と同時に公に謁し、慶長三年城州伏見にて又拜謁す、中之島藤堂高虎の邸にて石田三成以下五奉行押寄で騒動す、誠直武器を携へて馳付指揮をまづ、則ち御自身打せらるゝの内意ありて、同朋谷阿彌御取次を以て奉達す、其後小田原關ヶ原及び大阪御陣の節供奉す、同五年召出され、領知を賜はる、伊奈滿前寺加藤喜右衛門、大久保十兵衛、逆署の朱印下さる、可きの書を得、同十四年己酉九月十五日卒す、年四十六、法名千剛全鶴居士、心月寺に葬る、音曲の名人なり、  
〔甲子夜話續編〕二十一

寫本

幸若ノ越前諸是マデ聽シテ無カリシカ或人ノ介ニ依リテコノ十月廿八日ニ藤屋鋪ニ於テ聽タリ來リシ者ハ幸若左兵衛年五十百助餘二十三郎四十八田舍ニハ車シカラヌ人柄ナリサテ謠ヒシハ開時津風 八島郡須木會願書中馬揃四十ノ節百祝松ノ枝  
武鑑ノ所載ハ音曲越前丹生郡西田中村住居、一番二百五十五石、二番三百石、三番三百四十五石、其餘二百石百石五家ト見ユ、コレ神祖ノ所賜ヨリ相傳ノ祿トゾ、略

日聞クニハ六家ニシテ三年ヲ隔テ、參府拜禮スト昨フ來ル者ハ雙刀ヲ帶シタルト聞ケバ疑モナキ在住ノ士ナリ、猿樂ノ一刀ニ比スレバ勝レリトス、予ガ在職ノトキ見及タルニ、年頃御禮席ノ着座モ幸若ハ觀世太夫ヨリハ二間バカリモ上席ニゾ居タリ、  
竹尾專筑其坐ニアリテ云フ、幸若ノ先ヲ尋ヌルニ應仁文明ノ頃ニ起ルカ桃井若狹介六代ノ孫ニ幸若丸、幸一九トテ二人叡山ノ兒ナリシガ音曲ニ賢ク始テコノ謠ヲ爲レリトゾ、時津風ナトノ謠ハ正シク鄙曲ヨリ出テ今様ニ流レシ者ナリ、八島願書ノ如キハ文句平家ト相似テ異聞殊ニ多シ、定テ昔ヨリ傳ヘシ事ナルベシソノ謠ノサマハ平家ヨリハイサギヨク今ノ歌謠ヨリハ大ニ古雅ナリ、鄙聲ノ類ニハ有ベカラズ、正坐ノ扇ヲ以テ拍子ヲウツ節甚簡ナリ、謠ニシキリ有テ一段ツ、手ヲサゲテ歌ヒ末ニ及ブト扇ヲ出シ膝上ニテ拍子ヲウツコノ如ク度々ニス、今筑ノ柳川侯ニハコノ音曲アリテ輕卒ノ輩謠フ者多シト、コレニハ舞モアル由、未ダ見ズ又世人モ知ル者少シ、

同

幸若小八郎

幸若吉信は世に名人小八郎と云ふ、越前に生れ父は善右衛門義繼二男直義と稱す、國主朝倉義景滅亡のとき討死す、是小八郎の家祖也、吉信織田信長より音曲を賞せられ三百四十六石の知行を賜はる、文祿四年正月廿九日卒す、仙翁院吳笠全越居士、丹生郡西田中村龍生寺に葬る、

織田信長  
の知行を賜はる

同

幸若白也

三代目小八郎安信は吉信の子、若年の時信長公へ仕秀吉公放鷹に供奉す、駕前に狼籍する者あり、安信先進んで其者を獨力手捕にす、其強力を賞せられて貞利の作刀を賜はる、後又八島將軍の繪ある屏風一雙爲家卿筆古今集を賜はる、是幸若丸が八島軍の古曲に依れる也、豊臣家亡びて徳川家康公より音曲の命を蒙り知行を賜はる、屢台命の忝さを蒙る、秀忠公の時謠曲を以て昵近す、或年の八十八夜に

貞利の刀  
を賜はる

家康秀忠  
の古曲を賜はる

扇子を賜はる

上自ら毎夜うたはせ玉ひて怠らず、其節御扇子を頂戴すること數度なり、殊に馬鞍鎧轡を拜領す、上曰く小八郎の音曲を一方に居へ天下の諸藝をして音曲を爲さしめたらんには皆避易して敵する者なからんとの恐多き感賞を給ふ事斯の如く年限の外に音曲を以て參勤すること多く、暇を賜ふて越前へ歸るときは總べて御傳馬なり、又或日秀吉公の前にて高名したる話をなされて感賞の御詞ありしと、老て白也と號す、年六十五、徳應院室應全空居士、寛永九年六月十八日卒す



年 桃井義久氏所藏  
蹟 幸若音曲本奥書基

同

### 幸若 虚白

名人白也の子に名人虚白ありと世評ありし小八郎は西田中村に生れ、徳川家光公の時参勤して音曲を奏す上、偶々病氣あり山里御殿へ召されて音曲を奏する事數十日、堀田加賀守命を奉して料理を賜はる参勤の節特命を以て江戸滞留三年或は四年諸侯の聘に應じて教授すること多し、老て虚白翁と號す、寛文六年十二月廿日卒す、六十一、法性院虚白全無居士、直次家を嗣、次子五郎右衛門を以て別に百石を賜ひて敦賀郡田島に別家す、是則ち家綱公治世にして酒井讃岐守の厚意幹旋に依れるものなりと、



筆 子爵橋本長俊氏所藏  
蹟 幸若音曲巻軸奥書筆

〔桃井文書〕

貞享元年書上扣  
西田中村桃井龍雄氏所藏

乍恐以口上書申上候事

今度被成御渡候御書付ノ面謹而奉相守候

權現様御時代ヨリ幸若ハ少由緒御座候段被開召届御陣御上洛ノ御供ヲモ被仰付伏見大阪ニテモ先祖共少分ノ御奉公タテ仕候故同名三人共ニ越前ニ而御知行拜領仕一年代リニ被仰付右ノ由緒ヲ以藝侍ノ品ニ相勤來リ鑑ヲモ御赦免被成去ル十六年已前申ノ年迄持セ來リ候處其節御儉約ノ御書付出町人猿樂刀ノ義其外萬御改ノ處幸若共ニハ江戸近ク鑑持セ候事無用ニ可仕旨被仰渡其已後ハ奉相守持セ不申候則其節御渡被成候御書付ヲモ所持仕候事

後小松ノ天子江先祖桃井幸若丸參内仕一曲申上候節モ元祖桃井播磨守ヨリノ由緒ヲ以桐菊ノ御紋ヲ被下幸若ノ音曲ハ末世ニ至テモ白人藝タリトノ御繪旨頂戴仕候其趣ハ去ル七年已前幸若共先祖書被仰付松平因幡守殿石川美作守殿迄指上申候事

台徳院様御時分同名三人トモニ御夜話被仰付毎度御前江被召出御咄被仰付御暇被下候時ハ例ノ通御時服御白銀ノ上ニ御鞍置ノ御馬拜領仕候義御座

御繪旨頂戴

音 樂

候則御鞍御笠即今小八郎所持仕候事

大猷院様御時代御上洛ノ節私親八郎九郎御供仕候其刻參内ノ義被仰出音曲

申上候尤先祖幸若丸參内仕候古例ノ通白人藝ノ御式位ニ被仰付候事

御城ニ而町人猿樂御ハリ紙ハ元年ヨリ御座候へ共幸若ノ御ハリ紙ハ古ヘヨ

リ無御座候惣シテ幸若ハ先祖ヨリ一分ニ立來リ諸藝者ト替リ乍憚

御公儀様ヨリ外諸大名方ヨリ少扶持ニテモ不申請候其外イツカタヨリモ只

々以御合力不申請幸若ノ末ノモノトモヨリ壹紙半錢ノウハマイト申

義モ古ヘヨリ無御座候寺方町屋ニ而ハ音曲不申萬端白人藝ノ法式ニ相勸

來リシ事

一幸若ニ音曲被仰付候節ハ前々ヨリ白人藝ノ御作法取フクサ半上下ニ而

申上候熨斗目長袴着仕候義ハ無御座候事

一幸若ノ藝ハ古ヘヨリ舞候儀ハ無御座候座着ニ而申候ユヘ本名ヲ音曲ト

申世間ニテ舞トモ申候へ共實名ニ而ハ無御座候事

一舞々ノ儀ハ大かしらト申候而舞々ノ座ヲ立上方ニ罷在候御當地ニ而ハ

芝ノ神明ニ罷在舞申古ヘヨリ舞々猿樂ハ世間ヨリ配斗ヲ取舞臺ニ而仕

幸若に舞  
無し

候事

右之趣申上候段恐多奉存候ヘドモ此段不申上候へハ自今以後ハ舞々ト同事

ノ様ニ被成迷惑至極ニ奉存候御慈悲ニ前々ヨリノ幸若ノ筋目被聞召上是迄

ノ通ニ被仰付被下候ハ、難有可奉存候以上

大鼓

橘龍鳧

龍鳧は醫を學び性よく太鼓を好む、福井の舊家十六世橘三郎右衛門常貞の子な

り、幼名三郎五郎後藤九郎泰信と稱す、觀世與左衛門國廣に隨て太鼓を學び其藝

長して諸門弟に勝る、依て奥儀數十卷並に家寶として秘藏せる太鼓を授かる、一

を豆穀一を茄子穀と云、圓徑八寸二步高さ四寸七步茄子穀胴聊か小さし、胴中記

あり、永祿九年觀世與左衛門、田那部藤九郎殿、胴縁皆金塗にして縁黒塗二條の筋

あり、觀世死去後門弟集りて京都にて追善能を興行す、時に龍鳧上京して太鼓役

を勤む、慶長十九年二月十八日卒す、法名龍雲院繁叟善榮居士、福井曹洞宗泰清院

舞は先  
後幸若に  
云ふ

豆穀  
の大鼓  
慶長七年  
九月二十  
九日觀世  
與左衛門  
卒す法名  
一宗門名  
禪定門

太鼓奥儀書卷末曰永祿六年十二月二日書

藤九郎

小鼓

松下文右衛門

松平昌勝  
公談曲を  
好む

松下文右衛門は小鼓の名手たり、世々江戸吉原角町に住す、文右衛門幼より意を音曲に注ぎ、紀州下村又右衛門に就て小鼓を學び、次て江戸幸清の門に遊ぶ、遂に斯道の蘊奥を極む、後越前松岡侯に聘せられ、同地に住し、藩侯の知遇を辱うせり、續片聲記に小鼓打松下文右衛門侍並拾兩二步五人扶持、謠岡田喜八郎、同地謠本多丹右衛門、同太鼓岩瀬多助、御徒拾兩二步四人扶持、小鼓大橋十四郎、同笛木村武七、同太鼓白竹忠右衛門、同笛渡邊源右衛門拾兩二步三人扶持、とありて、文右衛門其首班たり、以て當時文右衛門の藩に遇せられたる所の一斑を見るべし、元祿中の人

尺八

橘立庵

立庵は橘家十九代宗賢の子なり、福井に生る、幼名六之助、定俊と云、醫を業とし、歌

尺八  
を吹く

連歌俳諧を嗜み、博學にして太鼓を打つ、殊に尺八の名人なり、或時虛無僧來る、立庵是を聞き、下手な尺八じや、こんな事は尻にても吹くと云ひしを、虛無僧聞いて大に怒り、さらば尻にて吹てきかせ玉へとぞ責ける、立庵笑を含み、こは安き事なりとて、其尺八をうけ取、逆さに尺八の尻に口をあて、曲一曲吹くこと、おもしろく、虛無僧驚きて、赤面閉口す、くんと去てける、又大鼓の撥を削る、ことに妙を得、京都へ行く途中、旅館の主人の知れる者、撥を所望しければ、片撥をけづり、片撥は重ねてと云て、出行ける、さて京より福井に歸る、又此家に宿りて、片撥を削る、主人さきにもらひし片撥を出して、之を検するに、少もかはらず、立庵目方を量りて見よと云ければ、秤にかけけるに、二本とも同じ目掛りなりしと、其頃町奉行に、某の彦左衛門あり、人呼て鬼彦と、綽名す、立庵奇骨あるものなれば、足羽神社の神主馬來田敬明と、慶松友梅と、友人なれば、いつも鬼彦に反對してければ、彦左衛門此三人を常に邪魔ものと嫌ひ居ける、時に立庵弟三人ありて、財産争の事起る、遂に訟訴となり、彦左衛門立庵を内牢に入る、其時囚獄日記を書きて、政治の不公平を論ず

囚獄日記  
を著す

波の上に沓のあとあり水仙花

音 樂

と一旬を残り立庵病卒す、法名透實院橋中了仙居士、年七十四實に享保十八年十月二十三日なり曹洞宗泰清院に葬る

謠曲

### 佐治行豊

貞莊諱は行豊、姓は佐治、本姓は鷺田、福井に生る幼にして父を喪ひ出て佐治家を繼ぐ、性讀書を好み又善書の名あり、殊に謠曲を善くし、來り學ぶ者數百人又射術を好み萩野利右衛門に就て學び、在官劇務と雖ども日として至らざる無し、師亦專攻一意其精勵を愛し一日來らざれば轍ち其故を問ふ、或日公事を以て果さず深夜に至り自ら邸中に於て試射す、時に師も亦貞莊を思うて假寐す、深夜に至り恍惚として弓弦の音を聞く、師以爲らく貞莊至ると起きて貞莊を呼ぶ、然れども四隣寂として人影無し、師之を怪しみ、明日貞莊に之を語る前夜恍惚耳に入りし時は何ぞ圖らん貞莊射を試みたる實にその時となす、精神の相通する亦奇と謂ふ可し、天明六年丙午四月七日卒す、享年六十有五配原氏子あり男三人女二人長は行英又善く父業を繼ぎ家に在て教授すと云ふ

深夜の弦音

〔墓〕

誌

墓在福井石場妙國寺

### 佐治貞莊先生

君諱行豊、姓佐治氏、本姓鷺田氏、幼喪父出繼佐治氏、蓋佐治氏世仕大夫某公、君少時有故辭仕隱千里、君好讀書亦以善書聞、旁善謠曲、里中之兒童就君而學、寫字受章句且習謠曲者甚多、雖僻遠村人或來學焉、未數年門人殆將數百人、君課門人分晝夜晝數以寫字與簡冊、夜肆以謠曲具教之也、溫嚴兼至、孳々而不懈、十年一日、君往年數罹災、數移居所、遷門人為市、蓋服君之教課云、今茲天明六年丙午四月七日以病卒、享年六十五、葬于城南愛宕山下妙國寺、君性謹厚、始方仕某公、好諸武伎、最善射術、學故射師萩野先生、早入其室、方其精業日、雖室之遠而官之冗劇、無日而不至、先生亦愛其專攻、一日不來、輒問之、佗日有公事不果、至深夜在邸中試射、先生亦思君假寢、至深夜恍惚聞有弓弦聲、先生以為君至起而呼之、則無人、至先生明日語君實、當前夜試射、射云、蓋精術之深、神令之然乎、君罷仕後亦竊儲菴砧、日習發矢、數本焉、君配原氏生男三人女二人、伯行英又善繼父之業、在家教授、仲元彌尙在家、季早沒、而君愛鷺田氏、絕嗣、養某氏以一女配之、繼鷺田氏、二女在家未嫁、劬與君相識、又善行英而躡具門人某、頗知其狀、今也門□□千人臨其葬、胥議私諡曰貞莊

昔樂

且令劬銘其墓劬不得辭遂作銘曰、

窮而不濫、貞固守軀、師授有法、

人相愉々、有鄰之美、宜德不孤、

天明丙午之冬、北越

杉山 劬撰

關臥龍書

三絃

關 美 惠

必死の修  
行

美惠は四代關勇右衛門の女にて福井江戸町に生れ、幼より音曲を好み七八歳の時恰も京都より光崎檢校の來りしを師として通ひ習ふ、三絃、箏、胡弓の三曲に堪能なり、九歳にして人に教授するの許を得たり、或時は倦むことあるは幼時の常なれば今日は習物休まむかと云へば、父は怒り袋に椀三ツ入れて首に掛け早く乞食に行けと折檻す、爲めに恐怖して必死の修業をつみ遂に古今の名人と師匠にも賞られ光崎より許狀をさへ得たりける、慶應二年丙寅二月二十九日病卒す時に年四十一、日蓮宗顯本寺に葬る、法名絲弦院光惠日秀大姉、没後盛んなる追善

の法會を知人門弟多く打集りて催したる當時の唱歌ありしとぞ、同寺境内に三弦塚あり、門人の建る所なりと

大 鼓

橋 本 織 江

大鼓の許  
狀

織江は福井藩の御用菓子司にして、世々福井柳町に住し、羊羹を製するを特長とす、通稱荒井屋、文右衛門、性謠曲を嗜み、大鼓の名人なり、江戸に出て將軍家に納むる製菓法故實を傳習の爲、數年修行し、其餘暇、毎夜大鼓を賣生新三郎に就て學ぶ、遂に奥許を得て歸福し、益す家業に出精す、同業此右に出る者なし、後生花を杉浦規外宗匠に就て習ふ、月並會の催あり、門生等云ふ、河骨の水揚は傳授なりと、織江傍に在て難事に非ざるべしと云、門生立腹し、今回の會皆々河骨を生るべしと、以て織江を羞しめんとす、織江之を悟り一策を案じ、其日の未明に會場に走り之を挿みたり、さて門生ら來り各自河骨を生けて觀る、夏日の炎天、午時過れば葉凋まんとする者多し、獨り織江の河骨、青々動かん許の清氣あり、一座舌を巻く、程經てその根付なることを知られ、聞く者大笑、其頓智を感ず、又藩侯へ納むる菓子は、毎



御菓子の手握み

日丁稚に擔はせ自ら役所へ出頭して改め納むるに、或日菓子箸を打忘れたり、事急なり、如何せん、されば拜借を願ふも不體哉なりと、例の我慢強くも兩手にてとり御箱へ入る、係役聲荒らげ、文右衛門其の手は何じやと詰問す、答て云へい此手は御菓子を持へた御手で御座りますと、急を納め了りて役所を出て、胸を打ち、やれくゝと溜息を洩らして歸宅す、其後御咎めも無かりしと、老年典倪と號し歌をもよみしとなり、明治四年二月廿日卒す、年七十九、法名源禪、真宗本派圓覺寺に葬る。

行(ぎ)留(り)回(わい)  
せふけいしほりうきしつたの  
れらうきくうたのな  
曲代

歌 集

雜 曲

片岡我久藏

大阪は古來江戸と相對して名優最も多し、而して明治の初年殊に名聲噴々たりし者は即ち尾上多見藏とす、多見藏老嫗を提けて場に登る喝采の聲雷の如し、多

巢籠の曲

見藏明治七年を以て越前福井に下り技を演ず、時に片岡我久藏なる者あり、其演劇に列す、我久藏は福井誓願寺町の産にして福井復た之に及ぶの優無しとす、其多藝なる琴三味線胡弓大鼓尺八盡く蘊奥を極めて神髓に入る、多見藏忠臣藏を演じ由良之助を扮するに方り、我久藏また九段目に本藏を勤む、由來（おん）蔭笛（ふえ）と稱して俳優はたゞ尺八を吹く真似し、他の囃方陰に在て曲を奏するを例とす、我久藏は自ら巢籠の曲を奏し、劉曉の聲は喝采の聲と相和す、多見藏深く其多藝なるに感じ、下和の珠の空しく埋没せんことを惜み切に上阪を憐憫す、我久藏遂ひに大阪の舞臺に上る時に年五十有餘、翌八年日本俳優大番附に於て二段目西の方十枚目七百八十圓となる、地方出身の俳優一躍此の如きは異數と謂ふ可し、同年九月より九年一月同年四月及び十一月十年三月の諸興行に於て、木下藤吉、立海灘右衛門、藤原時平、横川覺範、長崎二郎正友、大森彦七、松波金右衛門等を勤め、最も好評を博す、惜い哉是より益々技藝發展の期に臨み病に罹つて歿す、法名釋顯道、明治十年巳六月十五日と記し、即ち福井燕屋羅漢堂の境内に墓あり。

槍舞臺に上る

〔歌舞伎番附集〕

大阪玉置清七版抄録

明治八年九月吉日大阪道頓堀角芝居に於て前狂言祇園祭禮信仰記續五段(切)

早教訓開化節用三體興行座本は實川實五郎て市川右團治片岡我重實川八百藏兼尾上多見藏等出演のとき片岡我久藏は木下藤吉後家おき娘おさんを勤む○同九年一月吉日京都四條演劇にて前狂言四季模様白縫譚(中)今昔相宿嘶(切)所作事戻り惣興行に市川右團治三掛源之助實川八百藏等出演のとき片岡我久藏は立海灘右衛門たつき鳥山豊後之介老母真しは三浦屋傳三を勤む○同年四月大阪堀江芝居にて前狂言天滿宮愛樹梅櫻松(中)苺桑門筑紫切義經千本櫻興行座本は實川實五郎て市川右團治三掛源之助實川八百藏等出演のとき片岡我久藏は藤原時平紀長谷雄横川覺範を勤む○同年十一月大阪道頓堀角芝居にて新舞臺清水群參十二冊壽式三所作事尾上松高颯興行座本同人にて市川右團治尾上多賀之丞嵐寛右衛門市川荒五郎尾上多見藏等出演のとき我久藏は清觀阿闍梨長崎二郎正友を勤む○同十年三月同芝居にて嗚呼忠臣楠柯夢(八)冊鏡の木偶操興行のとき座本前に同じ市川右團治尾上多賀之丞市川九藏市川駒十郎等出演のとき片岡我久藏は大森彦七盛長中之院定平和田正造松波金右衛門を勤む

箏曲

川妻竹榮

福井に音曲の道盛りなりしは京都より光崎檢校來りて蒔田雁門先生の家にて蘊奥を傳へたるが始にて維新後檢校尙當廢せられしより京都より川妻檢校の來りしを第二の音曲を盛況ならしめたるものと謂ふべし川妻は竹内外某檢校と來り始て福井に第三弦胡弓の妙曲を傳へ後竹内は金澤に往き某は歸り川榮獨り福井に居を占め多くの人に音曲を教へたり明治十三年八月廿四日病卒す法名法嚴一城信士淨土宗清源寺に墓あり其追善には高弟なる畑六平周旋にて數多の門弟音曲を奏して且讀經供養嚴かなりしと云

孝義

國兼村平七

南條郡國兼村農平七は幼少より母に死別れ父の養育にて人と爲りけるが心だ

川妻箏曲の唱歌六す百の附記

鮮魚を交  
に食しむ

て律義正直にして性甚孝心あり、もとより雑家百姓にて持傳へたる田地なれば受作とし又は人に備はれて渡世しけるが、父老年に及んで平七自身の食物を減じて平生に生肴を置き父にあたへける、村人共憐みて時に衣食を贈りて勞りし故大かたは乏しきことなし是偏に孝行の徳と世人皆いひあへり、後年を経て八十餘にして其父身まかりけり

(明君百助誌)

吉邦公御代孝子平七へ米五俵下さる

### 水落村津與

津與は今立郡水落村與三右衛門の女なり、與三右衛門性軟弱多病、力を農業に盡すこと能はず、津與妙齡母と共に紡績専ら糊口の資に充つ、母また不幸にして疾に罹る加ふるに幼弟あり、津與女子の赤手にして父母と此弟を養ひ、勞苦身に迫るも更に倦む色なく身には襤褸を纏ふ、殆んど髪を梳らす夜殆んど眠らざる、と三年に及ぶ、村間の父老其子女を教ふるに曰く、彼の津與女を見ずやと、亦以て津與女至孝の名高きを證するに足れり

三年の著

### 蓮ヶ浦品

坂井郡蓮ヶ浦に一節婦有り名を品と稱す、品年甫めて三五吉崎浦の藤次郎なる者に嫁す、幾はくもなく藤次郎故有り他國に漂泊す、品容貌妍麗にして性柔和故を以て豪家競うて婚を求むる者多し、父母舅姑亦これを憐れみ再婚を勸むと雖ども品聽かずして操守三年、藤次郎赦免に會うて歸村し數年にして藤次郎病に罹つて死す、品號泣悲に堪えず日々その墓に謁す、風雪雷雨と雖ども懈らざりきと云ふ

### 佃戸春

春は足羽郡細江村に生れ、父を佃戸佐左衛門といひ即ち其二女なり、佐左衛門家農を業とし頻年水旱の災あり、産を失ひ遂に貧困の極疾を得て死す、實に寶曆五年なり、時に長女既に適き弟あるも軟弱亦生活の爲すべき無し、春母に事へて至孝年三十四親戚に近隣の者類りに嫁を勸むるも之れを辭して曰く、妾若し他にゆかば何人か母弟を養はんと云々肺腑より出て激激涙を揮ふ、後同村某に備は

れ糊口の急を凌ぐ、農家春夏の候、一時事を輟め晝間に休息するを例とす、春獨り  
休息の間を利用して母を看、食に浴に母の爲めに辨じ了つて主の家に歸る其至  
孝の行ひ十年一日の如し、明和六年七月藩侯より米苞若干を賜ひ其孝を賞せら  
る

〔孔雀樓文集〕第三

記孝女春事

孝女春者、藩之足羽郡、上細江邑、佃戸佐左衛門第二之女、春一姉一弟、姉出嫁、弟儒  
而善病、佐衛門死、春力不能養母、乃自鬻、備邑人家、以衣食其母、併及其弟、母年七  
十衰、春欲罷、備歸養、以豫貸備價、未完不果、拮据劬勞、益甚、鄉里噴噴歎稱、大里、研武  
右衛門者、心美之、具狀白之、郡宰井上善英、善英審事、非假飾白之、議政署、我公聞  
而善之、命賜女春米、本月知事執政、岡部公貞起奉而命之善英、云、僚友雨溫、求余伯  
氏傳焉、村田氏春、又使余記之、先是、褒平吹邑民久藏之孝、尋有小堀氏之事、今又有  
女春、十年中以孝受賞者三人、錫類之美、亦可以觀藩之政理、伯氏之傳具焉、予止錄  
其綱云、

至孝學者  
すの文を促

道 口 滿 吉

滿吉は敦賀郡道の口村の百姓忠兵衛が子なり、生つき律義にして父母に孝行を  
盡し二人の弟妹をもあはれみけり、とに弟の乙吉と敦賀の町より山中新道野と  
いへる所に荷物を運びしか、おのは殊に力増りて重きを脊おひ多くの賃を得て  
父母を養ふ父はわづかなる田地だにもたざれど若きころは心易くいとなみて  
ありしに今は身おい病多く只家にのみ居て草鞋やうのものをつくり朝夕の助  
けとなす、されど氣はけしくして、すちなき事に子を叱り罵る事しは、なれど  
滿吉はをさなきより父にむかひていさゝかも辭をかへす事なく、よろづ其心に  
従ひてぞつかへける、されば寒きころ脊もちの事終りて家にかへる事に文火を  
たきてさこそさむからめとくあたれかしといひければ、そのれはよりて先父を  
あたらしめ又若きもの集りて酒のめる席などにはかつて至る事なく、只身をつ  
くしみてありければ、父母もまた悦びて人にむかひ我家貧なりといへど滿吉常  
に勵みて人の田を耕し又多くの脊持をも怠らされば一家心安く世を渡りぬと  
語りけりこの事つゝに領主に聞え、村の庄屋また長百姓をもめして其實をたづ  
ねしに少しも違はざりければ、安永元年二月米をあたへて褒賞せり、其後名を忠

拾金を  
すに苦心

兵衛とあらためます。家業を勵みしに天明六年の冬の頃魚の入たる荷を春  
ふひ京都にゆきて歸りしか、近江の今津のあたりにて紙入ひとつ拾ひとりい  
にもして落せし人にとらせんと、そのあたりを見まはしけれどゆきかふ人も見  
えざれば、きのふ道にて打つれし二人の旅人のもし落しやしつらんと道をいそ  
ぎおひつきてたづねとよに、其内なる一人われこそもの落しつれと答へしかば、  
是にやとてたゞちに取出しあたへければ、大に悦びていふやう此中には金もあ  
り書物もありけるにそれをひろひて給はりし事またなく忝ふしとて錢をあ  
へて謝しけるを我世わたりわびしけれど日々、に春持の質とりて錢も乏しから  
ず此謝禮うくべくは紙入はなにかへすべきとてうけざりき、旅人も其心を感じ  
相具して山中の驛なる茶屋にいこひ疲れを助けんために酒少しめせよかしと  
進めけるに忠兵衛さま、いひわひてのまざればせんかたなく伴ひて疋田  
村の酒屋に至りまた酒のみ玉へとあながちに進めければ猶も辭してうけがは  
す、旅人ふかくその廉潔なるを謝しければ酒屋の主申やうかれはさきに孝行の  
聞へありて領主より米を給はりそれがうへに良民傳といへる書をも給はりつ  
るものなりとかたりければ、旅人はじめてうちちどろき、やゝひさしく歎息して

その良民傳とかやひとたび見まほしくこそあれ、幸にすみなふ里は今ゆく道の  
ほとりなれば訪はんとて道の口村にゆきぬ、忠兵衛火をまうけてとくあたり給  
へよとて請じければ、深く悦び願くは是より歎賀なる旅屋まで送り候へそれに  
又小さきころりやうの者を取り出て是をもちて候へかしと頼みければ忠兵衛う  
けがひて送りしに又百文の錢をいたしてこれをはいなまずうけ候へとてあた  
へけり、されどます、辭してうけいれざれば旅人わが荷物の賃錢と思ひてう  
け候へぬといひけるに、其うけよしと争ふ事はあまりにさはかしくかたへにた  
ちて望める人もありければ、せんかたなくや思ひけん其錢をうけいれぬ此事領  
主に聞いて同き七年にまた褒美して錢をあたへき

(孝義録)

濱里村鶴

足羽郡濱里村里正女の狀を有司に具申し藩主乃ち米苞若干を以て之を賞す、女  
賜を拜し流涙す、人其故を問ふ女曰く光榮の恩賜妾豈敢て之を致す母既に世に  
亡し切に之を念うて感泣措く能はざる斗と女は是れ名を鶴と呼ぶ、父長右衛門  
初め蔬菜を鬻ぐを以て生理と爲す、後産を失ひ貧困人に備はる鶴父母に事へて

死して孝  
心忘れ

孝養を盡し霜を履み星を戴き父を助けて勤勉倦む所無し父老い母亦病褥に在り一家の負擔殆ど鶴の一身に在り人其嫁期を過るを憐れみ數々婿を迎へんとを勸むと雖ども鶴辭して曰く父年老ひ母亦疾む且毎歲豐稔ならず家計益貧苦を極む豈に婿を容るゝの餘地あらんや厚意黙し難きも復た言ふこと勿れ里間相傳へて之れを稱す母疾革まるに及び鶴に謂つて曰く汝父母に事へて孝心最も盡す吾死すと雖ども忘れずと言ひ畢つて没す鶴慟哭人を動かし後年月を累ぬと雖ども談の母の事に及ぶや嗚咽涕を揮ひ宛も新喪の如し母亦性能く其父母に事へ會て孝養の名有り鶴真に其性を稟く至孝此の如きを見る豈偶然ならんや

### 孝女鶴傳

〔春華文稿〕

高野春華著

孝女鶴者 藩之足羽郡濱里人家故賤父曰長右衛門初鬻菜葉以爲生理坎塲殊甚因傭於他里夜守其里閭鶴天資孝謹夜々視省雖風雨晦冥無有復闕焉母又在病褥數年鶴早作夜思服勤不倦居恒線緒織絹以給口食苟自非父母之事不敢出行近鄰隣其過期而無匹偶數勸覓婿鶴因謝曰父老母疾加之比歲多荒茹茶飲藥

尙難養贍願甘心艱苦者豈可得乎勿復言於是舉里稱之不已母疾既革謂鶴曰我命在且夕汝事父母營侍甚勤吾死不忘永訣言畢而沒鶴悲哀動人衆爲泣下雖經時月對人語及先妣必嗚咽言淚俱發天明丙午冬閏十月里長具狀達于有司公乃賜鶴米苞若干以榮褒之鶴拜賜且泣人怪問之曰罔極之恩我豈敢致之母既弃世念之感泣耳鶴之母亦至性能事其父母一年其母疾城西數十里有越智山嶮絕千仞神殊靈恐其母病不起也徒跣而登者七次何則以精誠之詞拜禱神座請以身代母々體頓安其孝感如此而鶴能繼其資稟者錫類之美不亦宜乎嗚呼鶴女褒予於官風示於世而膾炙人口者亦可以見藩之政化矣抑亦女子夜行典刑所戒而鶴獨夜々省視於里門者此無他欲候父起居也若夫拜佛觀劇人相誘引必辭然則與彼不畏多露者天淵不翅矣予友山室氏屬予傳焉因傳之以備他日輶軒者採擇焉

### 鍛治十助子

今立郡粟田部といへるはあぢま野に遠からずそのかみおほあとの御名を里の名になづくるがよこなまるとかや今もおほさやかなる家あまたありてひ

ろびやかなる里なりけり、此里にかなたくみして世を渡る男、いかなる事にやありけん、天明の四とせ御國を追はれしが、その妻やがて男の子をなんうみける、この子物のこゝろわきまふる程になりて、近きあたりの人の、汝のちゝは都にありといふをききて、はしにたづねとひけるに、始めのほどは何やかとまぎらはしけれど、せちに尋ねとひけるまゝもらしきこへり、さらばねぎ奉りてむかへと、とも心にやすく世渡るたつきなしてんと、里のをさに歎きければ、やがてきこえあげしかど、とみに御ゆるしもなくて、年月かさなりぬ、扱享和三とせの秋、赦行はせ玉ひける時、ゆるされの人かずにくはへられければ、この子よるこぶ事かぎりなし、とく尋ねむかへ來んといふを、母しばしとめて、御國やはれ玉ふて後、二たび三たびは音づれもありしかど、それよりしては風のたよりも絶てきかず、みやこにますとはいへど、何方といふ程もしらず、能くたゞしてこそといふに、いやとよ逢奉るまで、天か下尋ね参せんに、何事かさふらはん、其間にもかくもなりなんはせんかたなしと、いと思ひきりたる風情なりければ、さらばいませしかるもふやうにはからへといひやるにぞ、父のちもやう物いひなど、よくとひならひ、さて伊勢の神詣などするさまに出立ちて、まづ京へのぼりつゝ、宮づかへの中だちを

木履の縁を親づき  
つ子の縁を親づき

する家々をはじめ、かやうの人はなきやとたづね廻りけれど、さしもにひろき都の事なれば、それと思ひあたるかたもなく、日數経にけるうちある所に、いひけるは、さる人にもあらんかと、おほしきが、七年ばかりの前迄、此あたりに居て、まづしき世わたりしたりしに、あきなひものゝ中に障る事ありて、いとむつかしげに見えし程に、難波津へとて行ぬと、難波津にては、何てよ所ととへど、それはしらずといひけるまゝ、さては往てたづねて見んとおもひて、難波津に下りて、又こゝかしことひたづねけるほどに、やゝありてあるところにて、越の粟田部とかやの人京より來て、しばしこのあたりにありけるがと、かくまづしかりしほどに、また京へとていぬ、はや一とせ二とせもすぎつべうおぼゆといひければ、又都へとこゝろざしてかへりけるに、雨の降ければ、みの笠着、ともし火持ちたる男に行あひぬへといそぎけるに、からかさゝしてぼくりはき、ともし火持ちたる男に行あひぬ、行過ぎてかの男つまづきまろびたるけはいに、火を打けしゆ、やゝとよびて火をかしてよといふに、此子立歸りて煙火かしてぬ、扱かの男、ぼくりの緒のきれたるをすげんとて、あたりを見けれど、何もなし、この子こゝろはやく、吾身のひもをきりて參らせんといふに、かの男いとうれしけれど、そのひもきりなば、何となやま

しかるべしといひけるを、くるしからずとて、こゝろよく切てあたへやり、さで火もちて参らせん、心しづかにすげ玉へといへば、かの男かぎりなく悦ひて、わかき人のいとまめやかなるこゝろばへなりもし、越の人にてはなしやといふに、いかにもこしの國なるが、いかにしてしり給ふやといへば、われもこしのものなれば、ことばづかひよくさしりつ、こしにてはいづかたの人なるぞ、いとなつかしといひければ、越にては粟田部のものにて、まだしらぬ父をたづねまどへるよしをかたりけり、扱名は何といふぞとふに、十助とかや、こたへければ、かの男のわかき時の名なりけるまゝ、いよ／＼いぶかしけれど、さすがに子をもたる事はなじとおもひわづらへる中、この子わがちしははらの内にてわかれつといふに、さらばそのたづぬる人を教へまいらせん、我は淀の町に、わび住居し侍れば、いさどくといさなひ行て、かたみにかたりあひけるに、うたがふべくもあらぬ、親子なりければ、うちつれて御國へかへりけるとかや、(雪の枝折)

橋爪村とめ

とめば大野郡橋爪村の百姓権三郎が妻なり、姑にはさきにをくれ、今は嘉右衛門

老人の我儘

とて年たけ病多き身ありけるが、夫は農事に暇なくなにかにつけてたゞおぼしとりのみ晝夜をいはず介抱しけり、めしをきし下部もあれど朝夕の食物はみづから調じ好める者は夜更ぬとともみに進む、まして次第におぼれて朝のこゝと晝にはたがひ夕の事あくればかはるかゝること多き中に、或時眞いひけるはわかふしとは床板のうへにていぬるに、よろしからずとく板をはづせよといひければ、其言葉の下よりたゞちにうちこぼちてわらをあつくしきかさね、蒲團の下をやりわけてふさしめたり、一日二日もすぎぬればかゝる所にふしむてはわが腰もひへぬ臺所なる大圓爐裏の上に板をしきその上こそよからめとありければとみに其言葉にまかせいかにもあたゝかにしつらひしが、是もまたしはれのうちにて奥なる一間に移せよかしといひやれば、其まゝうつしあるは次の間にもかへ幾度となく其言葉に従ひて心よくふさしむ、又時となくありがたき法議をかたり聞すべし下部までもよひ集めよなといひければ、野に山にいてあるものまでめしあつめてかたはらに居しめはやくすべしといふまでは如何なるしけき事のあるともさらに出しもやらす、あけくれ只其心を慰めんとのみはかりし事、傾主に聞えしかば、天明八年の十二月に寝美の米をあたへ遣せり



(幸 職 録)

### 吉田嘉衛右門

吉田嘉右衛門は奉行服部嘉右衛門の卒なり福井の人父嘗て江戸にありて病む往て之を追ふて歸る旅費現に費すこと多く妻と共に孝養怠らず市に出て鮮魚を買ひ之を供す其風雨と亦貧を厭はず茲に年あり妻をして其意底空しきを知らざらしめ身拮据勉勵數年にして父歿す其孝養世の知る所となり安永二年癸巳五月八日藩より褒賜ありたり

### 大野太右衛門

太右衛門は大野の城下七間西町といへる所にすめり父は寶曆十一年にうせ母は上昇の病ありて年ころ心くるひ折にふれ聲立て言る事などありければ隣わたりに聞えん事をいとひ家の内なるひと間を圍ひそれに居らしめ食物はすべて人の手を嫌ひしかば己れのみと一のへ晝夜介抱の心をゆたねて家の内の事怠りがちなれば下部などめしをかんと思ひつれどもし母の心にさはる事あら

母と姉と  
を介抱す

んもはかりがたくとてひとりしてよろづを勤め商ひ又はやみがたき事ありて外にいづれと食事のころは必かへりてすゝめや又一人の姉ありしがこれも母のごとくにやみてさまくによしなしごとなどいひければいさゝかもそのころにさからはず母とあなじさまに介抱し二人の兩便までのころ所なく扱ひぬかくて寛政元年の四月火災にあひし時もとみに小家をしつらひて二人ををらしめこのころははや氣力をとるへたるさまなればかの圍ひををやめけるに母は折くすめる家のうらのかたより魚町にゆきて會釋もなく何魚にてもひささげ來りければ太右衛門はとかく其魚屋に至りて價を贈りいひわびてさて此後も來らん時は何さまの魚にても心よくあたへ候へ其價をば必償ふべきをとにもかくにも母の心に任せて給はれよと頼みその外にもさまくなる無益の費ありけるをかへり見ず只人の扱ふ事母の心に應ずまじとそれをのみ覺束なく思ひいまだ妻をも娶らずして母と姉とにつかふるさまつゝにかはらざりしかば寛政二年二月に領主より米をもて賞しき

(幸 職 録)

甚兵衛

甚兵衛は福井の城下石場松尾町にすみて、人の爲にやとはれとなり其賃を得て世をわたりぬ、常に一人の老母に孝を盡し、日々の賃鏡も家にかへれば、皆母にあつたへよろず家の内の入用のもの何にてもあれ母の心に任せてかひ求め、又己やみかたき事ありていさゝかのものかふ時もそのゆるしを得ざればあへて求めず、夜は母のしづまるをまちて手となく足をさすり、残るとなく念頭につかへければ母も悦びて深く愛し、甚兵衛外よりかへる時は必門にひかへさて家にいりては甚兵衛さき／＼の物語りしてその心を慰めぬ、かくて母も病にかゝりしかば心をつくして介抱し、まづしくはあれどくすじ又は針醫を頼みて療養をばはるゝあさふしも叶はずなりければその汚れたるものは自らすハみてかはるゝかへ、こと北寒き夜は己が衣もぬぎてきせぬ、病はげしくつゝのりける時、此で醫者の許に走りゆきとく來り候へといひつれば、夜は更けれどその孝心によりてすみやかに來りぬ、もとより生れつゝ律義なる者なれば、母の病の癒ちん事を願ひてくすし來れば門にいてもろ手をあはせてよろこび其誠が通じけ

孝心醫者を感ぜしむ

水木

ん、病も日々にいえけりとぞ、かく晝夜看病に身をゆだねし事一月にあまりしかば、世わたりも誠に苦しかるべきに、そのさまを母より初め人にもさらに見せざりければ、領主も深く感じて、寛政二年の八月褒美として米をあたへぬ、

(孝 義 録)

和田中村圓右衛門

圓右衛門は足羽郡和田中村の百姓にてまたわらはへの時に父を失ひ兄妹と同じく母の手にあひたち、兄は成長に及て他の家に養はれ、妹もまた人にゆきぬ、されば下作とて人の田を耕して母とともにわびしく世をわたりけるにもとより正路なるものにてつゝるにそらごとなどいはず、下作の田より出る所を明白にして年ことの貢も怠らず納めければ、田主も其まめやかなるを常に稱しき、又村内に雇はるれば人よりも殊に勵み、長き日には晝休みとてみな息ひけれども、これはやすまて母を訪ひ、日もぐれに及びぬればとくかへりて妻子ともに母のまへにてさま／＼なる世の中の話してその心を慰め、外に貰へる食物は何にもあれ持かへり、母もし好まざれば我子にあたふ、かくて月日にそへて母あいをとる

孝 義 録

二百九

五里以外  
に酒を賣

へければ、夜は其枕上にふし、厠にゆけば必あきてしたがへり、されば母その勞苦を思ひとりしあながちにやめてよといひければ、其心を破らん事をそれて其後もひそかにあきてしたがひゆき、母かへりてふしぬれば、そのれもやがて寢間にいりてよく寢入たるさまにもてなしぬ、ある時母病にふして酒を好みけるに、近きほとりに酒うる家にてかひ求めけれど其味よろしからねば、同じ國なる府中といへる所によき酒あればとて、道のほと六七里計も隔りつるを其厭ひなく買得て進む、されどかゝる遠き所て求る事を母のもししり玉は、心づかひしてのみ玉ふまじと思ひ、何かし外よりよき酒をもちかへりければ幸に少し買ひ得て來りしなどいひ、その後も何くれといひなしてさらには是をしらしめず、妻もまたまめやかにして殘るかたなく介抱しけれど、つゐにうせにしかば、朝夕の歎き甚しく年ころの孝心も猶顯れしとて、領主より褒美の米をあたふ、時は寛政元年正月の事なりき

(孝 確 録)

「聖のかきよせ」寫本

孝子圓右衛門傳

孝子者藩之足羽郡和田中村農夫稱圓右 門、年十二喪父與兄妹隨母撫養、兄既

三時年四十

壯出贅於他邑、妹亦出嫁、孝子獨事其母、至孝、以家業乃業、佃種而專力備以供、母其妹亦能盡恭奉承唯謹、孝子天性誠樸、與人交無二諾、物非可取絲毫、不妄取、所佃田租入明白、田主每稱其廉潔、其備于里中精勤過人、田家每至春夏、當午皆輟耕、慰息、孝子乃赴至家省母、還共力作、日夕罷、俯歸、歸則侍母膝下、姉孫環聚、笑談、移時以娛母、凡得一甘味、雖在外必持歸、以遺母、母不喫、不敢先與幼兒、孝子以母晝日甚夜必在枕側、母適厠、持燈就之、抱扶備至、母閱其勞、曰去、吾能識厠所、不必累汝、孝子恐、遂母志、自是侍寢、陽爲熟寐、母適厠、潛起候于厠外、乃復先其還、寢蒙被而臥、母嘗疾求酒、忽至城市、買酒而歸、飲之、母曰、味不佳、孝子聞、府中有好酒、不遠百里而往、酤焉、還以進、因謂曰、會某餉佳釀、故持歸奉之、母飲而悅甚、於是復往、酤府酒而進、乃告母曰、今日往某所、謝前所惠酒、因言老親盡驢狀、彼喜亦復取佳釀、見餉終未肯告、所以其篤孝純至如此、母死且暮、哀切、鄉里益稱其至孝、今茲已酉、春二月、大里胥市郎左衛門上狀于司郡川村氏員、々々加廉察、達其事于執政大夫、執政大夫狃孝統、以直月主事白之吾 公、乃命氏員賜米以褒嘉之、嗚呼、是足以爲孝子矣、世衰道微、人無至性、之其所昵遊者、自備酒饌、相與飲、吸醉飽、至于父母、則漠然若不相關、或親病臥牀、委之他人、千里官遊以求榮達、或有自負虛譽、悅其親下、己直情自恣、不顧者、凡如此

孝 確

二百十一

輩比諸孝子何如耶孝子以一郡野鄙人爲人之所難能乃能極天爵之至貴實可謂無愧人子者矣抑亦吾藩善政教化之所致豈可使之泯滅無傳乎於是執政大夫伯君使潤傳焉潤因次第其狀中行事著傳文一通且爲贊辭亦用爲世勸贊曰  
世教類敗亂我綱常荷々孝子涅而益彰備耕雖寒每奉酒觴驪然色養日就月將人皆午愁唯爾不違夜必侍寢有煌燈光天報至性用樹世防卒致官賞更受農慶和田之邑孝子之鄉傳之昭美其家永昌

寛政巳酉之秋

文學 前田潤撰

### 小川久藏

南條郡日野山の麓中平吹村の雜家百姓に小川久藏といへる者あり父は源次郎といひて世々中平吹村にして高三十石を持たる者なりしが身多病なる上年水旱の禍に逢て難家とはなれり家に二子あり兄を平右衛門といひ弟は此久藏なりき然るに久藏性質至て孝行なるものにして幼きより父母を敬ふ事人に勝れ出入常にまのあたり行さきをつけ朝うかゞひ夕見まひ子の親に事るの禮也

のづから怠る事なかりき久藏七つの時源次郎長く勞はりて終に身まかりぬ久藏幼少なりといへども父の死を哀む事成人にこえ慟哭してやまず母もまた父かやまふの中より病にそみて歩行をなす事叶はず久藏母の側を離れず湯藥をなめ食を進め母の言にしたがはずといふ事なし平左衛門が十一の時より奉公に出侍りぬ平左衛門も孝心厚きものにて母にみつぎ久藏に力を添侍りぬ久藏は幼少なるが故に母に隨ひ親類の助力をもて月日を送り歳すてに十二に成りぬや貧窮にして渡世の分使もつき朝夕を過すに堪ざるをもて母に願ひ今年より奉公に出侍りぬ其心専ら母を養育の爲なるにより母の家居を遠く去るをいとひ村の内親類の家をたのみてつかふる事十八年に及びり其中晝夜にかぎらず時候の變ある時はいふにや及ぶ惣して一日の内勤の暇を伺ひて五度三度母の安否を問すといふ事なく常に食物己が碗飯を分て朝夕持送り母の食せるを見て後は箸を下す幸に珍菓魚物を得れば懐にして贈り己少しも喰ふ事なしいかなる大雷雨風の夜といへども母の寢所を見ずしてねるといふ事なしたましく嘉辰祭事村中會遊の時も久藏は主人にいとまを乞て母の家に居り薪を採菜を摘み母の養に備ふる事のみをなせり悲哉元來母病身なる上に十年以來猶

更中風を煩出し起居歩行も叶はず是に依て久藏つかへをやめて家にかへり、母の湯薬に心を盡し晝夜衣帶をとかず、是より大小の二便はいふに及ばず朝毎の手水洗足をも久藏一人して懐き抱へてなさしめ、着類の汚れてる時は我着物を脱て着せつゝ洗ひそゝぎをも自らなし、己は寒き時と雖も膚薄くなりて少も難義の色なく、晝夜の寐を起し宛も母の子をはごくむが如くなるを見る人感じて涙を落しぬ、久藏家に入てより後は持し田地作配といへるをもて渡世をいとなみ、父と農業に力を盡し日暮には人に先立て早く歸り、母の用事をとくのへ農業の外に他に行事あらず、况や夜中外へ出るといふ事なし、唯氏神日野山權現の御峰にばかり年々二三度宛夜に入て一人参詣し侍りぬ、抑此日野山と申は神靈あらたなる勝地にして、平日漫に登る事をゆるさず、若不淨不信の人ありてあし登らんとすれば必ず凶事有といひて恐てのぼる事をせず、唯七月廿四日祭禮の日のみ縦まゝに登山する事をゆるせり、然るに久藏に於て夜とに参詣することを人々聞傳へて、こはいかなる願のあればにや、天狗の住といふなるあの恐しき高山へたゞ獨夜のぼりぬるぞとあやしみ問ければ、久藏こたへて申けるはさればとよ我意の中第一母の病平癒を祈り、又は母存命の内兄弟息災にて母を養育し

日野山  
登り平癒  
祈るに

侍らん念願のみなりき、晝参詣しぬれば母の養ひ農業の妨となる、故に夜に入て参詣せる由を申侍りければ、村の人々も之を聞き誠心冥加に叶たるを感じあへり、此故にや母の病も少しく癒てことし既に七十餘に及べり、久藏年四十になりしかば、妻をも娶れかしなと親類知人よりくすめ侍りぬれば、久藏申けるに何も思召はさる事なれども、老母のいたはり起居も叶はず甚だ見苦しき形勢を他人に見えんも心よからず、其上妻を迎てはもしや母へ疎末になりなん事も如何なれば母存命の内は思ひもよらずといひて今に妻なくてぞくらしける、久藏生質至て温厚にして孝謹なるもの故、村中すべて久藏を見習ひ手本にすべしといひて平生兒童の教にもいひならはせる程の事なれば、一村の人々憐愍を加へ諸夫役等をも大かた久藏をさし除き介抱せるをもて近隣はいふに及ばず遠境までも久藏の名を聞及ばずと云事なし、此等の事ともや、福井へも流聞し侍りぬれば某へ御おほせの趣有によりて、やがて村の役人を呼集め久藏の身の上を尋ね侍りぬるに、諸人のいふ所少もたがはず幼少より甚だ孝行なる者にて平生孝養の有様更に言語に述がたき由を申侍るによりて、其あらまし事書をもて申述しかば、ことし寶曆八年戊寅十二月十六日評定所に於て、中平吹村の久藏

といへる百姓、年來母に甚だ孝行の趣御聴に達し、奇特と思召れ、御褒美として俵を五俵下し置る、者也、猶又村人とも心を添介抱申侍る様にと申付へきのよし、時の月番酒井知齋、それかしいひ渡したまひしを、孝子久藏及ひ村の役人申渡し之ありき、いと有難き事にこそ。

糟谷元宜書

〔越前藩史略〕 卷十三

松平重富  
公代

久藏姓小川、父曰源次郎、生二子、伯曰平左衛門、季即久藏、源次郎性多病、鬻田而佃、源次郎死、二子尚幼焉、母携二子寓食族家、二子但有至性、逮稍長、平左衛門出備於外、以資母、既而久藏亦備於邑中、便當省若得甘味、輒詣母處、進之日至數次、十八年間、猶一日、母病風、久藏罷備入奉之、屢登日野山、以禱母病、每以夜侍、病暇出務耕耘、辛難不可言也、人或勸娶、妻然以畏過己意、故不肯之、邑人益嘆服、父老訓子弟必以久藏爲儀準、旁邑亦幾化、其風事聞遠近、傳稱不寢、於是下是命令、邑中時瞻其遺之、寶曆八年寅十二月十六日、盛宣南條、郡中平吹村孝子久藏、賜倉米前書。久藏は文化七年庚午正月十八日卒す、同村天台宗西方寺に葬る、法名眞徳理玄、大徳といふ墓あり。

篠尾村さん

足羽郡篠尾村しのへの農夫善太夫といふもの、今茲七十有餘歳、妻は六十歳に及ひ一人の娘あり、名をさんといふ、廿四歳になりしが、常に父母に事へて能孝を盡し、家内睦ましく暮せしに、此善太夫篠尾一村群居の他より、路程十二三丁はなれて、福井より大野へ通ふ往還邑の側ら小天神山といふ處の下に、只一家のみ居住しぬ、十月二日の朝、大野領分間戸村の者九人相伴ひ、商物などを負擔ひ、福井より歸らんとて、右の往還字辨天といふ處に掛りしに、一疋の狼道を遮り、飛掛りしゆゑ、持所の杖にて力を合せ討防ぎ、三人は少し疵つさしが、狼は伏倒れしかば、既に死せりと思しに、暫くして再び起あがり、善太夫の妻家の前に、籬をしき粟米を日乾さんと世話し居し處の後え、その狼驅來り、面へ飛付しに、驚き仰向に倒れしを押掛り喰殺さんとする勢ひなるを、娘さん家にありて見るより、忽走り出、母を救はんと走り寄りしに、狼娘さんに飛かゝり、膝へ喰付しを、其儘狼の首捕へ推倒し、脊上へ跨り、父善太夫を呼しゆゑ、善太夫斧を持來り、終に父女兩人にて討殺しぬ、娘さん母の非命の死を救し事、誠に孝行の至りなり、善太夫も老年にて、健なる働さ人皆

娘狼を捕  
救へて母を

威嘆しけるよし、村役人とも郡役所へ走出るにより、郡奉行森田傳右衛門狀を詳にして申達し、此に於て十月十六日評定所に於て傳右衛門に命し御褒美として善太夫に銀七匁娘さんに米壹俵を下し賜りぬ。

篠尾村

年七十三 善太夫

年六十 同人妻せん

年二十四 同人娘さん

右文化十一戊午十月二日朝大野領間戸村持の者九人連にて前波往來篠尾村地内字辨天と申所にて狼飛懸に付荷杖にて擲候内三人手負の由然る處右出村善太夫妻家前へ籠干致居候處右狼罷出顔へ喰付くを娘さん見付候に付驅付候處亦右娘の膝へ喰付候を右善太夫斧を持來打殺候也

(真齋雜記)

別紙の通被仰付候其段可被申渡候森田傳右衛門

別紙 銀七匁篠尾出村善太夫米壹俵同人娘さん

右兩人儀先達而善太夫妻籠干致居候處狼飛掛り候節稀成働致し殊にさん儀

者抛身命母を助候儀格別奇特之儀に付爲御褒美右之通被下置候

〔繪圖文集〕

記農女參事

篠尾村農夫善太夫有一女名參、父母年老孝養弗懈、一日其母曝粟於舍側、會一巨狼爲衆所挺擊、怒奮奔來直齧母額、母幾驚絕、女遽趨出擲巨石中狼狼踣、即乘勢伏狼跨其背、按頂令不可動、善太夫適自外歸執樵斧斫狼首、戮力斃之、鄉里往々嘆稱不已、郡宰森田某具狀以聞、命賜女穀旌其孝烈、併賜朱提於善太夫、褒其老健云、嗟乎女之孝烈發於血誠、以免母之死、善太夫以七十老農亦能斧斫巨狼、扶女之急、山麓一家村乃有此烈女、健父耶、褒賜所及、不啻參善太夫亦可以風勵閭閻之義烈也。

篠尾邑農女名參事、父母孝養不懈、文化甲戌初冬其母出野巨狼奄至、嚙母々仆、女驚行騰跳於狼背、殆將拉殺之、其父聞呼聲、響急遽提樵斧走來戮力斃狼、公善之賜穀種、余年少曾記之、距今已三十八年也、原度支撫泉君令岩尾某(洞)齋兩女實蹟、欲使閭閻兒女子激揚以成其義烈、不亦善哉、余老懶雖固、辭他需至君之此舉、遂不能辭、併題略識其事云、孝烈擲身救母危、勢拉狼猛於斯姿、早生村女猶如此國婦士

娘難敢爲

嘉永四年年亥之二月

故文學梅洞 前田修

松之助

弘化三年五月鶴飼ヶ辻子町近江屋長兵衛召使松之助を奉行所へ召出されて其方儀近江屋長兵衛方へ子分に参り鍛冶職を見習ひ平日身持宜敷實體に相勤殊に先年長兵衛儀節季支拂ひかたに不手繰之儀有之當惑之折から其方兼て給銀の替りに貫居候休日は勿論常々夜分仕事を仕廻殆んど餘り火等有之節は右を貰ひ自職を致し聊つゝのもふけを溜おき骨折貯候銀子を指出し右拂方無滞爲相濟候事共も有之様相聞え年若之身にて神妙之志別て奇特之事に候依之小濱表へ申達し爲御褒美御米壹俵被下置候 (敦賀誌)

婢美那

美那は福井濱町商杪屋次兵衛の婢なり次兵衛の家世旅館を以て業とす美那これに仕ふる年あり性素樸にして謹慎朝夕家中の役を辨じ旁ら主の母の病を看

京町永寶  
火源助失

護し心力を盡すと孝子の慈母に事ふるが如し又主の妻兒を産む多く亦よく之を撫育し恰も吾子の如くす嘉永六年六月十二日京町火を失し延て濱町に及び一朝灰燼と化する戸數百餘主家亦其災を被り其新たに建てんとするや美那もへらく凡そ旅館業を爲す今新築すと雖ども一たび其類焼を聞かば客或ひは來らざる者あらん自ら生業衰頹の虞なきを得ずと遂に主家の兒十餘歳なる者を負ひ遠く其街道に出て行客を要して曰く主家不幸にして焼失すと雖ども日ならず家屋を新築し舊に倍して客を待たん希くは來駕他家に臨むこと勿れと懇々辭を盡して述べ遂に遊説數十里を遠しとせず山を越え谷を涉り美濃郡上に到る是を以て旅館落成に及ぶ客の來り投ずる者門前市の如し其主家に功ある概ね此の如し然れども美那更に功に誇るの色無く十年一日の如く主に仕へて志操ますく堅し安政五年十二月十六日町奉行渥美某美那を召し乃ち其行事を賞して藩札若干を賜ふ

記義婢咸事

戊午十二月十六日市令渥美某名濱町商杪屋次兵衛家婢咸其署於内庭傳執政大



夫命以書稱賞其行事且褒賜楮鈔若干焉蓋婢咸備於主家有年矣謹慎給役且旁看主母病爲竭其心力無所不至既又主家多產育撫字其兒如己出歲癸巳之日京町失火延燒數百家主家與焉其將再構也咸以謂凡客店爲生業今雖興作或客或徒見聞其焚熾其室即不來無復奈何爾遂奉主家兒十餘歲者日裹糧而出訪求其遠邑之以事而出必舍於主人氏者居里往告之曰主家今也不幸雖即焚懷不日營造嗣後有事而出請須仍舊以賜光臨設或當未竟功之際而來預備定居停主人以俟毋復煩他往矣如是奔波數十里遂踰國界而至美濃郡上以故及室成之日客之來投焉者愈多云咸之有功勞於主家也如此然亦不以爲功老而愈益操作不怠是以主家亦倚賴之有事心詢焉及有命命主翁則歡天喜地若已受賜然乃持小酒肴餉之比隣曰聊以廣自賀意爾余居與同里聞知其事久矣聞有今命喜而不寐因謂凡人自有彼我利害之念一萌乎中即便蠱他乃血性其行如鬼如蜮非復人類矣雖即士君子或不能見焉况於市井間之細民乎今如婢咸仁義之爲何事忠信之爲何物固非知之者然其所爲若此豈可不謂非出乎血性耶方今

明君在上賢輔在下新政之所及今茲未俱騰貴乃啓府金振窮乏發倉粟減米價且爲向貨錢幣於上者緩其收債之期而今且詳審如咸等比細民能事生能事親者數人行

事特召加之賞賜以風勵當世雖古聖賢之爲政理豈有復加之哉余竊有所感焉因記婢咸之事遂以及此

安政五年戊午冬十二月

真齋 高野進

奇特

幸六

昔朝倉家の臣下黒龍氏の家來に幸六といへるものありし主家に病人有て夜中ながら醫師を迎ひに往ける城下の大橋(橋今九十九)といへる橋の上にて身を投んとするものに出會先と引留何故に命を棄給ふにや子細具に聞せ候へ兎も角も爲へき事ならともく相談いたすへしと問ければ彼もの私しは此町端にて名もなき町人なるか家事の事に付き銀子借用せし方へ返済の日限なれともその銀子調ひかたく面皮を失ふゆゑに斯の仕合なり所詮とゞめ候ふとて困窮の身なれば調ふべき時節覺束なし活て見苦敷いひわけせんより死を以て斷るにしかず此儘にて放し候へと思ひ切たる様子なれば幸六氣の毒にもひその負

投身者な  
救ふ

銀の高を尋るに彼のもの錢高僅に六十目餘りなれど、孤獨の某なれば、他借すべ  
き所さへなしと聞、幸六頓て懐中押操りいさゝかの事に苦しみせずとも此銀に  
償ひ玉ひて死を止り給へと銀五十目餘り所持せしを與へければ、彼もの悦びて  
名所を問へども言はず、先に銀を借したる人の名所を知るがゆゑに身を投せん  
とまで幾を立て候ふ、我名所を明ば後日に斯の如き意思あらんも計りかたし、我  
寸志を承引候はゞ、早く先方へ返し候へと進めにまかせて、有がたき泪拭ひあへ  
ず立別れぬ、幸六急ぎ醫師の方へ至り迎へ來りしに、橋上の珍事にて、刻限隙入家  
内大にあんじ居たる所へ歸りしかば、主人大に叱り遅刻の故を責問ふに、幸六橋  
上の事を有のまゝに語り、我ため置たる給銀五十目餘り親元へ遣さんと存し懐  
中いたせしを惠みたるよし申ければ、主人も深く其志を感し幸六に百目の銀を  
與へ賞せられしとぞ、誠に下僕には稀なる高義なりとて、聞人皆贊美したるよし  
按に僅六十目の銀子返濟につかへ死を極しは餘り云甲斐なき事と思めれとさ  
にあらず我家に百六七十一年以前の古證文ありこれも同じく六十目の銀高なり  
其文言を見れば、借人年貢未進につき牢舎申つけられたれとも村内にて調ひ不  
申我家より貸し遣し漸く牢舎をゆるされかたじけなしいつ迄には、相違なく返

濟可致旨三役人連判にて剩へ入證人迄印形これあり今より見ればあかしく思  
へともこれにて昔し金銀の貴とかりし事を思ひ知らる(和語陰陽文)

### 上木新兵衛

上木新兵衛は越前の人朝倉義景時代に在り一日同國白鬼女の渡を過ぐ途に金  
百兩を拾ふ新兵衛乃ち其の高札を路傍に標して遺主を待つこと殆ど一年漸く  
にして其遺主の越後往還の白布行商なるを知り就いて金を返付せんとす商人  
新兵衛の無欲にして己に私すること無きに感じ辭して金を受けず上木亦これ  
を返さんと互ひに相争うて決せず竟に奉行の判決となり五十金を新兵衛に付  
す新兵衛止むことを得ず之れを收むるも直ちに此金を擲つて一字の法華寺を  
建設す名けて經王寺と云ふ又新兵衛曾て義景麾下士山崎右京の女を娶り即ち  
四女を生む新兵衛死後小幡九兵衛に再嫁す上木の長女加賀前田侯に仕へ利常  
侯を生む即ち壽福院是れなり

拾ふた金  
つて寺を建

### 〔三〕 州 志

加賀富田景周著

文祿二年癸巳夏四月十六日微妙公(利常)金澤城に生れ幼名を猿千代と稱す生

奇 持

母は小幡氏

壽福院殿是也其實父は上木新兵衛也母は山崎右京朝倉義景麾下にて女也四女を産す壽福子本保治右衛門の室栗田傳兵衛の室田邊助太夫室是也上木死後小幡九兵衛に再嫁し二男二女を産す嫡子は小幡右京次男は宮内其次は堀三兵衛の室其次は九里覺右衛門の室是也但し上木死後山崎氏壽福子を初め引つれて小幡へ再嫁し

上木新兵衛は朝倉義景時代の越前の郷人なり同國白鬼女の渡にて金百兩を拾ひ高札を建て遣せるものを俟けるに翌年に至りて金主は越後往來の白布商人と相分り金を復さんとするを商人上木の無欲に感じて受けず上木は是非に返さんといふて一定せず遂に所の奉行の判断となり五十兩づゝ分付すれば上木は此金にて一の法華寺を建立し經王寺と號す壽福君は此上木の女なれば金澤の小立野にも經王寺を建るは此由縁也金澤經王寺は初は越前經王寺の末寺なるか後に妙成寺の末寺となれり

### 桶屋孫十郎

孫十郎は敦賀郡敦賀十間町の桶屋なり兄弟四人あり兄は父の家をつぎ孫十郎はあさなきよりあなじ町なる桶屋何某の養子となり桶ゆふ事を業となしてありけるが成長に従ひて日々に實の父母を慕ひとかく養父にいひわひて別に養子して家業を譲り己は十間町に小き家をかゝりて桶屋となり常に實父母にまめやがにし養家へもまた親くそありけるかくて兄も孝行怠らざりけれといかにも父母をわがもとにむかへ朝ゆふにつかへたきとて兄にこひて家にむかへぬされば兄もさま／＼なる時の食物など贈りともに奉養を勵みしにいくほともなく母うせにしかば孫十郎その孝養の至らざる事を深く悲しみ是より後はたえて魚肉をくはずひとりの老父にます／＼心をつくし日々曉におきて父が終日の食までを備へをささて遠近を走りまはり家業をはげみかへる時は必めづらしさくだ物あるひはあたらしき魚などかひきて進む父其勞を憐みかゝる事必やめよかしどしば／＼いへどつゝに是を改めずまた餅を好みければ常に求めをさあるはみづからつきてくはせてわひしきあまりにすべての食物自由な

らざれど父には常に味ひのよきを進め夜も安く眠らすふたゝびみたびをの寝屋にゆきて安否を伺ひ夏は蚊帳をたれて父をふさせをのれはその外にふしるければかたへの人を見えて蚊屋の小さければかくはなしぬるや蚊のうれひさこそ多からめなといひけるをわれまつしきまゝに一つの外あらざりきもしおなじ蚊屋にふし返つて我手足をもて父の顔にもふれぬ一つは其罪いかばかりぞや外にいぬる心易さにはかしまして家業のためひねもす走りありきぬれば夜はいたく疲れて蚊のうれひをも覺へずといひければさゝつる人も感じあへりかゝる事年久しくしてつゐに怠らず世に孝子と稱しけれとをのれはさらに孝とも覺へず日夜つとむれども猶たらさるやうにぞありけるかくて壯年にいたりいまだ妻をも娶らずよりてあたりの人よりとくむかへよかしと勧めしにわれも父の奉養の助けにもむかへむと思へども他の人のいり來らんには必親族の如くにあらしもし父の心にあはさればわれにをいてもやすからず又させる罪もなきにおしやらんもほいなしとくうけひかすされば人々も其孝行をほめあへりければ享保十一年二月領主も其孝状を褒美として米をあたま時に父の善五郎年七十九とそきこえし孫十郎は其米おし戴き猶心やすからずかた

褒賞の米

への人に向ひ家親を養ふにたゞ日のたらざるを憂ふるのみ是を何を孝行といふべきしかるにこたひはからずも米給はれるはかたじけなき事なれば兄にも分ちてんといひしを兄のさゝてそれは汝の誠なる孝行を顯はさんとして下し玉はりしものなれば外に分つべきにあらずとてうけすされば其ことわりに服し家におさめをきて、日毎に父にそすすめけるある人いひけるはその米をはとめる家にあつけをき年ごとに利足を倍し永く家の助けにもなせよと進めしかと父を養はんためにとて君より給はりつるものなるをいかてか人に預け利を貪る事あるべきとて一粒も分たさりき

(孝 雜 録)

### 吉田宗左衛門

敦賀郡筑屋敷といふ所にすめる宗左衛門は、氏を吉田といひ高三百十六石ありをもちて郡中にては殊に家柄も正しく享保十四年の頃に此町の肝煎となれり、其時町のうちのものにいへらくもとより肝煎役の給銀といふとあれど町の爲によろしからずこれより後はうけまうすましとてことはりけりされど町の内のものあひはかりさきくの定めなればうけ給ひねかしとあなかに勧め

奇 特